

平成25年(ワ)第249号 国家賠償等請求事件 副本直送済

原告 A外4名

被告 秋田県外1名

準備書面(15)

2017年5月31日

秋田地方裁判所民事第1部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉岡 和弘

同 弁護士 鈴木 裕美

同 弁護士 国府 泰道

同 弁護士 虻川 高範

同 弁護士 清水 勉

同 弁護士 江野 栄

同 弁護士 近江 直人

同 弁護士 松本 和人

同 弁護士 西野 大輔

同 弁護士 富田 大

同 弁護士 丸山 紗代子

同 弁護士 出口 かおり

同 弁護士 森田 祐子

目 次

第1章	はじめに.....	8
第2章	事実関係.....	9
第1	刺突行為が行われた状況等について.....	9
1	証拠により認められるべき事実.....	9
(1)	原告Aの証言からいえる事実.....	9
(2)	血痕からいえる事実.....	16
(3)	着衣や本件凶器からいえる事実.....	27
(4)	小括.....	35
2	県警の主張について.....	36
(1)	はじめに.....	36
(2)	2人の警察官が勝手口から入ったときの状況と原告Aの存在.....	37
(3)	どちらが犯人か確認できなかったという主張について.....	44
(4)	津谷弁護士の手を掴み上げたのは、けん銃の暴発防止のためではない.....	46
(5)	刺突の直前に2人の警察官が津谷弁護士の手を掴んでいた場所.....	48
(6)	津谷弁護士を拘束したときの態様.....	50
(7)	津谷弁護士の手を離したときの状況.....	52
(8)	被告Sが津谷弁護士を刺突したときの状況.....	54
(9)	被告Sが暗闇から突進して来たとの嘘.....	55
(10)	「一瞬目を離した」ことから刺突状況を見ていないという嘘.....	56
(11)	被告Sらが寝室に入る状況を「よく見ていないこと」について.....	59
第2	110番通報に対する県警の対応と問題点.....	60
1	はじめに.....	60
2	通信指令室の役割ないし位置づけ.....	61
(1)	通信指令室の業務.....	61
(2)	通信指令業務における役割分担.....	61

(3) 初動警察刷新強化のための指針.....	62
(4) 規則等.....	64
(5) 小括.....	67
3 通信指令規則が制定された経緯.....	67
4 秋田県警本部通信指令室の体制.....	68
5 本件における通信指令室の対応状況.....	68
(1) 客観的な状況／津谷弁護士に対する殺人事件が進行していた.....	68
(2) 110番通報の受理状況.....	69
(3) 110番通報の指令状況.....	74
(4) 機捜6とのやりとり.....	74
6 通信指令室のとるべき対応.....	75
(1) 受理者について.....	75
(2) 指令者について.....	76
(3) 総合指令者について.....	77
7 本件における通信指令室の警察官らの対応の問題点.....	78
(1) 原告Aの110番通報.....	78
(2) 2人体制だった通信指令室.....	79
(3) 赤色灯を点けなかった.....	79
(4) 緩慢なI警部補の受理対応.....	79
(5) T巡査部長の不正確で簡潔すぎる指令.....	81
(6) 受理と指令の連携の悪さ.....	84
(7) 総合指令者の不在.....	86
第3 現着までの機捜6の行動と問題点・疑問点.....	86
1 機動捜査隊の任務について.....	86
2 機動捜査隊の担う初動警察活動の特殊性と重要性.....	87
3 訓練の重要性.....	89

4	実際の秋田県警察での日常的対応	90
5	機捜6の現着までの行動について	92
6	無線傍受以降	98
7	機捜6の行動の問題点・疑問点	105
	(1) 午前4時頃という時間帯	106
	(2) 「喧嘩口論」との指令, 機動捜査隊の職務との関係.....	106
	(3) 緊張感のない指令命令	107
	(4) 耐刃防護衣や警棒の着装	108
	(5) 追加情報の要求	109
	(6) 約200メートルの距離の走行所要時間.....	109
	(7) 現場直後の指示	109
	(8) 現着後のK巡查部長の行動.....	110
	(9) S 巡查の説明.....	111
	(10) 小括.....	111
第3章	津谷弁護士死亡という結果に関する被告らの責任.....	112
第1	被告Sの津谷弁護士に対する不法行為.....	112
第2	事件現場でのS警部補らの対応に係る被告側の責任.....	113
1	事件現場における警察官の義務	113
	(1) 警察官の義務の法的根拠	113
	(2) 現場において行うべき対応・行動の指針について	115
	(3) 110番通報により出動する警察官が持つべき認識・予測について	116
	(4) 本件の義務違反行為について以下に詳述すること	118
2	S警部補, K巡查部長の義務・義務違反について(総論)	118
	(1) 現場に臨場する機動捜査隊員の義務	118
	(2) S警部補らの義務違反について	119
3	本件における具体的義務違反行為について	120

(1) 本件のような現場における対応・行動の指針について	120
(2) S 警部補らの現場における対応・行動（事実関係の要約）	126
(3) 本件のような現場で通常とられるべき対応・行動について	131
(4) 本件における具体的義務違反行為	141
4 結果と因果関係ある義務違反行為とそれに至る一連の過失行為	146
(1) 殺害という結果と直接の因果関係のある行為	146
(2) S 警部補・K 巡査部長の一連の過失行為	147
第3 県警の権限不行使による被告県の責任	148
1 警察官の権限不行使が違法となる要件について	148
2 ①津谷弁護士生命・身体に対する具体的危険の切迫性	149
3 ②危険の切迫に対する警察官らの認識及び認識可能性について	150
(1) 原告Aによる110番通報に対するT巡査部長の認識	150
(2) 現場臨場したS警部補の認識	150
4 ③権限行使の容易性	151
(1) 警察官が行うべき職務行為	151
(2) 住居侵入の現行犯人として逮捕することは容易であった	151
(3) 不十分な指令でも臨場時の権限行使により容易に死亡結果を回避できた	154
5 ④結果回避可能性	157
6 因果関係があることについて	157
第4章 県警の虚偽説明及び県警の捜査に係る被告県の責任	158
第1 県警の捜査にかかる被告県の責任	158
1 はじめに	158
2 真相隠しを意図した捜査の実態	159
(1) 真相隠しとも言ふべき非常識極まりない現場保存	159
(2) 原告Aに無断で警察官面前調書を一部差し替えた	160
(3) 原告Aの供述を捜査の基礎としなかった	162

(4) S 警部補らの行動について、公判廷で虚偽の事実を述べた	162
3 小括	163
第2 県警の虚偽説明に係る被告県の責任	164
1 はじめに	164
2 本件の場合	166
(1) 原告らに対する虚偽の説明	167
(2) 議会における虚偽の説明	167
(3) 虚偽事実を記載した検証結果の公表	172
3 まとめ	173
第5章 被告Sの原告Aに対する不法行為	174
第6章 損害額の算定について	174
第1 津谷弁護士の損害	エラー! ブックマークが定義されていません。
第2 原告Aの被告らに対する請求に係る損害	エラー! ブックマークが定義されていません。
第3 原告B, 原告C及び原告Dの損害	エラー! ブックマークが定義されていません。
第4 原告亡E及び原告Fの被告らに対する請求に係る損害	エラー! ブックマークが定義されていません。
第5 原告Aの被告県に対する請求	エラー! ブックマークが定義されていません。
第6 原告Aを除く原告らの被告県に対する請求に係る損害	エラー! ブックマークが定義されていません。
第7 原告Aの被告Sに対する請求に係る損害	エラー! ブックマークが定義されていません。

第1章 はじめに

本件は、秋田県警の通信指令室が、喧嘩口論などと通報内容を誤解させる指令を行い、この指令を受けた機捜6も、現場近くに居ながらすぐに現場に向かわず、現場に到着した2人の警察官は、耐刃防護衣や警棒等を装着せず、何ら緊急事態に備える体勢もないまま、漫然、津谷弁護士宅内に立ち入り、機動捜査隊員に求められる諸行動をとらず、それどころか津谷弁護士夫婦が怪我なく侵入者を取り押さえていたのに、津谷弁護士の身体を自由を奪う一方、侵入者を捕まえようとせずその行動を自由にし、津谷弁護士を正面から2度も刺突できるようにしたという大失態を犯したばかりか、事件発生後の県警の捜査では、失態を隠すべく、現場の証拠保全を怠り、目撃者である原告Aの供述調書を改ざんするなどの明らかな逸脱行為に及び、原告ら遺族には真相を隠して虚偽説明を行い、一般市民にあたかも原告Aが虚偽の事実を流布しているかのような印象を与える言動に終始するなど、社会常識では考えられない、警察の異常さが凄まじい事案である。

原告ら遺族は、事件発生当初は、警察官らがとんでもない失態を犯したものの、県警は、被害者遺族らが納得する真相解明を行い、被害者遺族らに説明謝罪し、刑事裁判に公正な態度で臨むものと信じていた。2人の警察官に対しても、被害者遺族らに謝罪して、刑事法廷で真実を述べてくれるものと期待していた。

しかし、その信頼、期待は悉く裏切られた。2人の警察官は、本件訴訟でも原告らの目前で平然と嘘の証言をした。彼らに謝罪の気持ちが欠片でもないのであれば、もはや人間味のある警察活動ができるはずがない。今後も同様の失態があれば、隠ぺいに加担する側に立つことは明らかだ。そのような警察官は秋田県にはいない。このような警察官を警察組織内に囲い込む秋田県警の対応は、今後も同様の失態の再発と隠ぺいを繰り返させる原因になる。

この裁判は、事件の真相究明と県警の不法行為の実態を明らかにして、県警の責任を問うことにより、同じような不幸が今後繰り返さないようにという思いから起こされたものである。以下、この裁判の過程で明らかになった事実を述べる。

第2章 事実関係

第1 刺突行為が行われた状況等について

1 証拠により認められるべき事実

(1) 原告Aの証言からいえる事実

原告Aは、平成22年11月4日午前4時過ぎ頃、夫（津谷弁護士）の寝室の物音に気づいて目覚め、以後、はっきりした意識の下で考え、行動しており、その証言内容は、現場を体験した者として極めて具体的かつ迫真性に富んでおり、矛盾がなく首尾一貫しており、信用性が極めて高い。

以下、原告Aの証言内容に基づいて、事実関係を整理して主張する。

ア 110番通報

原告Aは、隣りの夫（津谷弁護士）の寝室から聞こえてくる物音や声の様子などから、津谷弁護士が殺されかねない状態にあると恐怖を感じ、同日午前4時05分25秒、自室から携帯電話で、通信指令室に110番通報をした（甲6，甲108写真1）。

原告Aは、「泉北3の●の●のツヤヒロタカです。」「誰か来てます。侵入者が。殺すとか言ってます。主人に。弁護士なんですけど。」と必死に訴えた。これに対して、通信指令室の警察官は、ゆっくりした口調で、「えー 弁護士？」「んー 何ヒロタカさん？」「住所どこですか？」「泉北」「三丁目の？」「●の●。何、もう一度お名前お願いします。」「ツヤさん？」「あー 津谷弁護士さん？」と、同じような質問を繰り返した。原告Aは、同じ質問を繰り返す警察官に対して「もういいかげんにしてほしい」と思った（原告A調書4頁）。

この際、警察官から原告Aに対して、携帯電話を切るなという指示は行われていない（甲6，原告A調書4頁）。

通信指令室の警察官は、「旦那さんは家にいないんですか？」、被告Sの怒鳴り声に対して「あー 声聞こえますね。」と、依然としてのんびり

した口ぶりだった。原告Aは、警察官の口ぶりにかつとなって、「早く来てください！」「わかりません、何となってるか。」と強く言って、携帯電話を切った。通報終了時間は、午前4時06分46秒であった（甲6，なお，甲5の2では43秒である）。

その後、通信指令室から原告Aの携帯電話には1度も電話がかかって来なかった。

イ 警察官到着までの原告Aの行動

（ア）原告Aが被告Sを見たときの状況

原告Aは、津谷弁護士の安否が心配だったので、レディーストレーナー、ルームウェアパンツ姿のまま自室から廊下に出て、津谷弁護士寝室（以下「津谷寝室」または「寝室」という。）の方を見ると、被告Sがいた。被告Sは、靴を履いたまま、津谷弁護士の寝室前の廊下に立って、津谷寝室の方（津谷弁護士）にけん銃の銃口を向けて、「ベスト着れ」などと怒鳴り、津谷弁護士に火薬入りベストを着させようとしていた（原告A調書5頁，甲108写真2）。

（イ）原告Aに対する殺人未遂行為

被告Sは、原告Aの存在に気付くと、同人の方に顔を向けて、「旦那とあんたを殺しに来た」と言った。原告Aは、被告Sに突然そのように言われ、その表情や顔色、雰囲気の異常さから恐怖心を強めた。被告Sは、原告Aに銃口を向け、「こっちに来い」と言い、応接室の方に来るよう手招きした。原告Aは、けん銃を突きつけられたままで、仕方なく被告Sの指示に従って、応接室ドア付近まで近づいた（甲108写真3～5）。

この際、原告Aは津谷弁護士に手の親指と小指を立てて振って110番したよというふう合図を送った（原告A調書6頁）が、原告Aの意図が津谷弁護士に正確に伝わったかは不明である。

被告Sが先に応接室に入り、「お前たちを殺すために持って来た」と言いながら、応接室内にあった幾つかの物体を廊下に投げた。それから、被告Sは、原告Aの左上腕部を掴んで、応接室内に引き入れようとした。応接室内に引き込まれれば殺されると思った原告Aは、応接室ドアのところの壁に右手を当てて、応接室に引き込まれないようにし、被告Sの手を振り切った（甲108の写真8～12）。

そして、原告Aは、台所へ移動し、警察官が入って来られるように勝手口の施錠を解いた。後を追って来た被告Sは、「何でそんなことをする！」と怒鳴りながら原告Aの腰にけん銃の銃口を突きつけたが、弾は発射されなかった（甲108の写真13～16）。

なお、この際、原告A及び津谷弁護士は特段声を発しておらず、勝手口付近で「言い争い」はなされていないし（原告A調書8頁）、津谷弁護士宅の構造から、原告A調書添付の現場状況説明図1（甲85の2）の桃色⑤付近で言い争いがなされたとしても、建物外構の勝手口門付近からこれを聞き取ることはできない（原告A調書8頁）。

（ウ）生命への危険の回避

原告Aは、同現場状況説明図2（甲85の3）の桃色⑨の位置で、咄嗟に被告Sがけん銃を握っている右手の前腕部を両手で掴んで持ち上げ、銃口を上に向けた（甲108の写真17）。津谷弁護士も被告Sの右前腕部を掴まえ、2人で被告Sの右腕を絞り上げるようにして、被告Sの攻撃を封じ、生命を奪われる危険から脱した（甲108の写真18）。

この際、原告A、津谷弁護士、被告Sは、同現場状況説明図2の桃色、水色、黄色の⑩の地点まで移動しているところ、原告Aはスピーカーに足をぶつけた（原告A調書9頁、甲108の写真19）。この証言のとおり、原告Aが足をぶつけた結果、甲115の60頁の写真5

9のとおり、スピーカー上に存した物品が散乱しており、原告Aの証言する状況は、現場の客観的状況と一致する。

ウ 警察官到着後の状況

(ア) 2人の警察官が勝手口から入った時点の状況

S警部補が津谷弁護士宅の勝手口のドアを開けた際、台所は明かりが点いており、原告A、津谷弁護士、被告Sは、同現場状況説明図2の桃色、水色、黄色の⑩の地点付近（廊下ではなく台所内部）におり、原告Aと津谷弁護士の2人で被告Sの右腕を絞り上げるようにして同人の攻撃を封じているところであった（原告A調書11頁、甲108の写真19）。

S警部補は、勝手口のドアを開けて「大丈夫ですか」と言って入ってきた。原告Aは、S警部補のその声を聞いて勝手口の方に顔を向けたところ（甲108の写真21）、S警部補の後に続いてK巡查部長も勝手口から入ってくるのが見えた（原告A調書11頁、甲108の写真20、21）。

原告Aは、警察官2人が到着したのを見て安心し、被告Sから手を離し、警察官らの制圧行為の邪魔にならないよう同現場状況説明図2の桃色⑬の本棚の前まで下がった。原告Aは、警察官2人が勝手口から入ってきたのを見たからこそ手を離したのであり（原告A調書12頁、甲108の写真20～22）、この時点でS警部補に続いてK巡查部長も勝手口から入っている。

S警部補及びK巡查部長は、警察官の身分を名乗ることなく、「大丈夫ですか」と述べた他はその後無言で、次々に、勝手口で靴を脱いで台所に上がり込み、本棚の前に立つ原告Aの目前を横切った。原告Aは、自分の前を通り過ぎるK巡查部長と目が合ったことを記憶している（甲108の写真25）。

津谷弁護士は、被告Sの腕を掴まえたままの状態でもみ合いながら廊下に出た。

(イ) 津谷弁護士を取り押さえた警察官ら

原告Aは、K巡査部長が原告Aの目の前を通り過ぎてから、本棚の前から台所の引き戸前まで移動し、津谷弁護士が戻ってくるのを待っていた（原告A調書12頁，甲108の写真26，27）。

しかし、津谷弁護士はなかなか戻ってこなかったため、不審に思った原告Aは、同現場状況説明図3（甲85の4）の桃色⑮の地点の廊下に出た。

すると、原告Aは、同現場状況説明図3の赤色、水色、茶色⑯の地点の応接室前廊下において、津谷弁護士が身体の両脇から2人の警察官に挟まれて両腕をそれぞれの警察官に両手で掴まれ、持ち上げられてつり上げられているような格好で取り押さえられているところを目撃した（原告A調書13頁，甲108の写真28）。

なお、被告Sも、被告S代理人の主尋問において、津谷弁護士と警察官の位置関係は甲108の写真28のような位置関係であるとの証言をしている（被告S調書3頁）。

津谷弁護士は、「なんでおれが」という顔をして、絞り出すような大声で「おれは被害者だ。あっちだ」と応接室のドアを指し示すようにして体をよじった（原告A調書13頁）。

原告Aも、この際、応接室の入口に刃先が見えたため（原告A調書13頁，甲108の写真28），大声で「あっちだ」と被告Sがいる応接室を指さした（原告A調書14頁，甲108の写真29）。

原告Aは、S警部補らが津谷弁護士をすぐに解放して、被告Sを逮捕するに違いないと考えて、台所に戻った。

(ウ) 刺傷後から津谷寝室に至る経緯

原告Aは台所の引き戸前で津谷弁護士が戻るのをじりじりとしながら待っていたが、津谷弁護士はなかなか戻ってこなかった（原告A調書14頁，甲108の写真30）。

しばらくの静寂の後、「ダダダダッ」という音がして、廊下を人が一塊になって移動していった。この際、原告Aは視線を落としていたため、最後に通り過ぎた者のみを目撃して記憶している。原告Aが目撃したところによれば、最後に通り過ぎた者は前屈みになって移動しており、その者はスウェットを着ていた（原告A調書15頁）。事件現場に居た者の服装から判断すると、この者が津谷弁護士である。

原告Aは、台所から廊下に出て、津谷弁護士の寝室に向かった。この際、原告Aは、甲115の197頁の⑩の位置に血痕を認めている（原告A調書18頁）。

この後に、津谷弁護士は寝室から台所へ移動して倒れ伏しており、甲115の197頁の血痕①②付近へ行ったことはない（原告A調書18頁）。したがって、血痕①，②，⑩が、津谷弁護士が応接室前廊下から寝室に至るまでに滴下した血痕である。すなわち、血痕①②付近で既に津谷弁護士は血痕が滴下するほどの傷を負っていたことになる。

(エ) 津谷弁護士の寝室での状況

原告Aは、津谷寝室で、甲108の写真31のような状況を見た（原告A調書32頁）。なお、甲82の写真53は不正確であり、原告Aの記憶では、甲108の写真31のとおりとなる。

原告Aは、前述のように廊下に血痕があるのを見たことから、「誰が刺されたの？」と聞いたところ、「おれ」という声が聞こえたので（甲108の写真32），怪我をした人がいると思い，119番通報をするために台所へ戻った。

(オ) 津谷弁護士が台所に入って来たときの状況

原告Aは、何度か119番通報をしたが、つながらなかった（甲108の写真33, 34）。そこへ寝室にいた津谷弁護士がふらふらしながら台所に入って来て、原告Aの目の前で倒れ、くの字の状態でも横たわり、胸部から大量の出血をしていた（甲108写真35～37）。

エ 捜査及び刑事裁判

(ア) 県警の原告Aに対する事情聴取

秋田中央警察署は、原告Aについて、平成22年11月4日午前7時30分頃から午前10時頃まで、事件の流れや目撃状況を聞いた。

この時作成された供述調書が、警察で作成された唯一の供述調書である（原告A調書19頁，甲149）。

原告Aは、同日の事情聴取の際、事件当日の短時間の聴取のみならず、後日に詳しい事情聴取が行われるものと考えていたが（原告A調書28頁）、実際は行われなかった。

そして、原告Aが、当該供述調書に津谷弁護士が応接室前廊下で2人の警察官に両側から両腕をつり上げられるような格好で取り押さえられていたことが記載されていないことを知ったのは、同年12月30日に原告A宅で県警から説明を受けた際であった（原告A調書23頁）。

(イ) 実況見分

県警による原告A立会の実況見分は、同年11月19日に実施され、同月26日に完成した。作成者は、秋田中央警察署のH巡查部長である（甲82，原告A調書30頁）。

原告Aは、この実況見分調書を本件訴訟で甲号証として証拠請求した後初めて見た（原告A調書31頁）。

当該実況見分には、秋田地検の平野検事と田中検事が立ち会って

た（原告A調書30頁）。

（ウ） 検察官の原告Aに対する事情聴取

平野検事は、S警部補とK巡査部長、被告S、原告Aの供述に相当乖離があるにもかかわらず、原告Aの供述内容について「疑問点がある」といった事情聴取は行わなかった（原告A調書34頁）。

（エ） 刑事裁判における証拠請求

甲52のとおり、刑事裁判において、原告Aの検面調書は一部不同意であったが、平野検事は当該不同意部分について原告Aの証人尋問を請求しなかった（原告A調書36頁）。

オ 原告ら遺族に対する県警の説明

平成22年12月3日、西川直哉県警本部長が原告A宅を訪ねて、原告Aら遺族に対して、「私どもに落ち度がありました」と言って謝罪した（原告A調書40頁）。

しかし、S警部補及びK巡査部長は、同年11月10日、同年12月9日、同月27日、秋田県議会教育公安委員会に説明者として出席せず、西川警察本部長をはじめ県警本部関係者らが出席して、本件現場に臨場した際から津谷弁護士が刺殺されるまでの経緯について虚偽説明をした。

（2） 血痕からいえる事実

ア 津谷弁護士は、応接室前廊下で刺突されたこと

本件では、津谷弁護士が被告Sの持つ刈込ばさみを分解して片刃にした押収時の長さ67センチメートルの刃物（甲31、以下「本件凶器」という。）で2度刺突されたことは明らかであるが、上記（1）のとおり、原告Aは直接目撃しておらず、刑事裁判では、刺突位置が特定されていない。

これに対して、被告Sによる2度の刺突は、2人の警察官（S警部補

及びK巡查部長)の目前で起こっているのであるから、2人が揃って目撃しているというのが自然であるにもかかわらず、2人とも1度も目撃していないという。これは極めて不可解である。

特に、本件凶器は、小型のナイフなどとは異なり、両手で持って突いて引くという動作をしないと刺すことができない凶器であり、被告Sのこれらの動きを2人の警察官が2度とも見逃したということは考え難い。

これに対して、原告らの主張は、応接室前廊下において、2度刺突され、そのときの津谷弁護士の体勢は、1度目が両腕を上げた状態、2度目が右腕を上げた状態だったというものである。

被告側はこれを主張として否定するだけで、どこでどのように刺突されたかについて、説得力ある具体的な説明をしていない。

以下、客観的物証である血痕に基づき、刺突位置等を明らかにする。

イ 血痕が応接室前廊下から点在するとの記述

検証調書(甲115)71頁には、「廊下には、仏間前から死者寝室前まで血痕様が点在しており」との記述がある。同記述は、仏間前すなわち応接室前から、死者寝室すなわち津谷寝室までの間の廊下に、血痕が点在していた事実を指摘するものである(なお、仏間前、子供部屋前などの文言を、以下「応接室前」と統一して表現する)。

そして、同検証調書の現場見取図5(197頁)をみると、血痕①～⑰の位置が記載されており、このうち、③～⑰は台所出入口から北側にあることから、「応接室前から」との記述に沿う血痕は①②である。

なお、同検証調書は、71頁では「点在」としながら、現場見取図5では血痕①②と③～⑰の間に他の血痕が記されていないこと、後述のとおり現場には①～⑰とは異別の血痕がブルーシート下に存在していたといえることなどから、調書の記述や現場見取図の正確性には疑問が残る。

いずれにせよ、同検証調書の「廊下には、応接室前から死者寝室前ま

での血痕様が点在」するとの記述は、津谷弁護士が応接室前廊下で刺突された事実を推認させるものである。

ウ 血痕①②の存在

血痕①について、同検証調書（甲 1 1 5）7 1 頁に、「a 廊下東側壁の延長線上から 5 0 センチメートル，台所南側壁の延長線上から 2 0 センチメートルの地点の床面にこすれたような血痕様」と記述され，血痕の存在する地点付近に **1** の札が置かれた写真 7 0，7 1 と，拡大した写真 7 5 がある（7 6 頁）。

血痕②については，7 1 頁に、「b 廊下東側壁の延長線上から 5 0 センチメートル，台所南側壁の延長線上から 3 6 センチメートルの地点の床面にこすれたような血痕様」と記載され，血痕が存在する地点に **2** の札が置かれた写真 7 0，7 1 と，拡大した写真 7 6 がある（7 7 頁）。

また，同検証調書の現場見取図 5（1 9 7 頁）の記載から，血痕①②は，台所出入口付近廊下ではなく，応接室前廊下の中央部分に存在することが理解される。

そして，津谷弁護士は，警察官らに取り押さえられて以降，応接室前廊下→津谷寝室→台所へと移動して倒れたが，その途中で再度，応接室前廊下側へ戻る行動をしていない（原告 A 調書 1 8 頁）。

したがって，血痕①②が応接室前廊下に存在するとの事実は，津谷弁護士が血痕①②が存在する位置，またはそれより更に玄関側の位置で刺突された事実を推測させるものである。この推測は，原告 A の目撃体験事実とも合致する。

エ ブルーシート下の血痕の存在

平成 2 2 年 1 2 月 2 7 日の秋田県議会教育公安委員会で，県警佐藤刑事部長は，「ブルーシートを掛けたのは 1 1 月 7 日から 8 日と確認しています」と答弁した（甲 1 6 の 1 5 / 2 4 頁）。また，西川警察本部長は，

ブルーシート下に「血痕があったかということについて、言われれば、血痕らしきものはございます。ただ、これは津谷先生の身体から滴下した血痕ではないと言うように考えております」と答弁した(17/24頁)。

このブルーシートの位置は、甲16末尾の見取図の←ブルーシートの置いた所→と記された範囲の廊下である。すなわち、北端は、応接室前廊下の本箱横と応接室ドア角の間に引いた点線であり、南端は、玄関の板張りとの境目である(甲85の5の水色斜線部分)。

ここで注意すべきは、このブルーシートの位置は、前記ウの血痕①②とは異なる位置に敷かれていたことである(甲85の5参照)。したがって、前記血痕①～⑰とは別に、検証調書(甲115)に記載されていない血痕が、ブルーシート下のどこかに存在していたことになる。

そこで、原告らからは、平成26年5月8日付け求釈明申立書別紙1で、「ブルーシート下に存在した血痕の形状、寸法、位置、血痕の帰属者を記した写真、図面等の資料」の釈明を求めたが、被告県は応答しなかった。そこで、原告らは、平成27年3月16日付け求釈明申立書19頁で再度の求釈明に及んだが、被告県は、「検証調書を基に論ずるべきであると思われるので、要点のみ回答する……」(準備書面(4)9頁)と応答するだけに終始した。そこで、原告らは、更に同年7月21日付け求釈明申立書12頁で釈明を求めたところ、被告県は、「ブルーシートは敷いた事実はないので……応じられない」とし(準備書面(5)11頁)、従前の応答と矛盾するような回答へ一転させたまま今日に至っている。

しかし、前記のとおり、警察本部長らが、ブルーシートを敷いた事実を認め、その下に血痕らしきものがあつたと答弁していたのだから、被告県の「ブルーシートは敷いた事実はない」との回答は、事実反する。

したがって、被告県は、ブルーシートを敷いた下に血痕が存在するこ

とを前提にして、同血痕が「津谷先生の身体から滴下した血痕ではない」ことの主張立証をすることこそが本来の応訴態度であるのに、同血痕の位置やDNA結果等の詳細を開示していない。

オ 応接室前廊下に点在する血痕は、被告県のストーリーを破綻させる

また、被告県は、応接室にいた被告Sが本件凶器を持って津谷寝室方向に突進し、津谷弁護士とともに津谷寝室になだれ込み逮捕されるという一連の経緯のどこかで津谷弁護士は刺突されたなどと主張する模様である。

仮に、被告県の主張とS警部補及びK巡查部長の証言を前提にすると、被告Sが津谷弁護士を刺突し得る位置は、台所出入口付近廊下(甲64の2, 甲65の2)から津谷寝室までの間に限られるから、「応接室前廊下に血痕が点在する」状況は発生し得ない。

また、前述のとおり、津谷弁護士は、被告Sと津谷寝室に入った後、寝室から台所へ移動して倒れたのであり、寝室から台所出入口付近の間の廊下を歩行したことはあっても、玄関側へ歩行した事実はない。したがって、寝室から出た後の津谷弁護士の動きによって、応接室前廊下に津谷弁護士の血液が滴下し、血痕①②などが付着することは起こり得えない。

よって、応接室前廊下に血痕が点在していた事実は、津谷弁護士が応接室前廊下で刺突された事実を推測させる客観的証拠になり得るが、被告県のストーリーとは矛盾し、同ストーリーは成り立たない。

カ 被告県から予想される反論と再反論

(ア) 血痕①②は「こすれたような血痕様」で、津谷弁護士の身体から滴下した血痕ではないとの反論について

血痕①②については、被告県から、例えば、検証調書(甲115)71頁に「こすれたような血痕様」と記述がある点に着目し、津谷弁

護士の身体から滴下した血痕ではないと反論する可能性もある。

(イ)「こすれ」が生じる前に滴下が先行すること

しかし、同検証調書の71頁に記載があるとおおり、本件では、「廊下には、応接室前から死者寝室前まで血痕様が点在していた」のである。

仮に「こすれたような血痕様」が存在したとしても、血痕が「こすれた」状態になるのは、その前提として、まず先に、応接室前廊下で津谷弁護士が刺突されて廊下に血液が滴下した事実が存在していなければならない概念である。そして、その後、同血液が何らかの原因で「こすれたような血痕様」になるのである。

したがって、検証調書に「こすれたような血痕様」との記述があっても、津谷弁護士の血液が先に廊下に滴下していた事実には変わりはない。

(ウ)「こすれたような」と記載することの問題性

また、そもそも、警察官が「こすれたような血痕様」と評価して、検証調書に記述することにも問題がある。検証調書には客観的事実のみを記述すべきであり、血痕の存在は写真と寸法のみで証拠化すべきである。「こすれたような」との評価を加えることは、予断を抱かせ、客観的事実の判断を歪めさせることになるからである。

検察事務官作成の捜査報告書(甲30)(作成日は平成23年7月6日であるが、検証を行った日は平成22年11月4日である。)28頁の写真32には、「血痕①の付着状況」、写真33にも「血痕②の付着状況」と記されているだけであり、「こすれたような」などとの記述はない。

一方、警察官作成の検証調書(甲115)は、平成22年11月18日に作成されたものであり、連日、県警の落ち度がマスコミ等により報道され、県警が過失を基礎づける事実を払拭しようと事実関係を

歪曲し始めていた時期である。検証調書の作成過程でも、県警のストーリーと矛盾する不都合な血痕①②について、津谷弁護士の手から滴下したものではないとの印象を強めるべく、敢えて「こすれたような」との文言を書き込んだ疑いがある。

(エ) 血痕①の位置に玉つぶ状の盛り上がった血痕が存在すること

さらに、検証調書(甲115)76頁の応接室前廊下に存在する血痕①の写真75では、甲198で説明するA～Hが写っている。そして、そのうちの甲198にいうB、E、F、Hは、玉つぶ状に盛り上がった血痕であると判断できる。

玉つぶ状に盛り上がっている血痕である以上、他の物などによって擦られて生じた血痕ではないことを意味する。**1**の札が置かれた付近にこれらの血痕が存在するとの事実は、応接室前廊下で津谷弁護士が刺された事実を推測させる。

また、これらの血痕は、玉つぶ状の盛り上がったものであり、決して擦れた血痕ではないのだから、検証調書の「こすれたような血痕様」との記述は、事実と反する。

また、甲198にいうB、E、F、Hの血痕は、玉つぶ状に盛り上がっているのだから、これらの血痕が、移動されたけん銃によって付着したとの推測も成り立たない。事実、応接室前廊下に置かれたけん銃の位置とこれらの血痕の位置とは、甲198の写真4のとおり一致しないのである。

(オ) 他の原因により「こすれ」が生じたとの反論について

さらに、被告らからは、「こすれたような血痕様」が生じた原因として、i 警察官が移動中に津谷弁護士の血液を足で踏んだ後に、血痕①②の箇所を歩行して付着させた、ii 警察官が津谷弁護士の血液が付着した「物」を血痕①②の箇所に置いて付着したとの反論も想定

される。

しかし、i に対しては、現場保存と改ざん禁止を鉄則とする警察官が、津谷弁護士を血液を足で踏み、そのまま無神経に廊下を歩行するという暴挙を犯すはずがない。

また、仮に、警察官が多数の血痕が存在する廊下を津谷寝室付近から玄関側へ移動した場合には、警察官の足に付着した血痕は、血痕②までの廊下に多く付着し、その後の血痕①付近では付着する量が少なくなるはずであるところ、血痕①付近には前記のB、E、F、Hなどの血痕が存在する（甲115の76頁）のに対し、血痕②の箇所には1点だけである（同77頁）。したがって、iの反論は成り立たない。

次に、ii に対しても、現場保存と改ざん禁止を鉄則とする警察官が、津谷弁護士の血液が付いた「物」を無神経に血痕①②に置くはずはない。また、万が一、警察官がそのような行為に及んだというならば、それは現場の改ざん行為であり虚偽証拠のねつ造と評価される違法行為となるのであるから、そうした行為を警察官が行うはずはなく、iiも成り立たない反論である。

(カ) 以上のとおり、「こすれたような血痕様」については、いずれの発生可能性も否定されることから、つまるところ、検証調書（甲115）の「こすれたような血痕様」とは、警察官の単なる主観的判断を書き込んだものにすぎず、本来、検証調書中に記載すべき内容ではなく、意味をなさない記述ということになる。むしろ、前記のとおり、血痕①の位置には、玉つぶ状の盛り上がった血痕も存在するのだから、事実と反する記述である。

キ 血痕の付着している本件凶器とけん銃を移動させたことの問題性

さらに、本件現場では、以下のとおり、血痕の付着している本件凶器とけん銃を警察官が移動させていた事実がある。これは、明らかな現場

破壊行為であり、事案の解明を誤らせる違法極まりない暴挙であった。したがって、裁判所は、警察の同暴挙を前提にした事実認定をすることは許されず、同現場破壊行為がなかった段階での事実を前提にした認定をすべきである。

(ア) 本件凶器の移動

平成22年11月8日の実況見分調書(甲33)の写真52～57では、津谷寝室内で、「仮想S警部補が刃物を取り上げた状況」等の写真解説が付され、写真58、59では、「仮想S警部補が刃物を後方に放る状況」との写真解説が付されている。これらから、S警部補は、津谷寝室内で本件凶器を被告Sから取り上げ、後方に放った事実が判明する。それにより、本件凶器は、本件犯行直後は、津谷寝室出入口前の廊下に存在していた事実が認定できる。

ところが、同月4日の捜査報告書(甲29)の写真5～7では、本件凶器が原告A寝室前付近の廊下にけん銃とともに置かれており、写真5には「妻の寝室前付近廊下に刈込ばさみ及びけん銃が置かれていた状況」との説明がされている。これらの写真の撮影は、午前4時17分から39分にされた(甲29の1頁)。しかし、上記のとおり、本件犯行直後は、本件凶器は津谷寝室出入口前の廊下に存在していたのであるから、甲29の写真5の説明は事実に反している。正確には、「津谷寝室出入口前の廊下に存在した本件凶器を、警察官が犯人逮捕直後にこれこれの理由で妻の寝室前付近廊下に移動させて置いた」と記述すべきはずである。

しかも、さらに、捜査報告書(甲30)の写真34では、応接室出入口付近の廊下で、「現行犯人逮捕後に撮影された被告人に血の付着した刈込みばさみとけん銃を示している状況」との写真解説が付されている。この写真の撮影は、午前4時17分から39分にされた(甲30

の1頁)。ここでも、正確には、「津谷寢室出入口前の廊下に存在した本件凶器を、警察官が犯人逮捕直後にこれこれの理由で妻の寢室前の廊下に移動させて置いた後、さらにこれこれの理由で応接室出入口付近の廊下に移動させて置いた」と記述すべきはずである。

以上のとおり、血液が付着していた本件凶器を、警察官が、津谷寢室出入口前廊下→原告A寢室前付近の廊下→応接室出入口付近の廊下へと転々移動させていた事実が判明する。

(イ) けん銃の移動

また、けん銃について、K巡査部長は、津谷弁護士から受け取ったと証言した(K調書80頁)。そうであれば、津谷弁護士から任意提出されたけん銃をそのまま領置するだけでよかった(H調書30頁)。

ところが、捜査報告書(甲29)の写真5～7では、けん銃が原告A寢室前付近の廊下に置かれている。さらに、捜査報告書(甲30)の写真34、35では、応接室出入口付近の廊下にけん銃が置かれている。

つまり、血液の付着したけん銃について、警察官が、津谷弁護士から任意提出を受ける→そのまま領置せず原告A寢室前の廊下へ→応接室出入口付近の廊下へと転々移動されていた事実が判明する。

(ウ) 現場破階行為であること

このように血痕の付着した本件凶器とけん銃を警察官が転々移動させた行為は、現場を破壊し事案の解明を誤らせる暴挙というほかない。

この点に対し、原田証人は、「駄目ですよ。……現場は、原状のままに保存するというのが鉄則ですからね。凶器なんかを勝手に動かしちゃいけません。」(原田調書31頁)、甲30の写真34について、「私はよく理解できないですけど、大体拳銃は、被告Sと拳銃とのつながりというのは、この時点でもう特定出来ていたんですか。できていないんじゃないですか。なんで被告Sにこれを示す必要があったのでし

ようねか。」(同頁),「現場を壊していると同じじゃないですか」(32頁)と証言し,警察官の異常な現場破壊行為の無謀さを指摘する。

とりわけ,けん銃の移動は,血痕①の位置に存在していた津谷弁護士から滴下した血痕が,あたかもけん銃を置いた際に付着したかのごとき外形を醸し出す結果を生じさせており,極めて遺憾なことである。

(エ) 本件凶器とけん銃が置かれた位置以外の血痕からいえること

これに対し,原告Aは,甲30の写真31,34を基に,廊下床材のます目の模様を確認しながら,血痕①(写真32)と血痕②(写真33)の位置を,実際の廊下において特定した(甲157の1,2)。さらに,写真34,35を基に,廊下床材のます目の模様を確認しながら,本件凶器とけん銃が移動されて置かれた位置を特定した(甲157の3)。

それにより,血痕②は,本件凶器やけん銃が移動され置かれた位置とは,遠く離れた全く一致しない場所に存在することを割り出した(甲157の1,2段目の写真,甲157の3,3段目の写真)。

血痕①付近の血痕については,けん銃が移動され置かれた位置と近接するものの(甲157の3の3段目の写真),甲198の写真4のとおり,けん銃の置かれた位置からはみ出す位置に複数の血痕が存在しており,厳密には一致していないことを割り出した。

そうすると,原田証言のとおり事件現場は原状保存が鉄則であり凶器は絶対に動かしてはならないこと,被告県のストーリーでは警察官らは被告Sがけん銃を持っている姿を見ていないのだから被告Sとけん銃とのつながりが特定できていない状況にあり現場でけん銃を被告Sに示す必要性がなかったこと,本件凶器やけん銃が3度にわたり移動されていることなどを勘案したとき,県警は,被告Sの逮捕後に,自らの失態を隠ぺいしようと,津谷弁護士の身体から滴下して付着し

ていた血痕①の上に、故意にけん銃を移動させて置くことにより、けん銃に付着していた血液が廊下に「こすれたような」外形を作出した疑いがある。

(3) 着衣や本件凶器からいえる事実

ア 押田鑑定書(甲105)の作成経緯等

原告Aは、平成23年5月頃、県警に対し、津谷弁護士の着衣などの任意提出物を還付するよう求めたところ、秋田地検に送致済みとの回答があり、同年9月27日、秋田地検から、津谷弁護士が刺突された際に着用していた「スエット上衣」(灰色)、「スエットズボン」(灰色)、「Tシャツ」(灰色)、「トランクス」(青と白のチェック柄)の4点の還付を受けた。これらは、いずれもビニール袋に包まれた状態で還付され、以後、原告Aは、還付を受けたままの状態で箆笥に収納していた。

その後、原告Aは、津谷弁護士が応接室前廊下で2人の警察官に両側から両腕をつり上げられるような格好で取り押さえられていた事実など、自ら目撃体験した事実を、被告県が悉く否定する応訴態度に直面した。

そこで、原告Aは、自ら目撃体験した事実の存在を還付された着衣等を用いて立証できないかと考え、法医学者の押田日大名誉教授(以下「押田教授」または「押田証人」という。)に相談し、平成28年3月28日付け鑑定書(甲105)の提供を受けるとともに、同年9月12日、証言を得る機会に恵まれた。

イ 「スエット上衣」及び「Tシャツ」の刺突痕の状況

捜査報告書(甲32)3枚目には、津谷弁護士の刺突時の着衣である「スエット上衣」と「Tシャツ」を撮影した写真がある。

こららの写真には、「スエット上衣」には、襟首から刺突痕まで19.4cm、「Tシャツ」には、襟首から刺突痕まで14.6cmなどの測定結

果が記載されている。

ウ 押田教授の鑑定書及び証言

押田教授の鑑定書(甲105)及び証言により、刺突された際の津谷弁護士及び2人の警察官の体勢が、以下のとおり判明した。

(ア) まず、押田教授は、美作鑑定書(甲47)及び同証言について、「特に問題は感じませんでした」(押田調書2頁)と述べたうえ、津谷弁護士の損傷については、美作意見と同様、「イが最初で、アがその後だろう」(10頁)、「致命傷はア」(11頁)と証言する。その理由として、「心臓に直接損傷がきたようなもので防御創をするというのは、通常はあり得ない」、「やはり最初に来たのを反射的に防御創を大体作ります」(12頁)と証言する。

(イ) 次に、押田教授は、鑑定書(甲105)4頁の5の3)で、「両側の警察官役の二人が、被害者役の三兄弟の両手を上方に確保した状態で、加害者が左下胸部の損傷イ……を生じたと仮定すると、写真23, 33, 39, 43の如く着衣の損傷に矛盾はみられない。そして、被害者が凶器を左手でつかんだとすると御遺体にみられる左手の損傷と矛盾がみられない」(4～5頁)と記述している。そして、この点につき、押田証言は、「両手を上げたような状態で……創イが生じたとすると、損傷の部位はほぼ直線状に上と下で合っている」(押田調書12頁)、気をつけ状態では位置がずれるけれども、両腕を上げると位置が一致する「そういう傾向です」(15頁)と指摘する。

(ウ) また、押田鑑定書(甲105)の5, 4)では、「その後、右側の警察官役が被害者役の右手を確保した状態で崩れ落ちて膝をつき、左上胸部損傷ア(「上やや前方向から下やや後ろ方向へ」)が生じたとすると矛盾がみられない(写真25・26, 35・36, 41・42, 45・46)」と記述している。そして、この点につき、押田証言は、「頭

の方から足の方に向かって入っていく損傷というのは、特殊な状況でしか生じないですね」(押田調書13～14頁)、「右手が上がってないとこの損傷は合わないということは確かめました。右手を離すと、着衣の損傷と体の方の損傷はもう食い違えます。それは確かめました」(28頁)、「いろんなことをやっぱり検討した結果、こういう形しかないということを一応書いたつもりです」(29頁)、「固定されていないと、意外と刺さらないんです。……中途半端な形で止まっていることはできません。これはもう明らかです。必ず、支点がなければ……刺される状態にはならないです」(29頁)と証言する。

(エ) さらに、県警が作成した写真撮影報告書(甲48)を示され、感想を求められた押田証人は、「非常に幼稚だと思います。……こんなものしたら、その途端に出入禁止にします」(15～16頁)と証言し、どこが幼稚なのかと問われると、「普通の人を着衣を着た状態で刺されています。ということは、着衣にものすごく大事な証拠が残っているわけで、そういうことを一切考えないで、ああでもない、こうでもないという議論をするのは、現実の捜査としては、もう捜査官として不適格ということで……空理空論で捜査をしてはなりません」(16頁)と証言している。そして、被告県代理人から甲63の1別紙69の写真を示された押田教授は、「この写真の状況では絶対に出来ないと思います。」「着衣と合わないのは明らかですから。着衣の損傷と体の損傷は絶対合いません。」「やってみたらすぐ分かります。着衣の損傷と体の損傷が一致しませんですよ。それは、私が全部そういうのはチェックしてます」「位置が違う」「着衣の刺入口と、体の損傷の位置が、違うと思います。」(30頁)と証言する。

(オ) 押田鑑定書及び証言等から明らかになる事実

以上、津谷弁護士が刺突時に着ていた「スエット上衣」と「Tシャ

ツ」の刺突痕と身体の損傷の位置のずれという客観的証拠、及び、血痕①②の存在、そして押田鑑定書と証言を総合すれば、「津谷弁護士は警察官二人に両手を上方に確保された状態で被告Sによって左下胸部の損傷イを刺突された」、「その後、右側の警察官が津谷弁護士の右手を確保した状態で津谷弁護士が崩れ落ちて膝をついた状態で、被告Sは同弁護士にめがけて上やや前方向から下やや後ろ方向へ向けて同弁護士の左上胸部の損傷アを刺突した」との事実が明らかになる。

これは、津谷弁護士が応接室前廊下で2人の警察官に両側から両腕をつり上げられるような格好で取り押さえられていたとの原告Aの目撃証言の正しさが証明されることになる。そして、その場面の直後に、津谷弁護士は、応接室前廊下で、2度刺突されたのである。

エ 前胸部を刺突されても医学的に歩行し得ること

(ア) このように、津谷弁護士は応接室前廊下で前胸部を2度刺突されたが、その直後に、同刺突位置から津谷寝室まで約6.8メートル、津谷寝室から台所まで約4メートルを歩行して倒れた。この点、被告県から、前胸部を2度刺突された場合、人はその場で即死するから、応接室前廊下→津谷寝室→台所へと歩行し得ないという主張がされることも想定される。

(イ) しかし、押田鑑定書及び証言は、以下のとおり、前胸部を刺突された津谷弁護士が上記行動をとることは、医学上に可能であると指摘する。

押田教授は、鑑定書(甲115)で、「心刺創を負いながらも自力で約60メートル移動した1例」と題する法医学論文(法医学の実際と研究36巻191-195頁1993年、鑑定書末尾添付)を紹介している。その論文194頁の表1「心臓刺創死亡例の受傷後の生存期間および行動」では、心臓刺創後でも550m歩行したり、約200m走

ったりした9つの実例が紹介されている。また、論文195頁の表2「心臓刺創後の生存例」では、受傷から病院到着まで20分から6時間であった6つの実例が紹介されている。

そして、押田鑑定書は、「このように心臓刺創後に移動できたり、救命される事例があることは明らかであり、心臓刺創後即死と単純に考えてはならない事例が存在することに気をつけなければならない。このような知識を得て、本事例を検討すれば、廊下で刺創受傷後寝室まで移動し、その後隣の台所まで移動することは当然の想定内の行動であることは明らかであろう」（6頁）と指摘する。

また、証言においても、「世界中の論文をいろいろ見た……実際に論文に書かれているのがこれだけあった」（押田調書17頁）、「実際に死体で発見されたのではなくて、けがをして心臓を刺された後に病院に到着して手術を受けて助かった人がこれだけいるということ」（18頁）、「胸を刺されたら、やりやがったな、どてっというのは、一般的ではありませんけれども、それが全てではないと。そんな単純な話ではないということを、この一例一例が教えてくれます」（18～19頁）などと指摘している。

また、通常、1回の心拍で約100ccの血液を体内に送り出すといわれている。そして、即死という現象は、心臓を包む膜（心嚢）内に血液が充満し、もはや心臓が鼓動し得なくなるとして即死するのである。ところが、本件では、本件凶器が津谷弁護士的心嚢を裂き、心嚢に孔が開いた状態になったため、津谷弁護士的心臓から送りだされる血液は、専ら体内に流れ込み、心嚢内に血液が充満して心臓が動けなくなる事態に至らなかったため、その後も心臓は動き続け、津谷弁護士は、応接室前廊下→津谷寝室→台所へと移動し得たのである。

以上のことから、前胸部を2度刺突された津谷弁護士が、その場で

即死することなく、応接室前廊下→津谷寝室→台所へと歩行した事実は、医学上も可能である。

オ 本件凶器の特殊性からみた被告側のストーリーの矛盾

(ア) 被告側は、津谷弁護士が刺突された位置や体勢について、被告Sが応接室出入口から飛び出して廊下で2人の警察官とぶつかることなく津谷弁護士に突進して寝室に一塊になってなだれ込んだ一連の所為のどこかで刺突されたと主張する模様である。

しかし、こうした被告側のストーリーには、本件凶器の特殊性からして、重大な矛盾が存在する。

(イ) 台所出入口付近廊下の幅の狭さ

まず、捜査報告書(甲31)では、本件凶器の形状について、押収時の長さは67cm、柄の直径は2.7cm、刃体の長さは22cm、刃渡り16.16cmなどの記述がある。

一方、台所出入口付近廊下(台所西側の廊下)は、2016年3月9日付け原告ら現場指示説明書記載のとおり、幅約172cmで、そのうち正方形の廊下床材4枚ほどの空間(91cm前後)しか人が通ることができなかった。

しかも、被告側のストーリーでは、台所出入口付近廊下に2人の警察官が存在したとしているのだから、91cm前後の幅しかない廊下に、2人の警察官と津谷弁護士が屹立していたことになる。

そうした環境下で、仮に被告Sが津谷弁護士に向かって応接室から突進して津谷寝室になだれこんだとしても、その間に被告Sが長さ67cmの本件凶器を持って移動しながら2人の警察官にぶつかることなく津谷弁護士の前胸部の上部と下部の2箇所を刺突することは、物理的に不可能である。こうした視点からも、被告側のストーリーには矛盾がある。

とりわけ、美作鑑定書（甲４７）、美作証言（甲６３の１）及び押田鑑定書（甲１０５）によると、刺突痕イは「前やや上方向から後ろやや下方向に刺し入れられた」、刺突痕アは、「前胸部左側部、胸骨頸切痕の下やや左方約１４．３ｃｍところから左方へ長さ約３．４ｃｍ、約０．８ｃｍ開く創あり……接して測ると左右約３．４ｃｍ……上やや前方向から下やや後ろ方向へ刺し入れられた」（（甲１０５の３頁）との指摘がある。

これらの指摘のとおり、津谷弁護士は、被告Ｓに本件凶器を「上から下に刺し入れられた」のであるから、９１ｃｍ前後の幅しかない廊下で、被告Ｓが２人の警察官にぶつかることなく津谷弁護士に向けて突進して津谷寝室に一塊でなだれこむという一連の所為中に刺突痕アとイを発じさせるというのは、物理的・時間的可能性は皆無とってよい。

こうしたことから、被告側のストーリーには、重大な矛盾がある。

（ウ）押田鑑定書及び証言での指摘

押田鑑定書（甲１０５）でも６頁で、「本件で使用された凶器は、全長約６７ｃｍ、刃体部の長さは約２２ｃｍであった。このような長い凶器を使用して、本件着衣の損傷や被害者に残された損傷を生ずることは、前記のような状態で刺入すること以外に考え難いことは明らかである」と指摘する。また、【鑑定事項３】において、「このような長い凶器を使用して、残された着衣の損傷や被害者に残された損傷を生ずることは、前記のような状態で刺入すること以外に考え難いことは明らかである」（８頁）と指摘する。

そして、押田証人は、以下のとおり、本件凶器の特殊性、及び、２度にわたる津谷弁護士の前胸部の刺突痕という特殊性、刺突時の着衣の損傷のズレ等を勘案したとき、被告側のストーリーは、これらと矛

盾して合理的説明をなし得ないと指摘する。すなわち、

「私も2000体以上の解剖をずっとやっているんですけども、こういう異様な形の凶器の損傷というのはそんなにあるわけではなくて、特に67センチというのは、簡単に逆手に持つとか、あっちに向けるとか、そういうことができるようなものではないし、外ならともかく、家の中ということになると、廊下でこれを振り回したりするということになれば、かなり損傷が周りに生じると。実際そういうことはできにくいというのが常識だと思います。」(押田調書19頁)と証言する。

また、「やっぱり本件の場合の特徴は、長さが67センチという凶器であるというところは非常に特徴的で、普通の家庭用の包丁を振り回すとかというのとはまるで違うと言うことだと思います。そういう意味では、もみ合っているところにさっきのような特殊な損傷が生じるということはずないと、これはもう御遺体を解剖している人にとっては常識じゃないかなと思います」(19頁)と証言する。

さらに、押田鑑定書6頁では、「なお、警察で撮影された各種の状況で刺入されたとされる写真は、単なる御遺体に残された損傷の部位を基礎として撮影されたものであり、着衣の損傷痕との整合性に関しては一切考慮していないことは明らかと推定される」と指摘する(【鑑定事項3】も同旨の記述がある)。

この点について、押田証人が、県警が作成した写真撮影報告書(甲48)に対し、「非常に幼稚だと思います。……こんなものしたら、途端に出入禁止にします」「空理空論で捜査をしてはなりません」(押田調書15～16頁)と証言したことは、前述のとおりである。

また、押田証人は、「私は少なくとも40年以上こういう仕事を、解剖もやっていますけれども、着衣を持ってこない死体解剖をしたこ

とは一件もありません。これは着衣を通して損傷がくるわけですから、その着衣を検討しないであらうかというのは空理空論で良くないということは、私の師匠から教わって、私の弟子、今15人ばかり、教授いますけれども、それには全部教えています。それは常識です」(押田調書32頁)と証言する。

さらに、「津谷弁護士の損傷痕からして、それ以外の態様はもう全く考えられないのでしょうか」と問われた押田証人は、「この凶器を考えたときに、そういう方向で、実際にその長さのものを私も持ってみたんですけど、かなり限られると思いますね。ですから、ああでもある、こうでもあるということは、多分ないだろうと思います」(押田調書37～38頁)と証言する。

(4) 小括

ア 刺突位置について

被告県のストーリーを前提にすれば、津谷弁護士の刺突位置は、台所出入口付近廊下(甲64の2、甲65の2)から津谷寝室までの間に限られる。

しかし、かかる主張は、応接室前廊下に血痕①②が存在するとの客観的事実に矛盾し、成り立たない。

また、仮に被告Sが津谷弁護士に向かって応接室から突進して津谷寝室になだれこんだと仮定しても、台所出入口付近廊下はわずか91cm前後の幅しかなく、しかも、その廊下には2人の警察官と津谷弁護士が屹立する状況であり、被告Sが長さ67cmもの本件凶器を使用し、警察官らにぶつかることなく津谷弁護士の前胸を2度にわたって刺突し得る物理的・時間的可能性はなく、とりわけ、刺突痕アは本件凶器を津谷弁護士の前胸部めがけて「上から下」(甲63の2、別紙6写真)へ刺し入れるという極めて異例な体勢下でしか生じず、被告県のストーリーは

成り立たない。

イ 刺突の態様について

さらに、被告県の主張する状況では、身体の異例な刺突痕アや着衣の刺突痕は生じず、押田鑑定意見書及び証言のとおり、津谷弁護士は、「両側の警察官二人に両手を上方に確保された状態で被告Sによって左下胸部の損傷イ部分を刺突され、その後、右側の警察官が津谷弁護士の右手を確保した状態で津谷弁護士が崩れ落ちて膝をついた状態で、被告Sが津谷弁護士にめがけて上やや前方向から下やや後ろ方向へ向けて津谷弁護士の左上胸部の損傷ア部分を刺突した」と認定することこそ、最も合理的に身体や着衣の刺突痕等を説明することになる。

ウ 以上のとおり、被告県のストーリーは、客観的物証と矛盾する架空かつ机上の空論でしかなく失当である。

他方、原告Aは、現場に居て、津谷弁護士が応接室前廊下で2人の警察官に両側から両腕をつり上げられるような格好で取り押さえられて、「おれは被害者だ。あっちだ」と応接室のドアを指し示すように体をよじったのを目撃し、原告Aも、応接室の入口に刃物が見えたため、「あっちだ」と被告Sがいる応接室を指差したのだから、原告Aの目撃体験事実こそ真実である。しかも、原告Aの目撃体験事実は、客観的物証とも合致するのである。

2 県警の主張について

(1) はじめに

被告県は、2人の警察官が勝手口から入ったときの状況から津谷弁護士が刺突されるまでの経緯までについて多くの虚偽事実を並べ立てている。逆に言えば、被告県（正確には秋田県警）にとって都合が悪くならないように思える事実のみが、当時事件現場にいた原告Aの説明と一致し、それ以外の事実は悉く異なるのである。狭い空間での2分足らずの間で出来事

である。通常であれば、その場に居合わせた者の記憶は、若干の見間違いや記憶違いを除き、ほぼ一致するはずである。それがそのようになっていないのが、本件事案の特徴である。

そこで、以下では、重要な事実関係について、県警のストーリーの真偽を確認していくこととする。

(2) 2人の警察官が勝手口から入ったときの状況と原告Aの存在

ア 県警のストーリー

S警部補は、津谷弁護士宅に到着して勝手口から入った際の状況について、台所前の廊下で津谷弁護士と被告Sがもみ合っていたが、原告Aの存在には気づかなかつたと主張する。また、K巡查部長は、S警部補が勝手口から入っていったのを見てから道路上を玄関の方へ少し歩いた後、戻って来て、13、4秒後に勝手口から入った。同様に、台所に原告Aの姿はなかつたと主張する。

そして、原告Aの存在は、S警部補・K巡查部長ともに後に台所の方から「あっち、あっち」という女性の声が聞こえるときまで気づかなかつた（S警部補調書10頁）とされている。

イ その欺瞞性について

しかし、被告県のかかる主張は、明らかに虚偽である。理由は以下のとおりである。

(ア) 二人一組での行動の意味

県警の主張によれば、S警部補及びK巡查部長は10秒以上の時間差を作ってばらばらに建物内に立ち入ったことになる。

しかし、事件現場に臨場する警察官の行動は二人一組で行うのが大原則であり（甲176～178）、複数の警察官と一緒に事件現場に臨場しながら最初からばらばらに行動することなどあり得ない。

これは何よりも警察官の安全を確保するためである。事件が進行中

の現場では、警察官はいつどこで誰からどのような攻撃を受けるかわからない危険に晒されている。そのため、警察官の安全を強化するために単独行動をせず、二人一組で行動するのを常としているのである。一人よりも二人の方が相手を威圧でき、一人が相手と対峙しているときに他方が県警本部に連絡をして応援を求めることもできる。一人ではできない。一人か二人の違いで、危険度は二分の一になるのではなく、大きな危険対危険ゼロというほどの差があるのである。S警部補及びK巡查部長がこのことを知らないはずがない。

S警部補らが緊張感を持って事件現場に臨んだというのであれば、尚更のこと、二人で一緒に行動したはずである。S警部補が勝手口ドアを開けたときには、そのすぐ後ろにK巡查部長が立っていたのである。K巡查部長がS警部補ひとりに先に立ち入らせることは、S警部補だけを、どんな凶器を持っているかも幾人いるかもわからない侵入者の危険に晒すことになる。まるで、部下が上司を意図的に危険に晒している構図である。上下関係が厳しい警察組織において、このようなことを部下が上司にできるはずがない。

K巡查部長によると、道路を少し玄関方向に歩いた後、戻って来て（K巡查部長調書添付図面）、勝手口から入って行ったというのだが、道路を少し玄関方向に歩いて戻って来るという行動に捜査として何の意味があるのか不可解である。ましてや、まだ暗い時間帯にもかかわらず、照明器具で注意深く捜査することもせず、扉で仕切られた敷地内に入ることもせず、道路を少し歩くだけの行為には何の意味もない。そのような無駄な行動をベテランの警察官であるK巡查部長がとるはずがない。仮にこれが事実であれば、K巡查部長はこのとき仕事のやる気がなく、ぶらついていただけである。緊急事件の現場に到着した警察官の行動ではない。K巡查部長がS警部補のすぐ後をつけて行か

ない理由がおよそ見当たらない。

S 警部補らが緊張感を持って現場に臨んだのであれば、K 巡査部長が S 警部補ひとりを危険に晒す上記のような奇妙で怠惰な行動をとるはずがなく、逆に、緊張感なく現場に臨んだのであれば、K 巡査部長が S 警部補と別々に行動して周辺捜査をする必要がない。S 警部補及び K 巡査部長は一緒に勝手口に向かい、先行する S 警部補が勝手口ドアを開け、S 警部補、次いで K 巡査部長の順番で台所に上がり込んだのである。

原告 A が目撃したとおりの事実だったのである。

(イ) 原告 A の行動の合理的な連続性

このことは、原告 A の現場対応状況からも裏付けられる。

津谷弁護士は、自らの命の危険を感じながら、同時に、隣室で寝ている妻の命への危険を考え、そちらに危害が及ばないようにとということを考えていたはずである。

これに対して、隣室にいる夫が侵入者に殺されそうになっていることを知った原告 A は、津谷弁護士の命を守るために警察に助けを求めべく 110 番通報をした。そして、電話を切ると、原告 A は実際に自分に何ができるかわからないまま、津谷弁護士を助けるべく廊下に出た。そこで侵入者の被告 S と向き合う格好になり、被告 S に手首を掴まれ、応接室に引きずり込まれそうになった。この間、被告 S の津谷弁護士への攻撃は止んでいた。原告 A は、このまま応接室に引きずり込まれればそこで殺されると思い、被告 S の手を振りほどいて、台所に駆け込むと、勝手口のドアの鍵を開けた。就寝前に出入口に鍵を掛けていたので、そのままでは警察官が入って来ることができないことに気付き、道路に近く普段よく使っている勝手口の鍵を開けたのである。

原告Aが勝手口の鍵を開けると、被告Sが追いついて来て、「何でそんなことをする！」と怒鳴りながら、けん銃の銃口を原告Aの腰近くに突きつけた。咄嗟に原告Aは、撃たれないようにするために、被告Sがけん銃を握っている右手の前腕部を両手で掴んで持ち上げ銃口を上に向けたところ、津谷弁護士がこれに加勢して同じ行動をとった。その状態で3人は台所内を廊下の方へ移動して行った。

このような原告Aの行動は、合理的で連続性があり無駄が無い。また、原告Aに危害が及ばないように原告Aの行動に加勢する津谷弁護士の行動も合理的であり、不自然な点はない。

警察官が来るまで2人でしっかり捕まえていなければ、けん銃を持っている被告Sの手は自由になり、2人ともか2人のうちのどちらかがけん銃で撃たれるかもしれない状況だったのである。

なお、雑誌フラッシュの記事（甲102の12）には、「私は、拳銃がおもちゃではないかと思っていたので、振り向きざまに被告Sの手をねじ上げました。」と書かれているが、その内容は不正確である。おもちゃだと思ったのは、最初に自室から廊下に出て被告Sが津谷弁護士の方にけん銃を向けているのを見た場面であり、けん銃に手作りのような白っぽい消音機のようなものが付いていたこともあっておもちゃのように思えたということである。しかし、その後、被告Sが「旦那とあんたを殺しに来た」と言った際の表情や顔色、雰囲気の異常さから、原告Aは恐怖心を強め、本物のけん銃かもしれないと思えたので、被告Sに銃口を向けられ「こっちに来い」と手招きされた場面において、けん銃を突き付けられたまま、仕方なく被告Sの指示に従って、応接室ドア付近まで行ったのである。さらに、原告Aは、応接室に引き込まれそうになるなどして恐怖心をますます強め、勝手口で腰に銃口を突きつけられたときには、けん銃は本物だろうと思えたので、

撃たれないように、被告Sの腕を持ち上げて銃口を上に向けたのである。もしおもちゃだと思っていたら、そのような行動をして銃口を上に向ける必要はなかったし、するはずがない。雑誌フラッシュの記事は、このような場面の流れを省略しつつ「おもちゃ」という単語を切り取って用いたために不正確になっているにすぎない。この点について、原告Aは、記事は「全部合っているとは言えません。」「違うな」というところもあった」と証言している（原告A調書47頁）。

また、けん銃の安全装置が外されておらず実際に撃てる状態になっていなかったというのは後からわかったことであり、事件当時は津谷弁護士も原告Aも撃ち殺されると思い、撃たれないようにすることに必死だったのである。そんなときに、原告Aが掴んでいる被告Sの手を離して、警察官が来るまで、隠れたり休憩したりする行動をとろうとすることは、津谷弁護士ひとりを被告Sに対峙させることであり、津谷弁護士を生命の危険に晒すことになる。原告Aがそのような行動をとることは、それまでの行動選択からしてあり得ない。

原告Aが掴んでいる被告Sの手を離すことがあるとすれば、自分が110番通報したことによってもうすぐ来てくれるはずの警察官が到着し勝手口から入って来てくれたときだけである。

では、原告Aは、警察官が来たことにいつ気づいたのか。S警部補が勝手口ドアを開け、「大丈夫ですか」と言って入ってきたとき、原告Aは勝手口に背を向ける位置に立っていたことから、その声に反応して振り向いて私服警察官が2人いることに初めて気づいた。私服の2人の男性を警察官だと即断できたのは、自分が110番通報していたからである。この人たちが入れるように、原告Aは必死になって台所に駆け込み、勝手口の鍵を開けていたのである。このとき原告Aはやっと安心し、その後の対応を2人の警察官に委ねるべく被告Sの腕を

掴んでいた自分の手を緩めて離したのである。

そうであれば、2人の警察官は原告Aの姿を目の前に見ているし、原告Aが被告Sの腕を離すところも見ているのである。

(ウ) 県警が嘘をつく理由

(イ)のような経緯は、県警にとっても容易に理解できる事実経過である。これに沿わない事実をS警部補及びK巡查部長が弁解したら、県警はS警部補らの弁解こそ疑うべきであるし、容易に彼らの虚偽を見抜いたはずである。S警部補ら2人が結託しても県警の執拗な事情聴取にごまかしきれはるはずがない。

それが、捜査においても刑事裁判においても、さらには本件訴訟においても、S警部補及びK巡查部長が不自然な弁解を維持できているのは、彼らが県警や検察に上手に嘘をつき通しているからではない。県警こそが、積極的に虚偽の事実を作り上げ、S警部補らに自分が体験していないことを言わせているからである。

では、なぜ、県警はそのようなことをするのか。それは、特に逮捕術を身につけているわけでもない、ごく普通の50代の夫婦が取り押さえることができていた、身長160cm足らずの60代の被告Sを、身長185cmもある屈強なベテラン警察官2人が直ちに捕まえることができなかつただけでなく、警察官らが立ち入るまで怪我さえしていなかった津谷弁護士を侵入者によって2度も正面から鋭利な凶器で突き刺すことを可能にさせてしまい、死亡させてしまったという大失態を世間に知られたくなかつたからである。

この大失態はS警部補及びK巡查部長だけの個人責任が問われて終わるものではない。県警組織全体の弛みとして県警本部長をはじめとして県警全体が、秋田県民だけでなく全国民から厳しく非難されることは必至であった。これを回避するには、県警が率先して、虚偽の事

実経過を作り上げ、それをS警部補らに述べさせるしかなかったのである。

S警部補らは、通報者が女性で、家人であることを知っていた。そうすると、真っ先に通報者の原告Aに状況を尋ねるのが手順である。S警部補も「あの状況でしたら、争っている2人の方を指さして、どっちですか、相手は誰ですかというふうな感じで聞いたかと思います。」と述べている（S警部補調書7頁）。K巡查部長も「私が台所に入ったときもし仮に原告Aさんがいれば、原告Aさんに事情を、犯人はどこですかとか、どうしました、事案の概要は何ですかと、これは聞いたかと思います。」と述べている（K巡查部長調書5頁）。

このように原告Aに尋ねれば、被告Sがけん銃を持って侵入してきたことが告げられ、現場の状況の把握が容易に可能となったはずであるが、S警部補らは実際にはそうしなかった。S警部補らは、最初に状況を確認するという最も基本的なことすらできていなかった。それさえ実行するだけの心の準備ができていなかったのだ。その事実をごまかすために、原告Aが台所にいなかったことを前提とするストーリーを作り上げたのである。

さらに言えば、S警部補らが勝手口から入ってきたとき、津谷弁護士と原告Aが被告Sの腕を掴み上げていたところを目撃した。S警部補及びK巡查部長がこの状況をそのまま引き継げば、被告Sを容易に逮捕することができた。ところが実際には、津谷弁護士、原告A、被告Sに、警察であることを告げず、「動くな」とも「けん銃を渡せ」とも言わず、黙っていたために、被告Sを取り押さえている状態を引き継ぐことができなかった。この失敗を隠すために、津谷弁護士と原告Aが被告Sの腕を掴み上げている状況にあったことは認めず、勝手口に入ってきたときにはすでに台所から廊下に出て津谷弁護士と被告S

が揉み合っていた状況だと説明することにしたのである。

(3) どちらが犯人か確認できなかったという主張について

ア 県警のストーリー

S警部補は、原告Aを見ておらず、2人の男が廊下で組み合っているところが見えたという前提で、2人の服装からどちらが犯人かすぐに分ったのではないかと質問に対して、「私が争っている2人を見たのはほんの一瞬であり、その後、すぐに割って入っておりますので、服装まで確認するようないともありませんでした。」と述べ、勝手口から入ってきた時点で、どちらが犯人か判断するいとまがなかったと述べている(S警部補調書8頁)。

イ その欺瞞性について

S警部補及びK巡查部長が立ち入った場所は、事件が進行中の現場である。そのような場所に立ち入るときのために、警察官は逮捕術の教育を受けている。その内容を書いたものが逮捕術教範(甲193)である。逮捕術教範3条2号では、「とっさに、相手の態度、凶器の有無、人数等を識別するとともに」と規定し、現場の状況把握の重要性を指摘している。現場に到着するまで現場がどのようなになっているか、警察官にはよくわからない。そのような状況で、警察官は自身の安全を確保しながら、被害者を救護し、加害者を逮捕しなければならない。そのためには、現場に臨場したときに即座に状況を把握し、躊躇することなく、最も効果的な行動とらなければならない。当然の内容である。

勝手口に入ったときの台所内の見通しはよく、台所の引き戸付近まで見通すことができる。そこで、S警部補及びK巡查部長が見た光景は、上記(2)で説明したとおり、廊下に近い台所内で、津谷弁護士と原告Aがけん銃を持っている被告Sの腕を掴まえて上げているところだった。3人の姿が見えている。3人が上げている手の先にあるものが被告Sが

持っているけん銃であることもわかった（甲108の写真21）。

冬に近い11月4日の午前4時頃という時間帯からして、家人の部屋着と侵入者の外着の違いは一目瞭然である。また、日本家屋の津谷弁護士宅では当時、津谷弁護士と原告Aは履き物を履いていないが、外部から侵入してきた被告Sは履物を履いていた。服装の違い、履物の有無から、誰が侵入者であるかは一目瞭然であった。「一瞬」であったことは何ら理由にならない。

しかも、110番通報したであろう女性ともう1人の男性（津谷弁護士）がもう1人の男（被告S）の腕を押さえているという関係からも、誰が家人で誰が侵入者かを判断することは、視覚的に容易だった。

けん銃がなければ（服装だけからみれば）どちらが侵入者かだけを判断すればよかったのだが、けん銃が見えていたことから、侵入者が誰かという問題とけん銃の不法所持者は誰かという問題があって、S警部補及びK巡查部長は混乱し、津谷弁護士がけん銃を手にしたのを見たとき、どちらが侵入者かを確認しないまま、津谷弁護士を犯人だと即断してしまったと考えられる。そのような思い込みが、服装や状況を観察して誰が犯人か判断するのを誤らせたのである。

この点に関連して、S警部補やK巡查部長は、「いとまがなかったこと」を行うべき行為をしなかったことの弁解理由としてしばしば述べている。例えば、S警部補は、110番通報者を確認しなかった理由に「いとまがなかった」ことを挙げている（S警部補調書43頁）。K巡查部長も同様に、警察だと告げなかった理由は「いとまがなかった」（K巡查部長調書42頁）、犯人が誰かを確認しなかった理由は「時間はありませんでした」（50頁）と述べている。

しかし、津谷弁護士の手を掴み上げる行為をとったとしても、これに先んじて、あるいは同時に、それらの質問を発することは容易にできた。

いとまがなかった，余裕がなかった，他の行為を先んじてやろうとしたなどの理由は，上記告知・質問をしなかったことの原因にはなり得ない。

けん銃を所持していた津谷弁護士を最初に犯人（侵入者）だと即断してしまったことから，本来すべき確認行為を怠る結果になってしまったとみるのが合理的である。

（４）津谷弁護士の手を掴み上げたのは，けん銃の暴発防止のためではない

ア 県警のストーリー

S警部補は、「やめろ，離せ」と警告してその間に入り，2人を引き離そうとすると共に，津谷弁護士が右手にけん銃を持っていたことから危険回避のために津谷弁護士の右手首を両手で掴みあげ，銃口を上に向けて取り上げようとしたと述べる。

この点について，S警部補は，「犯人と誤認したわけではありません。飽くまでも危険防止のため，拳銃を持っていた右手を押さえたのです。凶器の拳銃の存在を認識した時点において，これを取り上げにかかることは，警察官として当然の行為です。」とも述べている（S警部補調書11頁）。

イ その欺瞞性について

前記（３）のとおり，S警部補らは，誰が侵入者であるかを判断するのは容易であった。しかし，S警部補らは，津谷弁護士が手にしていたけん銃に目を奪われ，けん銃を不法所持している人＝侵入者と思い込んで，津谷弁護士の手首を掴んだのである。

警察ではけん銃の取締りについて特に力を入れている。けん銃を目にしたS警部補は，反射的に，けん銃を検挙しなければならないと判断し，けん銃を手にしていた津谷弁護士の手を掴まえたのである。その直前までけん銃が被告Sの手にあったことを現認していたが，S警部補及びK巡査部長が津谷弁護士と被告Sに近づいたとき，被告Sはけん銃から手

を離し、その場からいなくなってしまう、けん銃は津谷弁護士の手に残ったと考えられる。そこへS警部補が来て、けん銃をもっている津谷弁護士の手首を掴んだのである。S警部補は、2人の男の間に割って入ったと述べているが、そのような場面になれば、被告Sは自分が逮捕されることを予測したはずであるから、みすみすS警部補が割って入って来るまで待っているとは考えられない。私服のS警部補は警察官であることも名乗らず、黙って津谷弁護士の手首を掴んだ（最初から片手首だけだったかどうかは不明である）。津谷弁護士は自分を掴まえている男が警察官かどうか判断できたか不明であり、なされるままになっていた。

S警部補は、台所の場面から3人の姿を見ているから、けん銃を持っているのが津谷弁護士であることを容易に認識し得た。S警部補が「警察です。けん銃を渡してください」と言えば、津谷弁護士は安心してS警部補にけん銃を手渡したはずである。

ところが、S警部補は、このような言葉を発することなく、被害者である津谷弁護士の手首を掴まえ続けた。このような現場対応は警察官の行動としてあり得ない。

S警部補が、津谷弁護士をけん銃を所持している犯人だと思い、あるいは疑ったのであれば、逮捕術教範（甲193）で指示している行動をとれば済んだことである。具体的には、「凶器を所持していると認められる相手に対して」ということで、第3条第5号のとおり、「いたずらに組みつくことを避け、凶器を手に行っている相手に対しては、まず凶器を打ち落とすようにすること」をするだけのことである。凶器を打ち落とせば、警察官がこれを拾い上げることで、以後、その現場でけん銃に撃たれる者はいなくなり、安全が確保できる。そして、続いて、逮捕すべき者（侵入者である被告S）を逮捕するための行動を取ればよい。

ところが、S警部補は即座に組みついてしまい、「いたずらに組みつく

ことを避け」という心得に反し、しかも、凶器を打ち落とすことをしていない。これではいつまで経っても、けん銃の確保も侵入者の逮捕もできない。S警部補が行ったことは、逮捕術教範には書かれていない、これを全く無視した思いつきの素人の行動に過ぎない。

K巡查部長は、S警部補が無言のまま行動し、何も指示しないことから、被告Sを追いかけることもせず、かと言って、何もしないわけにもいかなず、部下は上司に倣って行動するのが警察組織の上下関係であるから、S警部補がしていることと同じことを津谷弁護士にするしかなく、それを行動に移した。K巡查部長は、上司であるS警部補に倣って、警察官であることを名乗らず、無言のまま、津谷弁護士を掴まえたのである（原告Aが目撃したときは、応接室前廊下で2人の警察官が津谷弁護士の両腕を両側から両手で掴んでいたが、最初がどうであったか不明である。）。

（５） 刺突の直前に２人の警察官が津谷弁護士の手を掴んでいた場所

ア 県警のストーリー

S警部補によれば、「私が被害者の手を押さえていたのは台所の入り口のすぐ脇の廊下なんですけれども、手を離した後、２、３歩玄関方向に歩いて応援間の出入口に達しておりますので、そのことから、台所の脇の廊下であったことは間違いありません。」という（S警部補調書13頁）。応接室ドアの前辺りではなかったということである。

イ その欺瞞性について

しかし、県警のこの説明には無理がある。

S警部補及びK巡查部長は、台所の方から女性の声で「あっち、あっち」と聞こえたが、姿は見えていない（S警部補調書10頁）とのことであるから、女性が「あっち、あっち」と言ったときにいた場所はわからないということである。そうだとすると、声の主である女性（原告A）

は廊下に出て来ていて、そこから何かを見ていなければ、「あっち、あっち」と具体的に方向を指示する表現はできない。なお、原告Aは「あっちだ」と言ったとのことであるが、ここでは特に問題にしない。

原告Aは、津谷弁護士や被告Sが廊下に出た後、台所に残り、2人の警察官が次々に廊下に出て行った後に、廊下に出ている。そうだとすると、原告Aは、津谷弁護士、S警部補及びK巡查部長よりも被告Sの動きや居場所についての情報を持っていないはずである。その原告Aが「あっち、あっち」とS警部補及びK巡查部長に対して具体的に方向を言うことができたのは、原告Aの位置からS警部補及びK巡查部長の姿が見え、被告Sがいる場所がわかったからである。この時点では、まだ被告Sは廊下に姿を現していない。それでも原告Aが「あっち、あっち」と教えることができたのは、原告Aに被告Sの姿以外の何かが見え、それが被告Sの所在を明確に物語っていたからである。それこそが、被告Sが応接室内から廊下に向かって突き出していた本件凶器の刃先だったのである(甲104の写真9)。その本件凶器の刃先が廊下に出た原告Aの位置から見えたからこそ、原告Aは、S警部補及びK巡查部長に「あっち、あっち」と教えることができたのである。

原告Aが廊下に出て玄関方向を見たときに、応接室から本件凶器の刃先が出ているのが見えたという事実を前提にすると、S警部補やK巡查部長が指摘する、津谷弁護士の腕を掴んでいた位置(甲64の2、甲65の2、台所出入口付近廊下)では、原告AはK巡查部長の背中のおすぐ後ろで言ったことになる。これは「台所の方から」という位置関係ではない。K巡查部長からすれば、「私のすぐ背後から」となるはずである。仮に「台所の方から」が「台所の中から」という意味であれば、原告Aは、廊下の様子さえわからなかったはずで、ましてや応接室内にいる被告Sの動きなどわかりようがなく(甲108の写真27)、尚更のことあ

り得ない。台所の中から女性の声が聞こえたというのも全くの嘘である。

S 警部補及びK 巡査部長が、「あっち、あっち」という女性の声が聞こえた場所を「台所の方から」と曖昧にしか答えないのは、原告Aが廊下に出て来ていてS 警部補及びK 巡査部長、津谷弁護士がいる方向を見ていたことを認めてしまうと、そのときの3人がどういう位置にどのようなに立っていたかを知っていることを認めることになってしまうからである。これを回避することで、原告Aに目撃された状況、すなわち、応接室前廊下で応接室ドアに向いて3人並んで立っていたときの様子の信憑性を打ち消す必要があったのである。

このようなことは、S 警部補ら2人だけで考えることではない。考えたところで、県警の捜査ですぐに不自然な説明を追及されることになるのは必至である。そのような追及がS 警部補らに対してなされることなく、捜査も刑事裁判も終えているのは、県警こそがこの嘘を作っているからである。

また、被告Sの記憶は曖昧な点が多いが、それでも、山形刑務所における出張質問で、被告Sは、応接室前廊下に3人が立っていた記憶があると述べた(被告S調書3頁)。しかも、捜査段階では、原告Aが説明している内容について被告Sの記憶が一致するかを問われたことがないとのことであった(19頁)。これが捜査段階で行われていれば、起訴前の時点で、応接室前廊下に3人が並ぶような状況があったかどうかを明らかにすることができたはずである。それを県警も地検もしていないところに、県警の強い意向が働いていたことが窺われる。

(6) 津谷弁護士を拘束したときの態様

ア 県警のストーリー

原告Aが、応接室前廊下で、津谷弁護士が身体の両脇から2人の警察官に挟まれて両腕をそれぞれの警察官に両手で掴まれ、持ち上げられて

つり上げられているような格好で取り押さえられていたところを目撃したと説明しているのに対して、S警部補及びK巡查部長は、上記（5）のとおり、立っていた位置が異なるという説明をしているほか、S警部補は「私は拳銃を持っていた右の手首の辺りをつかんで、まっすぐ上に伸ばした状態にしておりました」と述べ（S警部補調書14頁）、K巡查部長も、津谷弁護士のけん銃を持った右手をS警部補の手の上から掴んだと述べている（K巡查部長調書7頁）。

イ その欺瞞性について

S警部補らが津谷弁護士を被害者と認識したのであれば、「警察です。けん銃を渡してください」と言えば済んだことである。このようなごく当たり前の対応をしなかったことを、S警部補らが自白している。

S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士を侵入者と誤信していたのだとすれば、警察官が凶器を持っている者に対してすることは、逮捕術教範（甲193）に具体的かつ明確に決められているとおり、「いたずらに組みつくことを避け、凶器を手にしている相手に対しては、まず凶器を打ち落とすようにすること」である（3条5号）。警察官として当然にとるべき対応である。けん銃を持っている手に攻撃を加えてけん銃を打ち落とせば、一瞬にして終わる。小手返しにより津谷弁護士の手からけん銃を離れさせ取り上げることも容易にできた（原田調書24、29頁）。

さらに、S警部補らの言うとおりであれば、津谷弁護士の左手は自由に動かせる状態にあったことになる。ところが、津谷弁護士が「俺じゃない、あっちだ」と言ったとき、そのことの意味が、犯人が逃げていった方向を指示するためであったことをS警部補は認めていながら（S警部補調書58頁）、津谷弁護士は「あっち」の方向を指差さなかったことも認めている（同頁）。津谷弁護士が自分が犯人と誤解されていると思い、「俺じゃない、あっちだ」と言ったのであれば、S警部補らにはっきり

わかるようにするために、自由が効く左手で被告Sの方向を指差したはずである。ところが、実際には津谷弁護士は指差しをしていない。切羽詰った状況にもかかわらず、津谷弁護士が指差しをしなかったのは、それができなかったからだと解するのが自然である。

なぜ、できなかったのか。津谷弁護士は両手の自由を奪われた状態にいたからである。それは、S警部補らが説明している態様ではない。これに対して、原告Aが目撃体験した状況は、津谷弁護士が両手の自由を奪われている状態だったという。そうであれば、原告Aの目撃状況こそ実際にあったことだったのである。

これに(5)の事実を合わせると、津谷弁護士は、S警部補及びK巡查部長に両腕を掴まれ、持ち上げられてつり上げられているような格好で取り押さえられて、応接室前廊下で応接室ドアの方を向いて立っていた。正面には被告Sが応接室ドアから鋭利な本件凶器を津谷弁護士に向けていた。このことは、その後、津谷弁護士が、2回、正面から本件凶器で刺突されるという傷の出来方とも符合する。

(7) 津谷弁護士の手を離したときの状況

ア 県警のストーリー

被告県は、津谷弁護士が「俺じゃない、あっちだ」と言い、「あっち、あっち」という女性の声を聞いて、被告Sが侵入者と思い、S警部補らは津谷弁護士の手を離したと主張する。

イ その欺瞞性について

S警部補らの説明によれば、津谷弁護士が侵入者かどうかではなく、けん銃の暴発を防ぐために津谷弁護士の手を掴まえていたということなのであるから、津谷弁護士が「俺じゃない、あっちだ」と言い、女性の声で「あっち、あっち」と言われても、手を離す理由にならない。特に、事件現場において警察官以外の者から何かを言われてそれに即座に従う

ようなことをすれば、却って警察活動が混乱するばかりだからであるから、決して応じてはならず、警察官の状況判断に基づいて行動を決めなければならぬのである。S警部補が津谷弁護士の手を離すときは、現場の事件関係者の言葉に惑わされることなく、事件現場にいる警察官として津谷弁護士の手を離して問題がないと判断したときである。原告Aは、津谷弁護士の言葉と自分の言葉で警察官らが津谷弁護士の手を離してくれると信じて期待していたようであるが、警察活動としては期待に応えてもらえるはずがなかったのである。

したがって、津谷弁護士が被告Sに鋭利な凶器で刺突される前に、津谷弁護士が「俺じゃない、あっちだ」と言い、女性の声で「あっち、あっち」と言われて、S警部補もK巡查部長も手を離していたという警察のストーリーは虚偽である。

このことは、S警部補らの証言によっても裏付けられる。K巡查部長がS警部補の手の上から津谷弁護士の手首あたりを掴んで加勢していたというのであるが、K巡查部長はS警部補の手を上から押さえる形になる(K調書6頁)。そのような形でS警部補らが津谷弁護士の右手を掴んでいたとすると、K巡查部長が先に手を離さなければ、S警部補は手を離すことができないはずである。

ところが、上司であるS警部補が先に手を離し、続いて部下であるK巡查部長が手を離したという(S警部補調書6 1頁)。この順番で手を離すことは不可能である。

この点について、K巡查部長は、被告県代理人から、S警部補の手を上から握っていて先にS警部補が手を離すことができるのかと質問されて、「上からつかんでおりましたが、抜ける間隔はありますので、それで離せます。」と証言している(K巡查部長調書7頁)。しかし意味不明の説明に、被告県代理人も「ちょっと意味が分らないんだけど」と言わざ

るを得なかった。それに対して、K 巡査部長は、「私は力づくで握り締め
ていたわけではありませんので、その中から S 班長が手をぱっと抜いた
と。」という説明を加えた（同頁）。

しかし、けん銃の暴発を防ぐために警察官として真剣に S 警部補に加
勢をしていたのであれば、S 警部補の手の上に軽く重ねるようなことを
するはずがない。結局、津谷弁護士の手首付近を S 警部補と K 巡査部長
が掴んでいたというのは、合理的説明のつかない行為態様であり、到底
信用することはできない。

（8）被告 S が津谷弁護士を刺突したときの状況

ア 被告県は、被告 S が津谷弁護士を刺突したときの状況の主張を積極的
に行っていない。

イ しかし、客観的物証や押田鑑定書及び証言等に基づき前述したとおり、
津谷弁護士は、応接室前廊下で S 警部補及び K 巡査部長に両側から両腕
を捕まえられている状態のときに、被告 S に 1 度刺され、S 警部補が津
谷弁護士の左手を離し、津谷弁護士が跪くように崩れ落ち、K 巡査部長
が津谷弁護士の右手を離していない状態のときに、被告 S に 2 度目の刺
突をされたというのが真相である。

身体の正面から鋭利な凶器で 2 度刺されるという状態は、津谷弁護士
の身体の自由があったなら起こり得ないことである。逃げるなり、身体
をいづらかでも逸らすなりして、できるだけ受傷しないように、受傷す
るとしても軽傷になるように動くはずである。それをしていないのは、
1 度目を刺されたときは両手の自由を奪われ、身動きできなかつたから
である。

津谷弁護士は、2 人の警察官に両側からそれぞれ手を掴まれ上に上げ
られ、身動きできない状態のときに 1 回目を刺され、すぐに S 警部補が
手を離したことにより、左手で深く刺されることを防ぐために本件凶器

の刃の部分をつかみ、受傷し、跪き、S警部補から何の指示も受けていないK巡查部長はなおも手を離さないでいたため、そこを被告Sが津谷弁護士の胸部を上方から斜め下方向に本件凶器で刺したのである。

原告Aは、津谷弁護士を解放してもらおうべく、「あっちだ」と言った後、警察官らがすぐに津谷弁護士を解放してくれると思い、台所に引っ込んだが、しばらく静寂の時間があり、その後、「ダダダダッ」と音がして、廊下を人が一塊になって移動していった旨述べている。このしばらくの静寂の間に被告Sの2度にわたる刺突行為があったとすれば、時間的に十分に可能である。

2人の警察官の目の前で、2人の警察官の「協力」を得て、被告Sの犯行は実現したのである。

(9) 被告Sが暗闇から突進して来たとの嘘

ア 県警のストーリー

被告県は、(8)のような事実を認めない。これに代えて、S警部補が被告Sを追ったところ、応接室の入口付近で真っ暗な応接室の中から被告Sが突然飛び出してきて、本件凶器の刃先がS警部補の身体まで2cm位のところまで接近したので、S警部補は手をバンザイするようにしてワァーッと声を上げて後ろに飛び退いて、刺されずに済んだという。

イ その欺瞞性について

この被告県の暗闇から突進してきたという説明は、咄嗟の判断として、訓練している警察官でも対応は無理だったということが言いたいのである。これも全くの嘘である。

応接室の照明は点いていなかったが、廊下の明かりが点いていたことは争いがない。応接室ドアは開いており、廊下の明かりが応接室の中に差し込んでいた。そこから被告Sは廊下に出てきたのであるから、暗闇から突然出て来たという状態は無い。ましてや、原告Aは、被告Sが応

接室の中から廊下に本件凶器の刃先を突き出していた状態を見ているから、応接室ドアの正面に立っている3人には被告Sが本件凶器を構えている状態を一定時間見ていたことになる。被告県の言い分によっても、S警部補にとって、応接室に近づくに従い、廊下の明かりで応接室の中が見えるようになっていたから、本件凶器を構えている被告Sの姿が見えたはずである。

さらに、前進していたS警部補が、身体の2cm近くまで迫った本件凶器を見て驚いて後ろに飛び退いたことで受傷を免れたという説明に至っては、到底あり得ないあからさまな嘘である。S警部補が前進しているところに、被告Sが暗闇から突進して来たのだとすると、佐藤弁護士が危険を察知して後ろに飛び退くには、前進を止めて、後ろに飛び退くための膝の屈伸運動をしなければならない。前進していて気がついたときにわずか2cmまで刃先が接近していた状況では、被告Sの突進してくるスピードの方が遥かに早く、S警部補は確実に刺されていた。そのような事態になっていないのは、そもそもそのような場面がなかったからである。

このようなわかりやすい嘘を県警が捜査過程で気づかないはずがない。このような嘘をS警部補が法廷で平然と証言できたのは、県警が単に許容したからではなく、県警の意向により嘘の証言をしたからである。県警がS警部補にこのようなばかばかしい嘘を証言させる意図は、(8)で説明した実際の状況を認めるわけには行かないからである。

(10) 「一瞬目を離した」ことから刺突状況を見ていないという嘘

ア 県警のストーリー

被告県は、「S警部補が被告Sを追ったところ、応接室の入り口で本件凶器を両手で持って突進してきた被告Sを咄嗟に体裁きでかわすと、被告Sは台所前付近の廊下にいた津谷弁護士に向かって突進し津谷弁護士

と被告Sは組み合うような形になった」と主張し、あたかもその際に津谷弁護士が刺突されたかのように主張する反面、「S警部補は咄嗟に自分の腹のあたりを見たために一瞬目を離した」と主張して、刺突の場面は見ていないと主張している。そして、S警部補はそれに沿った証言をしている（S警部補調書21頁）。

他方、K巡查部長もまた、津谷弁護士の後方にいたため、被告Sの突進を防ぐことができず、津谷弁護士が後ずさりしたので、そのまま押されるように後ろにさがり、背中か腰が何かとぶつかりよろけた。そのとき後ろを振り返ったので、一瞬目を離したとも証言している（K巡查部長調書66頁）。

また、津谷弁護士と被告Sが津谷寝室に塊となって入って行き、その後K巡查部長、S警部補の順で寝室に入っていたので、寝室での出来事についてもほんのごく短時間とは言え、S警部補、K巡查部長が目撃していない瞬間が存在しているようにも証言している。

イ その欺瞞性について

被告Sが廊下で津谷弁護士を刺突したのだとすれば、被告Sと津谷弁護士を間に挟んで、2人の警察官が北と南の両側から見ている位置関係になる。

そして、S警部補が自分の腹部を見た時期と、K巡查部長が後ろを振り返った時期は異なり、いずれも一瞬だったというのであるから、2人の警察官がどちらも廊下で起こったかもしれない被告Sが2度本件凶器を突き刺し引き抜くという刺突行為を1度も見ていないということはあり得ない。

県警のストーリーでは、S警部補及びK巡查部長が目撃した刺突状況を、同人らのその時の行為抜きに説得力をもって説明できないために、刺突状況を見ていないと強弁して、真相を闇に葬り去ろうとしているの

である。

S警部補らの証言を前提にするならば、まずS警部補がほんの一瞬目を離したのは、被告Sが本件凶器をもって津谷弁護士の方に向かって突進していく時点である。

この時点はK巡查部長が被告Sの様子を見ており、もしその時点に刺突があれば、K巡查部長が目撃しているはずである。K巡查部長は、被告Sが突進してきたからの状況について、「突進してきたすぐに組み合うようになりました」（K巡查部長調書62頁）と述べているが、両手で持つようにしなければ使いにくい本件凶器を持った被告Sが突進して行けば、津谷弁護士は台所に逃げ込むか後方に逃げるしかない。後ずさりするように後退したのであれば、前方に突進する被告Sにすぐに追いつかれ、本件凶器で刺突されるはずである。

ところが、被告Sは刺突せず、津谷弁護士と組み合った（あるいは、組み合うような形になった）という。被告Sは柄の長い本件凶器を両手で持っていたのであり、津谷弁護士と組み合うことはできない。

組み合ったという状況で津谷弁護士が刺突されたとは、前述のとおり、傷の角度、着衣と身体の傷部分との位置関係等からみてあり得ない。

その後、K巡查部長は、一瞬後ろを振り返ったために目を離したことがあると言うが、その時点はS警部補が被告Sの様子を後ろから見ており、S警部補は被告Sが津谷弁護士を刺突しているような様子は見えないと証言している（S警部補調書65頁）。

このように、廊下で被告Sが津谷弁護士に向けて突進したというのであれば、S警部補、K巡查部長の少なくともどちらかが、刺突の状況を見ていたはずである。しかし、同人らの証言では、廊下での刺突の状況が出て来ないのである。

そうだとすると、被告Sが廊下を走り出してから津谷寝室に入るまで

の間に、津谷弁護士が刺された場面はなかったということである。

しかし、前述のとおり、津谷寝室前の廊下に血痕があることに原告Aが気づき、現にその場所に血痕がある（甲115の197頁の⑩）ことからすれば、津谷弁護士は寝室に入る前に被告Sに刺突されている。そして、被告Sが廊下を走り出してから津谷寝室に入るまでの間に刺突行為がなかったことからすると、津谷弁護士が刺突されたのは、被告Sが廊下を走り出す前の時点だけである。

(11) 被告Sらが寝室に入る状況を「よく見ていないこと」について

ア 県警のストーリー

S警部補らは、津谷弁護士と被告Sが津谷寝室に塊となって入って行ったと述べ、寝室に津谷弁護士と被告Sが入っていった際の様子について、どちらが先に入ったのかは分らない、被告Sと津谷弁護士がどんな体勢で入っていったのかも分らないと証言している（S警部補調書22頁，K巡查部長調書12頁）。

イ その欺瞞性について

しかし、S警部補，K巡查部長ともに、目の前で津谷弁護士及び被告Sの様子を見ているのであるから、寝室に2人が入っていく様子についても分らないはずがない。

S警部補は、被告Sが自分の目の前を通り過ぎたときに一瞬腹部を見ただけで、すぐに前方を見て、被告Sを追っているのであるから、被告Sの動きをすぐその背部として見ており、被告Sの動きがわからなくなるはずがない。

同時期，K巡查部長は、一瞬，視線を後方に外しているが、すぐに津谷弁護士，被告Sに戻しているはずであるから、被告Sの動きを見失うことはあり得ない。

また，K巡查部長が説明するように被告Sと津谷弁護士が組み合った

ような状態でそのまま下がってきているのであれば、その状態のまま津谷弁護士が後ろ向きで寝室に入り、その後が続いて被告Sが前向きで寝室に入ったと考えるのが自然であるが、そうすると被告Sが寝室で倒れていたことの説明がつかなくなる。

そのために、S警部補らは、寝室に入っていった様子を「分らない」と証言せざるを得なくなったのである。

つまり、寝室に津谷弁護士と被告Sが入っていった態様は、県警のストーリーと整合性を持たないため、「分らない」と証言せざるを得ないのである。

S警部補らがこのような不自然極まりない証言ができるのは、県警の方針としてこのような嘘を証言させているからである。

第2 110番通報に対する県警の対応と問題点

1 はじめに

本件当時のS警部補及びK巡查部長はベテランの警察官であり、機動捜査隊員として事件現場で犯人を逮捕することなどを本来的業務としていた。そのようなS警部補らにとって、すでに原告Aと津谷弁護士でほぼ制圧していた身長160cm足らずの侵入者（被告S）を逮捕することは極めて簡単だったはずである。

ところが、実際は、侵入者（被告S）を逮捕する前に、S警部補及びK巡查部長の目の前で、津谷弁護士は身体の正面から2度も本件凶器で刺突され、直後に死亡したのである。

S警部補らは、なぜ津谷弁護士がこのように刺突されるのを止められなかったのか、せめて死因となった2度目の左胸部を上方から斜め下方に刺突されることだけでも止められなかったのか。危険な場面に臨場するという緊張感を欠いていたとしか考えられない。

その原因を作ったのが通信指令室の対応（受理，指令，総合指令）にある。

2 通信指令室の役割ないし位置づけ

（１）通信指令室の業務

通信指令室の業務は，１１０番通報を受け付け，警察署や機動捜査隊等に通報内容を知らせ，警察官を現場に急行させるものである。受けた通報の内容から，事件の発生場所，内容等を確認し，現場に警察官らを急行させ，犯罪の予防，被害拡大の防止，事件当事者に対する事実確認などを行なわせる。事件が進行中の１１０番通報の場合，迅速的確な対応がなされることによって，被害の発生を防止し，あるいは被害の拡大深刻化を防止することができる。

（２）通信指令業務における役割分担

通信指令業務は，１１０番通報を受け，聞き取る受理，受理した通報内容を警察署等に知らせ，警察官を事件現場に急行させる指令，受理及び指令が的確になされているかをチェックする総合指令にわかれ，それぞれ受理者，指令者，総合指令者が担当する。

通信指令業務を３つに分け，異なる者が担当することになっているのは，それぞれの業務に集中させることが，突発的に入って来る１１０番通報に的確に対応する上で効果的と考えられるからである。

すなわち，受理と指令を同じ者が担当すると，通報者との会話が終わるまで指令が出せない。受理している間でも指令が出せる状態になったとき（事件現場がわかった時点）には，指令を出した方が警察官が早く事件現場に到着することができ，事件発生防止，事件の深刻化の回避，逃走しようとしている犯人の逮捕など，一刻を争うだけに現場到着が早くなることは重要なのである。

他方，指令者は，指令を出すだけでなく，事件現場に向かおうとしている警察官らの問い合わせにも答えなければならない。指令者が受理者を兼

ねていると、通報者が最初の通報の直後に再び情報提供のために110番通報してきたときに受理者として対応できないということが起こりかねない。したがって、受理と指令は別の者が担当する必要があるのである。

このほかに総合指令者を置いているのは、受理業務も指令業務も突発的に入って来る110番通報に応じるものであるから、それぞれが常に冷静沈着、必要な受理、指令を的確に行えるとは限らない。通報者の通報内容が現場に向かう警察官に提供すべき情報として不十分であれば、受理者が質問し聞き出す必要があるが、それを質問し忘れていたような場合には、総合指令者が割り込んで質問するか、受理者に質問させる必要がある。指令についても、指令者の指令内容が現場に向かう警察官に提供すべき情報として不十分、不正確であれば、総合指令者が割り込んで指令を出したり、指令者に指令の補充や修正を行わせたりする。

通信指令業務は、受理者、指令者、総合指令者の3者の緊密な連携によって初めて迅速かつ的確な対応ができるのである。

(3) 初動警察刷新強化のための指針

平成20年12月10日付初動警察刷新強化のための指針（甲35）では、指針の趣旨において、「警察にとって初動は、生命線であり、重大事案発生直後における迅速的確な警察活動は、被害拡大の防止、犯人の確保等の警察目的のため欠かせないものである」とした上で、「その要たる通信指令の強化を図り、組織的かつ効率的な活動を推進することが急務である」としている。

このような趣旨を踏まえて、重点推進事項として、①初動警察の要たる通信指令の在り方、②通信指令機能の強化、③通信指令を担う人材の育成強化等、④初動警察における事案対応能力の強化、の4項目を挙げている。

まず、①では、「通信指令は初動警察の要である」ことを改めて強調し、「通信指令は、迅速的確な初動警察活動のため、広範囲で活動する多数の

警察職員の総合的・一元的な集中運用を図ることをその責務としている。」とし、「(初動警察強化推進) 委員会は、このような通信指令の役割の重要性を再確認し、初動警察強化において通信指令の強化を最重要課題として位置付けることとする。」などとしている。

②では、ア～カを挙げている。

ア 通信指令が初動警察の司令塔たる役割を果たすために必要な位置づけ及び権限について、規定上明確化するなど、都道府県警察における初動の第一線において、通信指令が必要な権限を躊躇することなく行使するための環境を整備する。

ここであえて「初動警察の司令塔」という言い方をするのは、通信指令の担当者の警察組織内の階級が指令を受ける側の警察官等の階級よりも下であったとしても、初動警察にあつては通信指令の指揮の下に初動警察活動をしなければならないことを明確にするためである。そして具体的に権限を明記することによって、階級に関係なく、通信指令の指令に従うべきことをはっきりさせ、そうすることで、通信指令の担当者は躊躇することなく、通信指令業務を行うことができるのである。

ウ 通信指令と事件事故主管部門との連携を強化し、重大事案発生時における当該主管部門の体制が確立するまでの間の初動警察活動について、迅速な体制構築、円滑な事案引継ぎ等に関する実戦的な共同訓練を実施する。

110番通報の内容がすでに発生している事件（殺人事件で人が死亡している）であるならば、最初から管轄警察署の刑事課の出動を指令することになる。当該主管部門の体制が確立するまでの間の初動警察活動については通信指令室が担当し、当該主管部門の体制が確立したなら、これを円滑に引き継ぐべきことになる。

エ 携帯電話発信地表示システムの整備を進めるほか、警察用車両への

カーロケータ・システム配備を推進するなど通信指令強化に資するシステムの整備について検討を行う。

携帯電話での110番通報の場合、通信指令室では携帯電話発信地表示により事件現場を知ることができる。これにより、通報者が自分のいる位置を説明できなくても、また、説明している時間的余裕がなくても、警察では通報者の位置を把握することができる。また、警察用車両へのカーロケータ・システム配備によって、警察車両がどの辺りにいるか、事件現場に向かっているかどうかなどを把握できる。

次に、③のアでは、通信指令強化のため、必要な体制の確保と適任者の配置を進めるほか、通信指令を担う人材の育成のための戦略的な人事配置を図る、としているのは、通信指令業務の重要性を強く認識しているからである。いくら的確な規則や規程を設けても、これを的確に実行できる職務姿勢と能力のある警察官を配置しなければ、意味がないのである。

さらに、④のウでは、警察無線の効果的活用……等により組織的な情報共有を推進する、としている。

そして、「推進上の留意事項」では、警察庁及び都道府県警察において、部門横断的な取組みを強力に推進すること、平日昼間帯はもとより、夜間及び休日において、警察の初動対応能力に間隙が生じないように特に配慮することなどとしている。

(4) 規則等

ア 警察通信指令に関する規則

これを受けて、警察通信指令に関する規則（平成21年9月28日国家公安委員会規則第9号）（以下「通信指令規則」という。）（甲35）では、警察通信指令を行うに際しては、下記の事項を遵守すべきものとしている。

- ① 警察通信指令の任務の重要性を認識するとともに、迅速かつ的

確な初動警察活動に資するように配意すること。

- ② 予断を排除し、常に冷静沈着な状況判断を行うこと。
- ③ 協力一致して事案に臨み、組織的な活動を行うこと。
- ④ 初動警察活動における警察の各部門間の連携の確保に努めること。

①は、前記（２）で指摘したことである。

②で、「予断を排除し」とあるのは、通信指令室は、１１０番通報の内容を大した問題ではないと軽く考えてはならないということである。

通信指令室の実務では、通報内容が真実でないものや緊急性を要しないものもあろう。しかし、中には警察官の一刻も早い救助を切実に求めている極めて危機的な状況に置かれている者からの１１０番通報もある。通信指令室で受けた１１０番通報のうち、どれがこれに該当するかは事前にはわからない。事案によっては、通報者自身が深刻な事態になると予測していなくても、警察官からみれば極めて危険な状況になっている場合なのかもしれない。通信指令室では、通報者の通報内容を正確に聴き取ると同時に、通報者が軽く考えていることについても慎重に期した対応をすることが求められ、義務づけられているのである。そして、現場の警察官らがこのような危機的な状況に置かれている人々を保護するために、通信指令室が、予断を排除して通報を受け止めなければならないのである。

③では、「協力一致して」「組織的」に臨むことを求めている。通信指令室と事件現場を管轄する警察署、現場に臨場する警察官が協力しあって組織的に活動することを求めている。

通信指令室では、１１０番通報をひとりの担当者が処理するのではなく、受理者、指令者、総合指令者の３人の警察官で対応する。受理者の対応が不適切なもの（例えば、だらだら同じ質問を繰り返して通報者を

苛立たせ、通報者の期待を裏切るような対応など）であれば、総合指令者がこれを直ちに指摘し、適切な対応させ、あるいは自ら通報者と会話して必要な情報提供を短時間で行い、指令者の指令を発する時期が遅ければすぐに指令を出すよう指示するか自ら指令を発し、指令者の指令内容が不十分であれば総合指令者が指令者に不足情報を補充させるか自ら補充して、事件現場を管轄する警察署や警ら中の警察車両などに連絡する。

事件現場を管轄する警察署は速やかに警察官を事件現場に向かわせる。機動捜査隊の車が事件現場近くにいれば事件現場に向かう。実際の事態の深刻さや危険性は、現場に駆けつけてみなければわからないことも多い。そうであるだけに、通信指令室としては、通報者が通報してきた内容を知らせるとともに、事態が流動的であることを踏まえて、極めて危険な事態（殺害や重傷害など）に発展する可能性を示唆し、続報として新たな情報を提供できるようにする必要がある（具体的には、通報者に携帯電話を切らないように指示し、現場の音声は常にリアルタイムで聞こえるようにしておくことなどが考えられる。）。このようにすることによって、現場に向かう警察官らは、通信指令室の指示内容だけを頼りに、現場に到着するまでの数分間に、各警察官が現場でどのような役割分担でどのように行動するかを相談し、現場に到着したときに無駄なく迅速に組織的に行動することができる。

通信指令室と現場の警察官の連携を確保するために、通信指令室が的確な情報提供することが必要不可欠なのである。

④では、「警察の各部門間の連携の確保」を求めている。事件現場に到着したところ、すでに事件が発生し犯人が逃亡しているような場合には、証拠保全や逃亡犯人の追跡逮捕のための手配をするなど関係核部門が連携して対応することになる。

イ 秋田県警察通信指令に関する訓令

秋田県警察通信指令に関する訓令（平成22年5月13日本部訓令第9号）（甲93）では、通信指令の基本として、通信指令に従事する職員は、上記事項を遵守するとともに、初動警察活動の司令塔としての役割を果たすという使命感を持って、その業務に取り組まなければならないとしている（4条）。上記事項は（3）の①ないし④を指している。

秋田県警察においても、通信指令室の指示と現場警察官の対応は、情報と現場活動が密接に連携した一体関係にあるものである。

ウ 「初動の要！通信指令」（甲36）

110番受理時のポイントとして、喧嘩通報の場合でも、「凶器所持の有無、人数、当事者の人着」等が聴取事項のポイントであり、「殺人・傷害・暴行」等が予想される事件であるとして紹介されている（43頁）。

（5）小括

秋田県警察において、通信指令室と現場の警察官らは、的確な情報提供を通じて一体となって組織的に現在進行中の事件に対峙し、被害者を保護することに全力を尽くすことを義務づけられているのである。

3 通信指令規則が制定された経緯

通信指令規則は、平成21年10月1日に施行された。

これは、同年3月27日、警察庁内に設置されている初動警察強化推進委員会によって決定された「初動警察刷新強化に向けた警察庁の取組み」において、「通信指令については、初動警察の要たる位置づけを明確化するとともに、通信指令の重要性に関する職員の意識改革を図るため、その基本的事項を警察庁において定める」ことが警察庁の重点施策として掲げられたことを受けてのものであった。

初動警察強化推進委員会決定の平成20年12月10日付け「初動警察刷新強化のための指針」（甲35）では、「警察にとって初動は生命線であり、

重大事案発生直後における迅速的確な警察活動は、被害拡大の防止、犯人の確保等の警察目的のため欠かせないものである。」と指摘している。

このような警察庁の方針の背景には、平成19年5月、愛知県内の長久手町（現長久手市）で発生したけん銃立て籠もり事件の初動対応、平成20年8月に栃木県鹿沼市を襲った集中豪雨の際に車両が水没した事故での初動対応などに重大な問題があったことが挙げられる。

本件は、上記通信指令規則施行から約1年後の事案である。秋田県警通信指令室の職務対応はこれを無視するものと言ってよいほどであった。

4 秋田県警本部通信指令室の体制

通信指令室は、当時、15人の警察官が5人（受理2人、指令2人、総合指令1人）ごとの3班に分かれ3交代で勤務しており、勤務時間は午前8時30分から翌日午前8時30分までの勤務であった。

本件110番通報の当時は、受理台を担当するI警部補（受理係）、指令台を担当するT巡查部長（指令係）の2人体制であった。総合指令台を担当して、110番通報の受理・指令状況をモニターし、通信指令業務が適正に行なわれるよう指揮監督する責任のある通信指令官である渡邊警部は休憩に入っていた。そのため、本件110番通報については、受理・指令状況をモニターして、受理・指令の不足や誤りを正す役割を果たすことができる警察官がいなかった。

5 本件における通信指令室の対応状況

（1）客観的な状況／津谷弁護士に対する殺人事件が進行していた

本件では、原告Aが110番通報したとき（11月4日午前4時5分25秒）、被告Sは、津谷弁護士を殺害する目的で、けん銃、本件凶器、手錠、結束バンド、火薬入りベスト2着、携帯用ガスボンベ等を組み合わせた爆破装置、防護マスク、胸当てなどを持って、津谷弁護士宅の応接室のガラスを割って侵入し、実包入りのけん銃を持って津谷寝室に入り、津谷弁護

士にけん銃を突きつけ、火薬入りのベストを着るよう迫っていた。この時点で、津谷弁護士は既に殺害される危機に晒されていた。

原告Aは自室から通報しているために、津谷弁護士がどうなっているのか、侵入者（被告S）がどのようなことをしているのか見えていない。そのため、実際に発生している危険の状態をすべて把握していたわけではない。

しかし、午前4時という時間帯に突然、隣りの夫の寝室から大きな物音や怒鳴り声が聞こえ、「殺す」という怒鳴り声も含まれていたことから、夫が本当に殺されそうになっているという危機感を抱き、夫と自分の生命を守ってもらうために、必死の思いで110番通報したのである。

110番通報後、原告Aは自室から廊下に出て、被告Sに遭遇し、自身も殺害される危険に晒された。

客観的にはそのような危機的な緊迫した事態になっていたのである。

したがって、多数の警察官らが至急津谷弁護士宅に駆けつけ、津谷弁護士及び原告Aを被告Sから救出することが求められていた。

(2) 110番通報の受理状況

原告Aは、隣の津谷寝室から「お前を殺しに来た!」、 「早くベストを着ろ。殺す!」などと怒鳴る被告Sの声が聞こえてきたことから、津谷弁護士が殺されかねないと恐怖を感じ、午前4時5分25秒、自室から携帯電話で、通信指令室（平成23年4月1日から秋田県警察本部生活安全部通信指令課に名称変更された）に、110番通報した（甲11の1）。

通信指令室でこれを受理したのはI警部補であり、原告Aとの間で、次のようなやり取りをした（甲5の2、6）。

I：「はい、110番警察です。事故ですか。事件ですか。もしもし」

原告A：「泉北3の●の●のツヤヒロタカです」

I：「もしもし、どうしたの」

原告A：「誰か来てます。侵入者が」

I：「あー」

原告A：「殺すとか言ってます，主人に。弁護士なんですけど」

I：「えー，弁護士」

原告A：「ええ，ツヤヒロタカです」

I：「んー 何ヒロタカ」

原告A：「ツヤヒロタカ」

I：「住所どこですか」

原告A：「泉北3の●の●」

I：「泉北」

原告A：「はい」

I：「3丁目の」

原告A：「●の●」

I：「●の●。何，もう一度お名前お願いします」

原告A：「ツヤヒロタカ」

I：「ツヤさん」

原告A：「はい」

I：「あー，津谷弁護士さん」

原告A：「はい」

I：「はい，どうしたんですか，誰か来ているというと」

原告A：「誰か来てます。私，自分の部屋にいますけど，主人のこと殺す
って言ってます」

I：「あー，主人のこと殺す」

原告A：「ええ，すぐ来てください」

I：「家の中にいるの，外にいるの」

原告A：「家の中にいます。何かすごいドンドン音して」

I : 「あー、家の中にいるの」

原告A : 「ええ」

I ; 「はい、わかりました。じゃ今行きますけども」

原告A : 「はい」

I : 「お名前お願いします」

原告A : 「ツヤAです。早く来てください」

I : 「はいはい、今行きますので、今警察官向かってます」

原告A : 「旦那さんは家にいないんですか」

原告A : 「わかりません、何と何となっているのか」

I : 「あー、何となっているのかわからない。あー、声聞こえますね、今行きますのでね」

原告A : 「はい」

I : 「はい、はい」

以上のおり、原告Aが切迫した言い方で現場の状況を伝えているのに対し、I 警部補は緩慢な応答を続けていた。

原告Aが「泉北3の●の●のツヤヒロタカです」と住所と氏名を言い、警察官にどこへ来て欲しいかをはっきり言っているのを、I 警部補は聞いているのかいないのか、住所と氏名の確認をせず、「もしもし、どうしたの」と言った。原告Aが事案の内容を質問されたと理解して、「誰か来てます。侵入者が」と言い、「誰か」という言い方で誰だかわからない人が来ていること、「侵入者が」という言い方で不法侵入者であることを告げた。I 警部補としては、午前4時頃であることと合わせて、不法侵入者が津谷弁護士宅に侵入しており、危険な状態になっていると推測すべきであった。

にもかかわらず、やる気がないかのように意味不明の「あー」と言い、質問をしない。原告Aはもっと説明した方がよいのだろうと考え、「殺すとか言ってます、主人に。弁護士なんですけど」と言い、弁護士である夫に

「殺す」と言っている侵入者がいて殺人事件に発展しかねない危険な状態になっていることを告げた。I 警部補は「殺すとか言ってます」には何の反応もしないで、「えー、弁護士」と言うだけだった。

原告AはI 警部補の言葉に応じるべく、「ええ、ツヤヒロタカです」と夫のフルネームを言ったが、I 警部補は「んー 何ヒロタカ」と氏名を確認し、原告Aが「ツヤヒロタカ」と答えると、I 警部補はこれを確認せず、「住所どこですか」と別の質問をした。原告Aが冒頭で住所を言っているのに、聞いていなかったかのような同じ質問である。原告Aが「泉北3の●の●」と答えると、I 警部補は「泉北」で言葉が止まり、原告Aが「はい」と答えると、I 警部補は「3丁目の」で止まってしまい、原告Aが「●の●」と答えると、I 警部補は「●の●」と復唱し、続けて「何、もう一度お名前お願いします」と、最初の氏名確認に戻ってしまった。原告Aが4回目の「ツヤヒロタカ」を言うと、I 警部補は「ツヤさん」と「さん」づけになり、原告Aが「はい」と答えると、I 警部補は「あー、津谷弁護士さん」と知っている人であるかのように言うだけで質問をしない。

原告Aが「はい」と言うと、I 警部補は「はい、どうしたんですか、誰か来ているという」と、原告Aの最初の訴えを真面目に聞いていないような言い方をし、しかも、原告Aは「侵入者が来ている」という言い方をしているのに、I 警部補は「誰か来ている」に言い換えた。まるで来訪者のような認識にしかなっていない。原告Aの「侵入者」という言葉がなくなってしまう。I 警部補の「誰か来ている」という言い方に引きずられて、原告Aは「誰か来てます。」と言っているが、続けて「私、自分の部屋にいますけど、主人のこと殺すって言ってます」と、夫である津谷弁護士が殺されそうになっていることを訴えている。I 警部補は「あー、主人のこと殺す」と、原告Aの言葉の一部を繰り返すだけで、質問をしない。原告Aは、「ええ、すぐ来てください」と、一刻も早く警察官に来てもらえ

るようお願いしている。

ここでI警部補が、誰がという主語を入れずに「家の中にいるの、外にいるの」と質問した。原告Aは侵入者のことだと思い、「家の中にいます。」と答え、続けて「何かすごいドンドン音して」と危険が切迫していることを訴えた。I警部補は前問でだれがという主語を入れなかったために、原告Aは侵入者が家の中にいて、ドンドンというすごい音がしていると必死に訴えても、「あー、家の中にいるの」と誰のことを言っているのかわからない、確認とも質問ともとれるような曖昧な言い方をした。

原告Aは言っていることが伝わったものと思い、「ええ」と答えると、I警部補は「はい、わかりました。じゃ今行きますけども」と言った。「けども」はまだ話が続くことを予感させる。原告Aが住所、氏名、津谷弁護士を殺すと言っている侵入者が隣の部屋に迫っている様子を伝えているのに、「けども」と続く。原告Aが「はい」と締め括っても、I警部補は「お名前お願いします」と質問し、原告Aに「ツヤAです。早く来てください」と氏名を言わせている。原告AがI警部補ののんびりぶりに苛立って、「早く来てください」と言うのは当然である。

それでもI警部補は動じることなく、のんびりと「はいはい、今行きますので、今警察官向かってます」と、「はい、はい」を繰り返す言い方で、原告Aの必死さなど関心がないかのような言い方をした。

原告Aが、夫が殺されそうになっていることを訴えているのに、I警部補は「旦那さんは家にいないんですか」と、まるでそれまでの原告Aの訴えを理解していないかのような的外れのことを平然と言った。原告AはI警部補の言っていることの意味がわからず、「わかりません、何と何となっているのか」と隣の部屋の様子はわからないと答えた。I警部補は、「あー、何と何となっているのかわからない。あー、声聞こえますね、今行きますのでね」と、騒動になっている音が聞こえていながら、「あー、声聞こ

えますね、今行きますのでね」とのんびりした言い方をし、原告Aが「はい」と答えると、I警部補は「はい、はい」と真剣みにかける気楽な言い方をして受理を終えた。正確には原告Aから電話を切られた。通話時間は午前4時5分25秒から同時6分43秒までの1分18秒（78秒）であった。

(3) 110番通報の指令状況

I警部補の受理状況は、指令係のT巡查部長も同時に聞くことができる。総合指令者も同様であるが、本件110番受理のときには不在だった。指令係から各警察署への無線指令は、出動している警察車両も傍受することができる。

通信指令室の受理台と総合指令台には着信表示灯が備え付けられており、重要事件を受理したときには赤点灯させ、他の職員が認識できるようになっていたが、本件110番通報の際には赤点灯していなかった。

T巡查部長は、原告Aが午前4時5分35秒前後には事件現場である自宅住所を言っているのに、午前4時6分18秒になってやっと指令を発し始めた。

指令の内容は「喧嘩口論の110番です。場所は泉北3丁目●の●津谷弁護士宅。ここで津谷弁護士、この者を訪ねてきた者が『弁護士を殺す』などと話しているとの通報です。通報者は当事者の妻。入電時間4時5分」というものだった。

(4) 機捜6とのやりとり

県警の機動捜査隊の捜査用車両（機捜6）で警ら中であったS警部補、K巡查部長及びS巡查は、通信指令室からの上記無線を傍受した。

その後、機捜6と通信指令室との間で次のようなやりとりが行なわれた（甲5の2，6，158，159）

（午前4時7分6秒～同31秒）

機捜6：「北3丁目以下の住所送ってください」

I：「泉北3丁目●の●津谷弁護士宅となります」

(午前4時9分00秒～同38秒)

機捜6：「110番の件で津谷弁護士宅を探しております」

S巡査は、午前4時11分24秒、通信指令室に、現場に到着した旨無線連絡をした(甲5の2, 6)。

通信指令室からは、機捜6に対して何の指示も出ていない。装備品の着装・携帯の確認や注意して立ち入るよという指令もなかった。

6 通信指令室のとるべき対応

(1) 受理者について

ア 短時間で必要な情報を聞き出すこと

110番通報者が通報できる時間は、特に事件が進行中の場合、ごく短時間に限られる可能性が高い。すなわち、通報者が犯人に隠れて電話をしてきている場合、犯人に知られば、通報を妨害するために犯人が通報者に襲いかかり、通報を止めさせ、通信指令室ではそれ以上の情報を聞き出せなくなる可能性が高い。

したがって、短時間でまず必要最小限の情報として、①警察官が向かうべき場所の特定、②ごく簡単な事件の内容、③通報者の氏名を通報者から聞き出すべきである。

①は、警察官が現場に到着するために不可欠である。②は、事案の緊急度を判断するためと、警察署内における担当課の目安をつけるために必要である。③は、現場に到着した後、通報者を確認し、事案の内容を確認するなどのために必要である。

①は警察官が現場に到着するために不可欠であるから、真っ先に確認すべきである。

イ 予断を持って対応してはならない

受理者には、通報者がどのような状況下で通報しているかわからない。わからないことから楽観視してはいけない。通報者の話し方が下手であっても、十分に正確に伝わる話し方でなかったとしても、予断を抱かず、誠実に聞き取るべきである。

ウ 明確な質問をすること

通報者はどのようなことを通報すれば、警察官がすぐに来てくれるかわからない。したがって、受理者の側から通報者が答えやすいように具体的に質問をするべきである。

エ 曖昧な言い方をしない

通報者は焦っているから、受理者の言い方が曖昧だと何を言っているかわからず、ますます混乱する。したがって、曖昧な言い方や意味不明のことを言ってはならない。

オ 被害者の安全確保

重大事案の場合、通報者が受傷殺害される危険を考えて、通報者の安全確保のための具体的な助言をする必要がある。

(2) 指令者について

ア 早期の指令

事件が進行中の事案では、できるだけ早く指令を発し、警察官を現場に向かわせるべきである。そのためには、臨場すべき場所が確認できた時点で指令を発するべきである。

イ 至急電話の通信開始

至急電話の通信開始時に、指令者は、「至急、至急」と2回言うか、1秒間ブザー音を2回鳴らすことになっている（甲187. 1923頁参照）。原田証言によれば、至急電話の通信開始時には常に「至急、至急」と冒頭に言うことになっており、喚起音2回というやり方を聞いたことはないとのことである。実際のわかりやすさからしても、喚起音では万

が一、1回目を聞き落とすようなことがあれば、1回しか聞こえず、至急電話であることがわからなくなる。この点、「至急、至急」であれば、言葉によって至急事案であることがわかるし、1回目の「至急」を聞き落としたとしても、2回目の「至急」だけで至急案件であることがわかる。原田証人が「至急、至急」の経験しかないというのは、実務的に合理的である。

ウ 予断を持って対応してはならない

指令者には、通報者がどのような状況下で通報しているかわからない。わからないことから楽観視してはいけない。通報者の話し方が下手であっても、十分に正確に伝わる話し方でなかったとしても、予断を抱かず、事案を軽く見ないで、指令を発すべきである。

エ 事案の具体的な説明をすること

1つ1つの通報内容はすべて異なる。現場に向かう警察官の心の準備、装備品の準備、現場対応の計画準備のために、できるだけ具体的な情報を提供すべきである。

オ 注意の喚起

本件のように緊急性の高い事案として110番通報がなされている場合、現場に臨場する警察官らが受傷することなどがないように、心構えや装備品の準備等を確認注意すべきである。それは、同時に、被害者保護のために十分な活動ができるようにするためでもある。

カ 追加情報の提供

最初の指令後、新たに情報が入ったら、どのような情報であっても、現場に向かう警察官に直ちに知らせることによって、現場に向かう警察官は一層の緊張感をもって現場に臨場する準備をすることができる。

(3) 総合指令者について

総合指令者は、上記(1)(2)が的確になされているかをチェックし、

必要に応じて、自ら介入し対応するべきである。

7 本件における通信指令室の警察官らの対応の問題点

(1) 原告Aの110番通報

110番通報した原告Aは、通報の冒頭に、事件現場である住所（泉北3-●-●）と夫の氏名（ツヤ ヒロタカ）を告げた。これにより、通信指令室では、警察車両を急行させる場所を確認することができた。

原告Aは、続けて、「誰か来てます、侵入者が。殺すとか言ってます。主人に。弁護士なんですけど」と事件の内容を告げた。これは、住居侵入罪（刑法130条）を犯して宅内に入って来た者（後に被告Sと判明）が津谷弁護士を殺害しようとしていること、夫は弁護士を職業としており、仕事からみの恨みの可能性がある事件であることが伝わる内容であった。弁護士は対立当事者の一方の弁護をするという仕事柄、相手方に恨まれる可能性は高く、時として相手によっては弁護士に対する殺傷事件に及ぶことがある。特に、平成22年6月2日（本件発生の5ヶ月前）横浜弁護士会所属の弁護士が離婚事件の相手方から刺殺される事件が発生しており、日本弁護士連合会でも単位弁護士会でも、業務妨害として警察とも連携して対策を検討している問題であり、警察には周知の問題であった。

したがって、この通報内容だけで、通報指令室は、泉北3-●-●の自宅内で、弁護士のツヤヒロタカが不法侵入者に殺害されそうになっているらしいことを認識することができ、指令者は指令を発することができた。

11月の午前4時過ぎという暗く一般人が寝ている時間帯に、自宅へ知らない者が侵入しているのであるから、異常な侵入者であることが即座に判断することができた。侵入者が来て「殺す」と言っているということであるから、殺人事件が起ころうとしていることも、警察として当然予測することができた。

(2) 2人体制だった通信指令室

通信指令業務は、受理者、指令者、総合指令者の3人が1組になって行うことになっているが、原告Aが110番通報した当時、総合指令者は仮眠中で不在だった。受理を担当していたI警部補が副指令官として従事していた(T巡查部長調書2頁)。これでは受理対応に問題があったときには是正指導し、あるいは介入して受理することができない。これだけで、緊急事態が起こったときに的確に対応できないおそれが潜在的に生じていた。

(3) 赤色灯を点けなかった

緊急事態と見られる110番通報があった場合、受理者は周囲にこれを知らせるため、赤色灯を点灯させる必要がある。このことは、特に深夜や未明、通信指令室が仮眠者等により手薄となっている時間帯にこそ重要である。仮眠者を起こし、総合指令者を位置に付かせ、さらには複数回線を開通させて通信回線の輻輳を防ぎ、最悪の事態にも即座に適切に対応できる体制を整えることができる。

ところが、本件では、赤色灯を点けることなく、2人だけで対応を継続してしまった。そのために、伝えるべき重要な情報を伝えることができず、また、現着報告が遅延する結果となった。

(4) 緩慢なI警部補の受理対応

ア 短時間で必要な情報を聞き出すこと

隣室で殺人事件が起ころうとしている通報について、受理者が78秒間も通報者と話をしているのは長過ぎる。後に被告Sは、隣室で原告Aが110番通報をしているらしいことに気づいていた。被告Sがこれを阻止すべくすぐに原告Aの部屋に入って来ていたら、その途端、原告Aは110番通報ができなくなり、さらに展開によっては殺害されていたかもしれない。I警部補は、事件進行中の事案であることを認識しながら、短時間で必要な情報を聞きださなければならないという態度が

まったく見受けられない。I 警部補にはこのような事態を予測しての緊張感が全く無い。

イ 予断を持って対応してはならない

I 警部補の対応は、単なる口喧嘩程度の受け止め方しかしていなかったもので、通信指令規則 2 条の②の「予断を排除し」に反している。

ウ 明確な質問をすること

I 警部補の言葉は、質問をしているのかいないのか、何を言おうとしているのか不明の言葉が多い。これでは通報者は何を言えばいいのかわからず、手探りで話さなければならない。I 警部補は、原告 A に対し、氏名や住所を必要以上に繰り返し聞いて、最重要な情報である現場の住所と氏名を聞き出すまでに必要以上の時間を費やし、侵入者の凶器の有無、種類等の必要な情報を尋ねることをしなかったし、そのほかに必要な追加情報について原告 A が説明しやすくできるような質問や、原告 A の身の安全を確保するための指示もしなかった。

エ 曖昧な言い方をしない

「えー」「んー」「あー」などを連発し、「はい。はい」と通報者の焦りを全く顧みない言い方は、通報者には軽く扱われている印象を与え、不信感を強めるものである。何よりも殺人が実行されようとしている現場からの 110 番通報への対応として、あまりにも長い時間であった。

オ やる気のなさ

I 警部補の受理対応は全体としてやる気の無さが表れている。I 警部補と T 巡査部長の対応は、一刻を争う事態になっているにもかかわらず極めて緩慢であった。すなわち、いたずら電話かどうかを確かめるかのように、前記のとおり、1 分 43 秒間もの間、会話を引き伸ばした（甲 5 の 1 ないし 2）。最初からはっきり聞こえているはずの住所や氏名（甲 6 参照）を繰り返し質問して、殺人犯が隣の部屋にいる状況で大声を出

することができずに、しかしはっきり正確に伝えなければならないと必死になっている原告Aを焦らせ苛立たせた。

オ 追加情報の要求

詳しい事情が聞けない場合でも、原告Aに携帯電話を切らないままの状態にさせて、現場の音声は通信指令室にも聞こえるようにして物音から現場の状況を把握できるようにしたり、事件について新たに知らせることができるようなことがあればいつでも声に出して言うてもらうことができたりするように指示すべきであったが、その指示もしなかった。

すなわち、I警部補は、本件110番通報後に推移する状況を的確に把握して、現場出動する警察官に随時指令するために必要な情報を得ることを一切しなかった。

(5) T 巡査部長の不正確で簡潔すぎる指令

ア 早期の指令

T巡査部長が指令を発した時期は遅すぎる。事件内容は警察官らが現場に向かう途中に補充することができるから、事件現場の場所（住所）を確認したらすぐに事件内容がわからなくても指令を発すべきである。事件内容も合わせて知らせる必要があるとしても、「侵入者」「殺すとか言ってます」を聞いた時点で指令を発することはできたはずである。

イ 至急電話の通信開始

被告県は、T巡査部長は、喚起音を2回鳴らして、指令を聞いている警察官に至急事案であることがわかるようにしたと主張しているが、喚起音が2回鳴っているかどうか疑問である。第1に、警察実務では、「至急、至急」を基本としているはずであるのに、T巡査部長があえて「至急、至急」と言わず喚起音を2回鳴らした理由については何も説明されておらず、不合理である。110番通話記録（甲6）によると、T巡査部長が指令を出す直前の音声は「プルルル」という電子音だけであり、

1 秒間ブザー音を 2 回鳴らしたようなものではない。もっとも、1 秒間ブザー音 2 回というのは北海道警察の規程によるものであるが、秋田県警においても 2 回という点では同じであり、2 回には聞こえない。「ブルルル」の電子音の直後に、T 巡査部長は「喧嘩口論の 1 1 0 番通報です。」と言っていることからして、緊急事案として指令をしていたとは考えられない。

ウ 予断を持って対応してはならない

T 巡査部長の対応は、単なる口喧嘩程度の受け止め方しかしていなかったもので、通信指令規則 2 条の②の「予断を排除し」に反している。

エ 事案の具体的な説明をすること

T 巡査部長の指令の内容は、「喧嘩口論の 1 1 0 番通報です。……訪ねて来た者が『弁護士を殺す』などと話しているとの通報です」という程度のものであった。ドンドンという物音についても言わず、侵入者が家の中に立ち入っていることも言っていない。

T 巡査部長は冒頭に、原告 A の通報内容を「喧嘩口論」という一言にまとめて伝え、この時点で、これを聞く警察官等に本件は単なる口論に過ぎない、殺人事件に発展するような状況はないという第一印象を持たせた。原告 A は、夫（ツヤヒロタカ）が殺されそうになっていると訴えているのに、T 巡査部長は、通報者が訴えている深刻な通報内容を、刑事課ではなく生活安全課が扱うべき「喧嘩口論」という言葉に言い替えて、軽微な言い争いの事案に変えてしまった。どうせ大した事件ではないと決め付けたもので、通信指令規則 2 条の②の「予断を排除し」を明らかに逸脱する対応であった。

原告 A が「侵入者」という言葉を使ったのは、不法侵入者であること（住居侵入罪が成立していること）が一言でわかるようにするためであった。それを、T 巡査部長は、「訪ねて来た者」に言い変えてしまった。

「訪ねて来た者」では、住居侵入罪が成立する可能性は低くなる。この言葉を聞いて、現場に向かう警察官らには、印象が全く違ってしまう。

「侵入者」なら不法侵入者の印象を強く受け、事件が起ころうとしていることを予測することができる。そして、現場に到着した時点で、「侵入者」を住居侵入の現行犯で逮捕することができる。警察官らもそのつもりで臨場する。

これに対して、「訪ねて来た者」では、居住者（ツヤヒロタカ）の知人が訪ねて来て、口論になったという印象を与える。これでは現場に向かう警察官に殺人事件が正に起ころうとしている緊迫感は伝わらない。

このように、T 巡査部長は、現場に向かう警察官らが重大事案の現場でどのように行動すべきかをイメージできるような言い方をせず、緊急性や緊張感を抱かせない連絡の仕方をした。

オ 注意の喚起

「初動の要！通信指令」（甲 3 6）では、110 番受理時のポイントとして、喧嘩通報の場合でも、「凶器所持の有無、人数、当事者の人着」等が聴取事項のポイントであり、「殺人・傷害・暴行」等が予想される事件であるとして紹介されている（43 頁）。犯人の人数や凶器の有無などが不明であるので、不明であることを伝え、耐刃防護衣、警察手帳、けん銃、警棒、無線機、懐中電灯などの装備品を装着、所持し、十分に注意して対応するように指示して、現場警察官が現場に到着したら無駄なく迅速に的確な対応が取れるようにすべきであったのに、T 巡査部長は全く行っていない。

カ 追加情報の提供

事件が進行中の事案であるにもかかわらず、T 巡査部長は追加情報の提供を一切していない。これは、I 警部補が原告 A に追加情報の提供を求めなかったからでもあるが、警察側から原告 A の携帯電話に電話をか

けることができるのに、そのことを検討した様子さえない。

(6) 受理と指令の連携の悪さ

I 警部補（受理）と T 巡査部長（指令）の連携が極めて悪い。

受理と指令が時間的に重複しているときに、原告 A が「家の中にいます。何かものすごい、ドンドン音して」と答えているときに、T 巡査部長は「秋田本部から中央」と言って指令を開始した。

T 巡査部長の証言によると、「ドンドンという、こちら辺は聞いていなかったと思います。指令を出すときには、混同しないようにインカムを外して指令しますので、そのときには、ちょっと、聞いていない部分は聞いていません。」（T 巡査部長調書 26 頁）とのことである。そして、T 巡査部長は、侵入者が家の中にいることも、ドンドンというぶつかる音が聞こえることも、指令で言及しなかった。そのことを指摘すると、「私は、緊急な事案に、重大な事案に発展するということは話しているので、それに全部、そのドンドンという音とか、そういうのは包括されるかなと思います。」（28 頁）と説明している。T 巡査部長の指令「ここで津谷弁護士この者訪ねて来た者が『弁護士を殺す』などと話しているとの通報です」を聞いた警察官全員が、ドンドンという音がしていることを聞き取ることができるはずがない。「包括される」は全くの詭弁である。「かなと思います」という言い方には、緊急指令を発していた担当者とは思えない無責任な姿勢が表れている。

指令で言う必要はなかったという趣旨の証言をしているかと思えば、「緊急の事案だということで出しているのです、指令するかはそれはちょっと分かりません。」（30～31 頁）と、ここでも指令担当者とは思えない無責任な曖昧な言い方になり、現実にはぶつかり合っているということは伝える必要がないということかと問われ、「いずれ、包括されると思います。」（31 頁）と、「包括」を連発し続けたので、裁判長から「包括されるというの

は。」と問われ、「含まれると思います。殺すということで、全部その行動が緊急な状態だということです。」(同頁)と証言している。

T 巡査部長は主尋問でドンドンという音を指令で伝えていけば現場に向かう警察官らの対応が変わったかどうかと問われ、「いえ、変わらなかったと思います。」(9 頁)と証言し、続けてその理由を問われ、「いずれ、こちらの方では至急通報で緊急の事案だということを伝えてあるし、その中に文言として殺すとういことを話しているので、重大な事件に発展する可能性がありということを知らしめているので、相手もその認識はあったと思います。」(9 頁)と証言している。「思います。」という個人的な推測を述べる。伝わったかどうかはわからないという無責任な証言をしている。

主尋問で、ほかに臨場する警察官らに特に注意喚起しておくべきことはなかったかと問われ、「殺すという文言があることを伝えて、重要な事件に発展するということを伝えてあるので、そこまではなかったのかなと思います。」(11 頁)と証言し、ここでも、「思います」という推測を述べる。

続けて、主尋問で、臨場した警察官が耐刃防護衣や警棒などを装着携帯しなかったことをどう思うかを問われ、「装備資機材活用は現場に行った警察官の判断だと思います。」(11 頁)と証言しているが、これは指令者に警察官等を身体の危険がある可能性がある現場に向かわせるのであれば、耐刃防護衣などの装着携帯を指示すべきであることを完全に無視している。

T 巡査部長のこのような考え方が秋田県警の通常の指令の方法だとすると、具体的な状況はなるべく現場に向かう警察官に伝えない方がよいかのようである。それでいて、凶器の有無、種類というのも必要な情報ではないかと問われると、T 巡査部長は「分かれば必要な情報だと思います。」(28 頁)と証言しており、ここでは具体的な情報があった方がよかったとしている。T 巡査部長の証言は明らかに矛盾している。

侵入者が家の中にいるかどうかは重要な情報ではないかという問いに、

「そうだと思います。」(25頁),「家の中にいるもんだと私は思いました」(26頁)と証言しながら,指令で具体的にこれらの指摘をしていない。

T 巡査部長は,指令者である自分が知っていればよく,現場に向かう警察官に伝える必要がないという考えのようである。これでは,通報者の通報内容が指令者によって分断されてしまい,現場に向かう警察官に伝わらないようにしているとしか言いようがない。

(7) 総合指令者の不在

本件では,総合指令者がいなかったため,総合指令者によって不備のある本件110番通報の受理,指令を是正することがなされなかった。

第3 現着までの機捜6の行動と問題点・疑問点

1 機動捜査隊の任務について

機動捜査隊は,昭和45年,警察庁が「刑事警察刷新強化対策要綱」を策定し,これを受けて各都道府県警察により昭和46年までに刑事部門の実働部門として設置された。機動捜査隊は,殺人等の重要事件の発生時における初期段階における犯人検挙の他,犯行予測による遊撃的捜査により犯人検挙の効率化を任務とする。

機動捜査隊員は,警察署の警察官と違い管轄区域に縛られることなく県警管内全域で活動することとなっているが,通常は犯罪多発地域を中心に指定された地区を,覆面パトカーと呼ばれる無線機を搭載した捜査用車両(外観は一般乗用車と同じ)に私服の警察官2名が乗車し捜査に従事する。地域警察官が警察官の制服を着,パトカーに乗って移動するのは対照的に,外観からは警察官であることがわからないようにしている。

秋田県警察の組織に関する規則5条によると,秋田県警刑事部機動捜査隊の任務は,

- (1) 犯罪多発地域における機動捜査活動に関すること
- (2) 重要事件の初動捜査活動に関すること

(3) 広域機動捜査班の運営に関すること

(4) その他特に命じられたこと

となっている。

被疑者を逮捕した機動捜査隊員は、現行犯逮捕手続書を作成し、事件と被疑者を管轄警察署に引き継いだ時点で任務を終了し、その後の捜査には関与しないが、実況見分の立会などは必要に応じて引き続き行うことがある（以上、原田意見書（甲107）4～5頁）。

要するに、機動捜査隊は、覆面パトカーに乗って機動警らを行いつつ、殺人等の重要事件、急訴事件を認知した場合に、速やかに現場に急行して初動捜査を行い、犯人を検挙し、管轄警察署に事件と被疑者を引き継ぐというのが、その任務ということである。

この点、パトカーに乗っている制服警察官や派出所にいる制服警察官は、制服やパトカーの外観により警察官の存在をはっきりアピールすることにより犯罪を予防したり、けんか口論の仲裁に入ったりと、犯罪に至らないもめ事に対する対応を主な職務としている（犯罪被害の相談などは警察署に引き継ぐ）が、機動捜査隊はあくまで、秋田県警察の組織に関する規則5条にあるとおり、殺人や強盗、傷害等の重要事件、急訴事件の認知を受けて、覆面パトカーで現場に急行し、初期段階で現場で犯人を逮捕するのがその任務であり、特に命じられない限り、犯罪に至らないもめ事の仲裁といったものは職務外である（原田調書8～9頁）。

2 機動捜査隊の担う初動警察活動の特殊性と重要性

警察にとって初動は生命線であり、重大事案発生直後における迅速的確な警察活動は、被害拡大の防止、犯人の確保等の警察目的のため欠かせないものである（初動警察刷新強化のための指針 甲35）。したがって、犯罪認知とともに機動的に初動捜査を行う機動捜査隊の役割はまさに警察の生命線を担うものといえる。

機動捜査隊員は、機動警ら中に直接犯罪を認知したり、無線指令の傍受などにより突然犯罪に直面したりすることが多いため、その場に応じた臨機応変の対応が必要となる。ここで重要なのは、通報や目撃状況などから得られた情報やそれ以外のあらゆる状況（夜間か日中か、繁華街か住宅地か等）を踏まえ、常に起こりうる最悪の事態を想定し、慎重でありながら的確に速やかに判断をする必要があるということである。漫然と、まさかこんなことにはならないだろうと矮小化した予測をして行動した場合には、現実には最悪の事態が起きたときに、これに備えた準備もできておらず、その時点で最善の対応をすることができない。

これに対し、様々な展開が予想されるときに、最悪の事態が起きるかも知れないと考えてこれに備えて行動する場合には、実際に最悪の事態が生じたとしてもそれは想定内のことであり対応できるし、実際にはそこまで悪い事態にならなかった場合には当然に十分に対応できる。結果的に無駄な準備だったかも知れないが、国民の生命身体等の安全を任務とする以上、そのような準備を怠らないことが当然の職務である。犯罪捜査の命と言われる初動対応を正に担う機動捜査隊としては、常に起こりうる最悪の事態を想定した準備を心掛け万全を期する必要がある。機動捜査隊は、勤務中は常に、犯罪はないかと機動警らし、無線傍受に耳をそばだて、犯罪を認知した場合には現場に急行しあらゆる危険や状況に備えて速やかに犯人を検挙することを本職とするのであり、警察官の様々な職務の中でも、常に最悪の事態を想定して行動しなければならないという特殊性を有するものである。

この点、金属の塊で公道を相当なスピードで走行させるという、周囲の状況は常に変化し常に危険と隣り合わせである自動車の運転においても、危険予測が特に重要であり必須とされるのに類似する。周囲の状況を踏まえ、物陰から人や車が飛び出してくるようなことはないだろうと軽信する

「だろう」運転ではなく、物陰から飛び出してくるかも知れないと考える「かも知れない」運転を心掛けるようにと、運転免許証の取得や更新の際に警察署等において指導される。刻々と変化する周囲の状況を踏まえ、常に危険と隣り合わせの行為を行うという意味で、まさに機動捜査隊の心構えも同じことがいえる。

犯行現場急行時の心構えとして、常に最悪の事態を想定し、けん銃、警棒等の装備資器材の活用を考慮すること、可能な限り複数人で臨場するように努め、対刃防護衣、刺股等の受傷事故防止資器材等を携行すること、現場急行途中においても、挙動不審者等を発見した場合は積極的に職務質問を実施し、犯人の検挙に努めるなど周囲に対する警戒を怠らないこと等は、警察の昇任試験の問題集でも繰り返し取り上げられ、指摘されているところである（甲176，177）。また、現場急行の途中で不審な状況を目撃するなどして他に追加情報を求めるなど、現に把握した状況や想定される状況から、通信指令室に対して把握した情報を提供したり、逆に追加情報を求めたりすることも重要である（現場急行時の心得（甲191）、原田調書14頁）。通信指令室とのやりとりを積極的に行うことにより、通信指令室では通報者に情報を求めることも可能であるから、状況をより正確に把握することに繋がり、よりの確な対応をすることができる。

警察官であれば、犯行現場急行時の心構えは誰もが常識としておかなければならないものであるが、犯行現場急行と犯人検挙そのものを本来の任務とする機動捜査隊員にあっては、この心構えは特に重要である。

3 訓練の重要性

犯罪発生後の捜査活動は、経験を積み重ねることによって、捜査能力は向上するであろう。これに対して、機動捜査隊員は、経験の積み重ねの有無に関係なく、事件現場で事件の発生を防ぎ、あるいは被害を最少化する的確な初動対応を行うことが求められている。そのため、普段からさまざま

まな事案や状況に応じた初動対応訓練をし、実際の事案に直面する前に、的確に対応する準備ができていないようにしなければならない。

そのため、都道府県警察では、通常訓練（月又は週1回以上術課訓練日をもうけて行うもの）を行ったり、特別訓練（冬期や夏期に5日ないし10日以上実施するもの）を行ったりしている。そして、訓練の重要性に鑑み、警察庁は平成11年7月1日、各警察本部長宛に「短時間逮捕術訓練の推進について」という通達を発し（丁教発第131号）、第一線現場において役立つ実践的な訓練の実施を推進するよう求め、これに応じ、多くの県警では、毎当務の訓練、具体的には、朝礼時又は配置時に10分間程度の短時間で行う「短時間訓練」を取り入れて実施している（インターネット上で訓練について掲載している17県警の内12道府県警（北海道、岩手、山形、群馬、富山、石川、山梨、京都、和歌山、岡山、長崎、宮崎）でこれを行っているとの記載がある）。

なお、普段から犯罪認知件数が多い都道府県警では、勤務を続けるだけで様々な現場に多数遭遇し、それ自体が実践的な経験を重ねることとなるが、犯罪認知件数が少なく治安がよい秋田のような地域の警察では、滅多に起こらないからこそ、万が一の事態に備えて十分な対応ができるように、特に普段からの訓練を緊張感をもってしっかりと行っておくことが必要となる。

4 実際の秋田県警察での日常的対応

この点、秋田県警察では、秋田県の治安は全国的に見てもよいとされ、犯罪認知件数は全国最低レベルであり、殺人等の凶悪事件は年間でも数件程度しかない（特に、本件が発生した2010年は、本件発生まで殺人事件が発生していなかった）から、長年、機動捜査隊員であったとしても、そのような場面に遭遇する機会もほとんどない。そのため、秋田県警では、勤務経験の積み重ねに頼った初動対応能力の向上は期待できない。

現実に目を向けるなら、全国一と言ってよいほど治安の安定した秋田県であっても、発生件数こそ少ないが凶悪な犯罪は起こっているのであるから、そのような被害を更に少なくすべく、秋田県に比べて治安の悪い他県以上に普段からの訓練を怠りなく繰り返し、万が一の最悪の事態を想定した初動対応能力を磨いておくことが不可欠である。

この点、秋田県警本部においては、本事件発生の2ヶ月前に、秋田県警刑事部長からの「受傷事故防止の徹底について（通知）」（甲97）でも、以下の3点が指摘されていた。

① 受傷事故防止に向けた意識の強化

「(中略)刃物等で不意に攻撃された場合でもこれをかわして制圧するなどの訓練はもとより、職務執行に際しては常に起こりうる最悪の事態に備える意識を強化させるよう教養を徹底すること」

② 装備資機材の有効活用

「事案発生に際しては、耐刃手袋・耐刃防護衣等の着装、警棒（中略）の携行など装備資機材を有効に活用し」

③ 指示の徹底

「幹部は、捜査員に対して受傷事故防止に関して事例等を挙げた具体的な教養を実施するとともに、犯罪発生時には臨場する捜査員に対して、事例に応じた受傷事故防止のための必要な措置について、具体的に指示すること」

これは秋田県警本部が現場の警察官らの慢心による受傷等をいかに心配しているかを示すものである。直接的には、現場の警察官の身の安全を考えたものであるが、個人の生命、身体及び財産の保護が警察の責務（警察法2条1項参照）であることからすれば、職務遂行にあたっては、被害者保護のためにも、上記3点が徹底されなければならないのである。

しかるに、秋田県警の現場の警察官らは、每当務訓練を行っておらず、

また、様々な現場を想定した具体的対応を練習する訓練も行っていなかった。治安がよいことに安住し、実際、重大な事件に発展しないですんでいる状態が繰り返されることから、最悪の事態を想定すれば重大な事件につながりうる現場であっても、重大な事件にはならないだろうと事件を矮小化して対応する状態であった。

本件でも、S警部補は、耐刃防護衣をスポーツバッグに、警棒をアタッシュケースに入れ、それらを機捜車両のトランクの中に積んでいる状態であった（S警部補調書16頁）。いざ緊急事態が生じた場合には、いったん車を止め車から降りてトランクを開け、スポーツバッグを開けて耐刃防護衣を着装し、アタッシュケースを開けて警棒を取り出さなければならず、その所要時間分だけ即座に対応できない状態で、班長自らが勤務を行っていたことから、その緩んだ状況がうかがわれる（甲185、2～3頁）。県警本部の危機意識が現場の警察官らには届いていなかったのである。

このような状況の中で本件事件が生じたことを受けて、事件直後の11月5日、秋田県警が機動捜査隊に対し耐刃防護衣の常時着装、警棒の着装を指示し（甲102の8、甲17）、さらに、今後の再発防止策として、訓練、装備資機材の着装等についての意識改革の推進、每当務訓練の導入及び総合術課訓練の強化、装備資機材の着装・活用の徹底、特に耐刃防護衣・警棒の常時着装をすることを改めて表明したのである（甲17）。

5 機捜6の現着までの行動について

本件で機捜6が現場臨場するまでの行動を、以下で確認する。

(1) 本件110番通信指令の直前まで

機捜6は、S警部補を班長とし、K巡查部長が運転席に乗って機捜6車両の運転を担当し、助手席にS警部補が乗車して無線指令対応や周囲の注意などを行う態勢を取っていた。

11月3日午後10時ころから、体験入隊のS巡查（乙A5 平成2

0年4月秋田県警巡查拝命)が同行することとなり、S巡查が助手席に乗車して無線指令対応や周囲の注意などを行う訓練をし、S警部補は後部座席に乗車していた。

(2) 機捜6が無線を傍受した場所はどこか

機捜6が、11月4日午前4時06分18秒に通信指令室から中央署への指令を傍受したことは、当時の110番受理指令状況(甲6)から明らかである。問題はこのとき機捜6がどこにいたかである。秋田県議会教育公安委員会(11月10日)で、機捜6が「泉地内」を走っていたのであれば、「1分以内で着」くはずで、「3分20秒ぐらいで現場到着し」たのは遅過ぎるという指摘がなされている(甲12の17～18頁)。翌11日、小森刑事官、H巡查部長は原告Bらに、タカヤナギ、ニューヨークニューヨークのあの辺の一角を回っていた、自宅を最初から分かっていたら、当然真っ直ぐどーんと、緊急で、という話をしていた(甲172)。これが事実であるならば、機捜6は事件現場近くにいながら、そこから直ちに事件現場に向かわず、あえて時間をかけてゆっくり現場に到着するという、110番通報対応としてあってはならないことをしていたことになる。

本件訴訟において、被告県は、「泉近隣公園付近を警ら中、無線指令を受けて、近隣公園の東側でUターンした後、車両を停止させ、午前4時07分06秒に通信指令室に無線を入れ、現場住所を確認している(答弁書3頁)」、「無線を傍受したのは、グランマート近くでなく、泉近隣公園付近である」「(S警部補、K巡查部長が)同所は「泉北三丁目地内」であると勘違いしていた(答弁書14頁)、と主張するようになったが、法廷では、S警部補が「泉中央6丁目、近隣公園付近です」(S警部補調書28～29頁)と証言したのに対して、その直後にK巡查部長は「秋操近隣公園の駐車場に止めていた」と証言した(K巡查部長調書18頁)。一緒にいて

指令を聞いたはずの2人の警察官が法廷で別の場所を説明した。どちらかが嘘、あるいはどちらも嘘である。

被告の主張やS警部補らの証言は、以下の点で疑問がある。

ア K巡査部長作成の平成22年11月4日付現行犯人逮捕手続書（甲111）では「秋田市泉北3丁目地内を機動密行中、無線指令を傍受した。」とされ、S警部補作成の同日付捜査報告書（甲158）でも同じ記載がある。

甲111、甲158は、いずれも事件直後の同日中に作成されたものであり、新鮮な記憶に基づき直ちに作成されているはずであり、記憶を誤って記載することは考えにくい。また、S警部補もK巡査部長も機動捜査隊に長く従事し、秋田市内を機動密行することを繰り返しているのであるから、秋田市内の地名を熟知しており、地番以下までは正確に把握していないとしても、地名を誤ることは考えにくい（乙A14で、S警部補自身がそう指摘している）。隣接する区域であれば区切りの位置を誤って記憶していたということもあり得るかも知れないが、泉北3丁目と泉中央6丁目とは隣接すらしていない（間には泉中央3丁目がある（甲174）。自分達のいた場所が泉中央6丁目なのに、2人のベテラン警察官が揃って泉北3丁目と誤って記憶したということはおよそ考えられない。S警部補及びK巡査部長は、本件当日、無線指令を受けた場所を正しく報告していたのである。

イ 平成22年11月11日、小森刑事官、H巡査部長が原告Bらに説明をした際には、タカヤナギ、ニューヨークニューヨークのあの辺の一角を回っていた、自宅を最初から分かっていたら、当然真っ直ぐどーんと、緊急で、という話をしていた（甲172）。

ここでは、泉北という行政区割りだけでなく、周辺の景色についての説明がなされている。S警部補やK巡査部長は、指令を受けたとき自分

たちがいる場所を確認するために外の景色を見ており、タカヤナギやニューヨークニューヨークが目に入ったのである。通信指令室でも機捜6がどこにいたのかをカーロケの記録に基づいて知った上で、その地名が泉北3丁目であることや、タカヤナギやニューヨークニューヨークのすぐそばであることを把握したのである。手堅く確認した事実であればこそ、小森刑事官らは、事件発生の7日後の時点で遺族らに明確に説明したのである。

ウ その後、11月18日、S警部補、K巡查部長は、無線指令を受けた場所を泉北3丁目地内と記載していたことについて、「地図で地番を確認したところ、秋田市泉中央六丁目3番地内、秋操近隣公園先であることを確認した」として、揃って、訂正の報告書を作成している（甲159、160）。

しかし、前記のとおり、機動捜査隊員を長く務めている両名が、秋田市内の地名をそろって誤ることは考えにくい。また、両名とも地図を見て地名の誤りに気づいたというが、なぜ地名を誤って記載したのか、事件の14日後になって初めて誤りに気づいたのか、その間気づかなかったのは何故か、なぜ二人そろって同時に誤りに気づいたのかについての合理的説明がない。この点、S警部補は、中央署の方から誤りを指摘されたので訂正した、単純に現場の住所と混同したと証言しているが（S警部補調書78～79頁）、このような誤りを、地名を熟知している2人がそろって誤ったというのはにわかには信じがたい。

もし秋操近隣公園先路上を走行していたか、秋操近隣公園の駐車場に停車していたというのであれば、11月4日の時点で、地名を書くだけでなく「秋操近隣公園先」と記載するはずである（現に、そのように訂正している）。このとき、秋操近隣公園の住所を誤って記憶していたのであれば、「泉北3丁目秋操近隣公園先」と記載すると思われるところ、そ

うではなく「泉北3丁目」としか書いていないのは、秋操近隣公園の付近にいなかったことをうかがわせるものである。

エ K 巡査部長は平成28年7月7日付陳述書（乙A7）で、無線指令を聞いて、「私は現場が今いる場所から北方にあると認識していたので」と記載し、法廷では、無線指令を聞いて、現場が近く北方にあると分かっていたので、大通りに出て北方に左折したと証言している（K証言2～3頁）。いうまでもなく、K 巡査部長が聞いたのは「泉北3丁目●-●」という地名・地番であるが、これを聞いて、「今いる場所から現場が北方にあると分かっていた」のであれば、今いる場所、つまり無線指令の傍受場所が「泉北3丁目」でないことも分かっていたということであり、現速手続書（甲111）に「泉北3丁目」と誤記することはおよそあり得ない。

逆に、泉北3丁目付近で傍受したのであれば、今いる場所から北方が現場だと認識していたという法廷証言が虚偽であることになる。

これら一連のK 巡査部長の説明の変遷を合理的に理解するとすれば、泉北3丁目で無線指令を傍受し、これを正しく現速手続書に記載していたが、その後、平成22年11月10日秋田県議会教育公安委員会で、レスポンスタイムは平均より短いと西川本部長が説明していたもの（甲12の14頁）、駆け付けた機捜隊が泉地内にいたことを刑事部長が明らかにしたところ通報から現着までの時間がかかりすぎていると委員から批判され（17頁）、このままでは秋田県警の怠慢が明らかとなり、この点だけをとっても秋田県警が社会的非難に晒されることから、これを隠ぺいするため、秋操近隣公園付近で傍受したことにした、ということになる。県警本部は、S 警部補及びK 巡査部長にその旨訂正書を作成させ、法廷では、機捜隊員たるもの地名は熟知しているという前提で、秋操近隣公園で傍受したこととすれば、泉北3丁目といわれれば現地は

今いる場所より北方だと理解したのでそのように走行させたと証言させた、ということ以外に考えにくい。

オ 平成28年7月7日付K巡査部長の陳述書（乙A7）では、秋田市泉地内を「走行中」に、無線指令を傍受したとなっている。これに対し、自らの法廷証言では、駐車場に車は止まっていたというのであり（K巡査部長調書18頁）、この変遷について何の説明もしていない。

カ 機捜6車両にはカーロケシステムが装備されており、通信指令室には機捜6車両の位置が表示され、そのデータはシステム上県警本部のサーバーに保存されているのであるから、そのデータを提出されたいとの原告の求めに対し、被告県は、すでに新たなデータにより上書きされており存在しないとしてこれを拒否している。

しかし、カーロケシステムは、受信年月日時・緯度経度・速度・方向などからなる72要素のデータセットとしてデータが記録されるものであり、福島県警においては、2年分の7台の警察車両のデータを分析した論文を発表している（甲37）。通常のコンピュータシステムのあり方からすると故意に抹消しない限り消えないデータであると思われるところ、データが上書きされるとの説明は、その仕組みの具体的な説明や根拠の提示もなく、不都合なデータの開示を拒否するためにそのように説明しているのではないかとの疑念がある。

以上のような秋田県警本部の議会説明、遺族説明後の、被告県の主張、S警部補及びK巡査部長の陳述書及び法廷証言の変遷ぶり、不統一は、真相を隠そうとしたことによるもの以外に原因は考えられず、真相は、無線指令を傍受したのは泉北3丁目のグランマート付近の道路上を走行していたときであったと理解するのが合理的である。

以上の事実から明らかなように、機捜6は津谷弁護士宅の近くをたまたま走っているときに110番通報の指令を受けたにもかかわらず、津

谷弁護士宅から遠ざかる方向に走っていったものであり、緊急事案として対応していなかったことは明らかである。

なお、仮に、秋操近隣公園先路上を走行していたか、駐車場に停車していたときに傍受していたということであったのだとしても、傍受した後の機捜6の行動に後述する問題（緊急事案として対応していなかったこと）があることには何も変わりはない。

6 無線傍受以降

(1) 9秒間の沈黙

泉北3丁目のグランマート付近の道路上を走行中に無線指令を聞いた機捜6はどのような動きをしたか。

無線指令は午前4時06分18秒から始まっており、この時点から機捜6は無線指令を聞いている。無線指令は、冒頭に、「喧嘩口論の110番通報です。場所は泉北3丁目●の●津谷弁護士宅」と告げているから、機捜6は、無線指令のその後の説明を聞くまでもなく、事件現場である津谷弁護士宅に車の向きを変えて走行するのが当然である。そして、無線指令の発語が途切れたタイミングで、「機捜6から秋田本部」と呼びかけて、「機捜6、ただいまの110番 101どうぞ」と言い、自分たちが津谷弁護士宅に向かっていることを告げたはずである。

ところが、現実はそうになっていない。無線指令は4時6分18秒から4時6分57秒まで39秒かかっているが、その直後に機捜6は、通信指令室に連絡を入れていない。この指令終了の9秒後の4時07分06秒、機捜6は通信指令室に対し現場の住所を問い合わせる無線交信を行った。

なぜ、9秒間の沈黙があるのか。無線指令が始まってから機捜6が通信指令室に連絡を入れるまでの39秒間を加えれば48秒間である。この間、機捜6の警察官らは何を考え、何をしていたのか。

機捜6が事件現場の住所を聞いてすぐに津谷弁護士宅を目指したのであれば、9秒間の沈黙はあり得ない。この間もそれ以前の39秒間も、機捜6は、津谷弁護士宅を目指していなかったのである。

この消極性はどこから来るか。それは、機動捜査隊の任務が犯罪を検挙することにあるのであって、喧嘩の仲裁は任務ではないという点である。S警部補及びK巡查部長は、指令を傍受し地名を聞いたときに、現場がすぐ近くであることを承知していながら、「喧嘩口論への対応は機捜隊の仕事ではない」との考えから、他の警察官が率先して津谷弁護士宅に駆けつけてくれるのであれば、自分たちが行くまでのことはないと考え、機捜6以外の警察官が津谷弁護士宅に向かう旨を通信指令室に申告してくれることを期待して沈黙していたのである。

無線指令の39秒間及び沈黙の9秒間、機捜6の車は津谷弁護士宅に向かっていない。大通りを漫然と南に進み、現場から離れていったものと思われる。そして、中央署管内から出動の応答があることを期待していた。通信指令室にカーロケで機捜6がいる位置（現場すぐ近くにいること）を把握されてしまっていることから、もし応答がない場合には仕方なく自分達が行くしかないと考えから、秋操近隣公園近くの大通りのガソリンスタンド付近で車両をUターンさせつつ、中央署管内からの応答を待った。しかし、無線指令終了後、中央署管内からの応答がなかったことから、やむなく、津谷弁護士宅へ向かうことにし、無線指令終了9秒後に、機捜6（のS巡查）が通信指令室に対して住所を問い合わせたのである。

9秒間の沈黙には、機捜6（S警部補及びK巡查部長）のやる気の無さが端的に表れているのである。

（2）助手席に移動しなかったS警部補のやる気の無さ

無線指令を受け、事件現場である津谷弁護士宅に向かうことにしたS

警部補のやる気の無さは、S警部補が後部座席から助手席に移動しなかったことに端的に表れている。

S警部補が、緊急性の高い事案と判断したのであれば、機動捜査隊の中の司令官の定位置である助手席にいた訓練生のS巡査をそのままにせず、班長である自らがその位置に移動して、現場の指揮をするはずである。なぜなら、無線指令を受けている瞬間でも、その後時間が経過すればするほど、侵入者は犯行を終え、津谷弁護士宅から出て来て逃走しているかもしれないから、津谷弁護士宅を目指しているS警部補及びK巡査部長は、津谷弁護士宅方向から不審者、不審車両が移動してくる可能性があることを考え、そのような者、車を探し、発見したら、停止を求め、職務質問をし、不審者の対応如何によっては任意同行、犯行の様子が伺えれば緊急逮捕などを行わなければならない。そのような展開が起り得ることからすると、S警部補は事件現場に到着するまでの間、助手席に移動して、K巡査部長とともに、機捜6の前方進行方向や左右の周辺を注視し、事件現場方向から不審者や不信車両が来ないかを探索する必要がある。後部座席からでは助手席の背の部分や助手席に座っているS巡査の頭部などが邪魔になって、前方や周辺が見にくい。前日から初めて機捜車両に乗ったS巡査には、S警部補の替わりは到底勤まらない。これでは、実際に不審者や不審車両がいたとしても発見することはできない。

S警部補は、緊急事案だったにもかかわらず、意図的に本来なすべき警察活動を行っていない。その必要がない、すなわち、緊急事案ではないと決めつけていたからである。

(3) 現着までの間に無線交信を行ったのは誰か

無線指令を受けた後、S警部補は助手席に移動しなかった。S巡査が座り続けた。それでは、本来であれば、S警部補が行う通信指令室との

交信はだれがしていたのか。この点からも、S警部補の不真面目ぶりが明らかになる。

被告県は、準備書面(3)で、運転席にK巡查部長、助手席にS巡查、後部座席にS警部補が乗車していたことを主張し(1頁)、その後、無線交信を行った者が誰であるかについて明言を避けていた。原告側は、助手席に乗車している者が無線交信を行うのが通常の対応であることからS巡查が行っていたと考え、S巡查の証人尋問を請求したところで、被告県は初めて、S巡查が担当したのは現着報告のみであると説明し(平成28年7月12日付証人尋問に対する意見書(2)1頁)、S警部補の陳述書(乙A6)、K巡查部長の陳述書(乙A7)で、K巡查部長が行っていたことを明らかにした。

しかし、以下の事情から明らかのように、S巡查が行っていたものである。

ア S 巡查の練習

S警部補が後部座席から助手席に移動しなかったことから明らかのように、S警部補は緊急事案ではないと判断していなかったのであるから、助手席に座っているS巡查に練習として通信指令室との交信を任せていた可能性が高い。

イ 道交法71条5号の5違反

機動捜査隊は前述のとおり、2名1組で覆面パトカーに乗車し、1人が運転し、1人が助手席で無線指令や周囲の動静の把握を担当する。S警部補とK巡查部長のチームは、S警部補が班長であり上司であり、主に運転を担当するのがK巡查部長であった(K巡查部長調書16頁)。このとき、周囲の状況を判断して必要に応じ通信指令室に対し情報を提供したり、あるいは逆に通信指令室に対して追加の情報を求めたりといったやりとりをすること、また、これを踏まえて運転手に

指図をするのは、助手席に座っている班長である。3人の警察官が乗っている機捜6にあって、K巡査部長が警察車両を運転しながら、通信指令室との交信も行うという役割の集中は不自然である。S警部補が行っていないのであれば、助手席のS巡査が行っていたとみるのが自然である。

被告県は、道交法解説書（乙A13）のハンズフリーで会話ができるタクシーの場合が違反にならないこと（764頁）を例にあげて、機捜6を運転しているK巡査部長が通信指令室と交信をしても道交法違反にはならないと主張しているが、全くの謬見である。無線指令は、聞くだけであれば操作は必要ないが、発語するにはマイクのスイッチを入れ、終わったら切る必要がある（S警部補調書26頁）。これはハンズフリーではなく、携帯電話をいじりながら運転しているのと変わらない。したがって、K巡査部長が警察車両を運転しながらマイクを持って発語していたとすれば、明らかに道交法違反である。K巡査部長もこの程度の知識は持っているはずである。警察官が3人もいながら、K巡査部長が法を犯してまで通信指令室と交信する必要性はどこにもない。被告県が道交法違反の解釈までごまかして強弁するのは、当時、通信指令室と交信していたのがS巡査だったことを隠すことによって、機捜6が緊急事案として津谷弁護士宅に向かっていたことを隠すためである。

ウ 機捜6の警察官の発語

無線指令を受けた後、機捜6から通信指令室に対して発語していたのはS巡査である。そのことは、当時の110番受理指令状況（甲6）の「機捜6」の発語内容にはっきり表れている。

「機捜6」は通信指令室に、現場の住所を教えるよう求めているが、その際「北3丁目以下の住所送って下さい」と発言し、現場の住所を

教えるよう求めている。S警部補及びK巡查部長は日常的に巡回している地域のことであるから、無線指令で1回言われて住所がわからないということは考えにくい。また、秋田市内の住所に精通しているS警部補やK巡查部長であれば、「泉北3丁目以下の」というように、秋田市内には他にも「北」と付く住所があることを知っているから、これらと区別するため、「泉北」と「泉」を付けて確認を求めるはずである。指令者も「北3丁目」という言い方が正確を欠くことに気づいたからこそ、「北3」と言った直後に、「泉北3丁目●の●」と正しい地名を告げている。秋田市内の地名を知っている警察官であれば、「北3丁目」という言い方をしないのである。横手警察署に所属していて、昨日からで体験入隊したばかり中の、秋田市内の住所に精通していないS巡查の発言であればこそ、「北3丁目以下の住所送って下さい」と発言したとしても何ら不合理ではない。

通信指令室への発語がS巡查によるものであることは、事件現場の住所を確認した「機捜6」が、「了解 以上機捜6」でマイクを切っていることにも表れている。機捜6は事件現場である津谷弁護士宅の住所を確認し、そこへ向かうことにしたにもかかわらず、「以上機捜6」でマイクを切ってしまい、通信の最後に「101」をつけ加えなかった。秋田県警では、通信指令室からの現場急行を求める指令に応じて現場に急行するときには、「101」と発言することが無線交信のルールとなっている（中央74，中央67，幸町移動のいずれも、出動要請に対し応じるとの応答で101と発言している）。ところが、「機捜6」だけが「101」と発言していない。そのため、通信指令室から機捜6に対して、現場に向かっているかどうかの確認がなされるに至っている。機動捜査隊を長く勤めているK巡查部長がこのルールを知らないはずはない。知らないのは体験入隊中で通信指令室との

交信の経験のないS 巡査だけである。「了解，以上機捜6」と述べたのもS 巡査である。

S 警部補及びK 巡査部長は，上記交信をS 巡査にさせていたことからして，その後，通信指令室から「秋田本部から機捜6」という問いかけに，「機捜6です どうぞ」と答えたのも，「110番の件で津谷弁護士宅を探しております」という状況説明したのも，S 巡査であったと考えられる。

以上から，本件で機捜6の無線交信を行っていた警察官について，被告県はK 巡査部長だったと主張していたが実際はそうではなく，助手席のS 巡査だったのである。S 警部補は，緊急事態であるにもかかわらず，後部座席に座ったままであり，助手席のS 巡査に通信指令室とのやりとりを任せていた。見習いの練習に丁度よい軽微な事案だと判断したのである。そのため，初歩的な無線通話のやりとりすらできていない，現場に向かっているかどうか通信指令室にも分からず確認しなければならないような応答をしていたのである。

そのような機捜6の警察官らが，津谷弁護士宅に向かう途中，周囲の状況に警戒を怠らないようにしていた様子はいかがえない。

なお，カーナビへの住所の入力については，被告県はK 巡査部長が入力したと主張しており，K 巡査部長もその旨証言している。しかし，上記のとおりS 巡査が無線交信を行っていたと見られること等，緊張感のうかがえない機捜6の3人の警察官の様子からすれば，カーナビ入力も住所を聞いたS 巡査にそのまま入力させた可能性が高い。

(4) その後現着まで

午前4時10分32秒，K 巡査部長はエンジンを止めて津谷弁護士宅東側路上に機捜6車両を停車させた（通信指令室がカーロケで機捜6車両の×印が点いたことから，現着登録をした，T 巡査部長陳述書乙A 1

1) (探しているとの応答終了から54秒経過)。

S警部補は機捜6車両から降車し、K巡查部長はS巡查に現着報告をするよう指示して降車し、S警部補、K巡查部長の順に、声のする家の勝手口門から敷地内に入り、勝手口のドアを開けて2人続けて入って行った。

7 機捜6の行動の問題点・疑問点

本件無線指令は、午前4時6分18秒から始まっており、内容は、「喧嘩口論の110番通報です。場所は泉北3丁目●の●津谷弁護士宅、ここで津谷弁護士、この者を訪ねてきた者が「弁護士を殺す」などと話しているという通報です。通報者は当事者の妻。」というものであった(甲6)。

この指令そのものが、前述のとおり、事件を矮小化した決定的に誤った指令であるが、そうであったとしても、この指令を聞いた機動捜査隊員としては、訪ねてきた者が夫である弁護士を殺すと話しているとして、午前4時過ぎに妻から110番通報がされているという状況を知ったのであるから、最悪の事態を想定し、殺人事件に発展しうる緊急性の高い事案であり、危険が切迫していたことを認識することが十分にできたものである。

訪ねてきたといっても、午前4時という時間に訪ねてくるというのは異常な事態かもしれない、夫である弁護士を殺すというのは、仕事の関係で恨まれて本当に殺そうとしているのかもしれない、午前4時という時間に妻から警察に助けを呼ぶというのは、尋常ではない危険な状況かもしれない、というように、最悪の事態を想定するならば殺人事件に発展しうる危険な状況であることは容易なことであり、こと犯行現場急行を本職とする機動捜査隊員としては、なおさら容易なことであった。特に、平成22年6月2日(本件発生5ヶ月前)横浜弁護士会所属の弁護士が離婚事件の相手方から刺殺される事件が発生し、大きく報道されていたのであるから、「弁護士を殺す」という指令を聞いたのであれば、すぐに横浜の事件を想

起し、最悪の事態が起きないようにと、緊張感をもって対応してしかるべき状況であった。

ところが、S警部補、K巡查部長、S巡查は、いずれも、殺人に発展するかもしれないとは考えず、訪ねてきた者との喧嘩口論の仲裁の要請の110番であり、機動捜査隊の仕事ではないと考え、いずれ時間が経てば収まるといった程度の認識しかしなかった。

重大な事件に発展する可能性があるという危機感を抱くことなく、このような認識であったことは、以下の事実から指摘できる。

(1) 午前4時頃という時間帯

S警部補及びK巡查部長の勤務時間は、11月3日午前8時30分から同月4日午前8時30分までの24時間勤務であった。途中で仮眠時間が4時間入るが(甲107.14頁)、午前4時ころの時間帯は、機動捜査隊員にとって心身ともに疲れがピークに達しており、緊張感も弛んでいた可能性がある(甲107.14頁)。そのため、午前4時頃、機捜6が秋操近隣公園の駐車場に停まっていた(K巡查部長調書18頁)とすれば、そこで3人で仮眠していた可能性がある。

(2) 「喧嘩口論」との指令、機動捜査隊の職務との関係

3人揃って公園の駐車場に車を停めて仮眠していたかどうかはともかく、長時間勤務で疲労している時間帯であることは動かしがたい事実である。そのような状態のところへ、通信指令室の無線指令で、「喧嘩口論の110番通報です。」と言われた。S警部補及びK巡查部長は、咄嗟に、自分たちが扱う事案ではないと判断した可能性が高い。

すなわち、機動捜査隊の主たる任務は犯人の逮捕、事件の検挙であるのに対して、喧嘩口論は110番通報の内容の分類において刑事事件と別に分類されている(甲188～190)。また、警察の事件担当の分担として、刑法犯被害を担当する刑事課と、刑法犯以外の犯罪や日常生活上

の些細なトラブルを担当する生活安全課との職務分担がある。刑法犯に至らない喧嘩口論のもめ事仲裁対応は生活安全課であり、刑事課の対応ではないとの共通認識がある。

本件において指令者は、事案を過小評価し、「喧嘩口論」と判断して指令を出した。他方、この指令を受けた機動捜査隊員ら（S警部補及びK巡查部長）は、縦割意識の下で、「喧嘩口論」なら自分達の出番ではない、生活安全課、制服警察官の役割だと考え、指令を聞き流し、最初自分たちが津谷弁護士宅に行くかどうかを決めかねていた。そのことが、先に説明した9秒間の空白である。

(3) 緊張感のない指令命令

班長であるS警部補が部下であるK巡查部長やS巡查に対する緊急性を踏まえた指示命令がなされた客観的形跡が一切ない。

S警部補は、現場出向の際には、「事案の概要の把握、行為者がいれば、状況に応じて犯罪の抑止や逮捕、負傷者がいれば救護、それから、行為者が逃走していれば手配などをしなければいけないという話はしていた、ただ、事案の詳細が不明でしたので、あえて細かい点までは指示しなかった」と話していたという（S警部補調書4頁）。

しかし、S警部補の車内での指示の内容は、警察学校での教科書に書いてあるような抽象的な一般論の内容であり、そんなことを110番通報があった現場に向かう途中で言うはずがない。事案に応じた具体的な指示をしたと説明すれば、それが実際にその後の3人の警察官の対応に反映していないことを追及されかねないから、そのようなことが言えず、また、何も言わなかったと言ってしまえば、緊張感がなかったことを自白することと同じになってしまうからこそ、このような証言しかできなかったのである。

(4) 耐刃防護衣や警棒の着装

耐刃防護衣や警棒の着装は数十秒でできるにもかかわらず、S警部補が着装の指示もしておらず、着装そのものを検討した形跡もない。K巡查部長もS巡查も、着装をするか否かを検討した形跡がない。

この点、S警部補は、緊急性のある事案と思ったが、凶器に関する情報がなかったことから、耐刃防護衣・警棒の着装を省略して現場に急行することを優先したという（S警部補調書3頁）。

とんでもない暴論である。凶器に関する情報がなかったということは、実際にはあるかもしれないということである。「わからない」を「ない」と決め付けるのは極めて危険である。弁護士の妻が午前4時過ぎに110番通報してきて、「侵入者が夫について「殺す」と言っている」という事案である。通常、人が他人の家を訪問する時間帯ではなく、弁護士が訴訟の相手から恨まれて殺害される事件があることなどを思い起こせば、最悪の事態を想定し、凶器を持っているかも知れないと考えるのが当然であり、情報がなかったことがこれらの着装を省略する理由にはならない。むしろ、事件の2ヶ月前の「受傷事故防止の徹底について（通知）」（甲97）記載のとおり、刃物等で不意に攻撃されることをも想定し、常に起こりうる最悪の事態に備える意識を持つことや、耐刃手袋・耐刃防護衣等の着装、警棒等の携行等装備資機材の有効活用が求められていたのであり、状況の詳細が不明の緊急事案と認識していれば、むしろ装着携帯を行う方に判断が傾くはずである。これを省略したのは、凶器による予期せぬ攻撃などあり得ない軽微な事案（喧嘩口論）と考えていたからに他ならない。

事件直後の11月5日、秋田県警察が、機動捜査隊に対し耐刃防護衣の常時着装、警棒の着装を指示したこと（甲102の8、甲17）からも、機動捜査隊員の最悪の事態の想定という心構えの不十分さがうかが

われる。

(5) 追加情報の要求

S 警部補が、通信指令室から提供される情報が足りないと考えれば、通信指令室に問い合わせればよい。凶器の有無種類、訪ねてきた者の人数、津谷弁護士宅の内外のどこにいるかといった追加情報を求めればよい。

求めたところで、通信指令室は、凶器の有無・種類については不明、訪ねて来た者の人数については不明と答えるが、「訪ねて来た者は津谷弁護士宅内に入っている」と答える。この点は、最初の指令のときに指令者が言い落としている事項である。この答えを得たならば、S 警部補及びK 巡査部長は、津谷弁護士宅内で事件が起こっている可能性があるかと予測したかもしれない。しかし、そもそもS 警部補もK 巡査部長もS 巡査も通信指令室に問い合わせをしていない。3 人とも緊急事態との認識がなかったということである。

(6) 約200メートルの距離の走行所要時間

S 警部補及びK 巡査部長が最初に無線を傍受した地点から津谷弁護士宅までは直線距離にして約200メートルしかないにもかかわらず（2015年3月16日付原告文書提出命令申立書添付別紙1，2参照），指令終了から現着まで3分35秒もの時間を要している（甲6，乙A2の1）。緊急事態と認識して速やかに現着するように行動していたとは到底、考えられない。

(7) 現場直後の指示

K 巡査部長が機捜6車両を現場で停車させた際、S 警部補は無言のまま、K 巡査部長やS 巡査に何の指示も出さず、降車して現場の家に向かって行っている。

S 警部補が緊急事案と考えていたのであれば、最悪の事態を想定しな

がら、他の2名に対して、現着の指示はもちろんのこと、建物反対側の様子の確認を指示したり、建物内に入るにあたって1人は一緒に入るように指示したり、いきなり扉を開けることなく中の様子をうかがい、人数や性別など未確認の情報を得ようと努力し、把握した情報に基づきもっとも適切な方法を考え、他の者に指示するなどして慎重な対応をするのが、現着した機動捜査隊員の対応としては当然のことである（甲178）。しかし、S警部補にはそのような検討や指示をした形跡はない。要するに、S警部補は、緊急事案との認識がないまま、漫然と現場に入っていこうとしていたのである。

（8）現着後のK巡查部長の行動

K巡查部長も、S警部補から、特段、緊急事案としての具体的な指示を受けていない。耐刃防護衣や警棒の着装を指示されておらず、自分自身も検討していなかった。また、機捜6車両を現場に停車させた後も、S警部補から特段の指示がないままであった。

停車後、S警部補が勝手口門から入っていくのを見て、K巡查部長はここが現場だと認識し、S巡查に現着報告を指示して降車し、不審者などがないかと玄関の方に途中まで向かって戻り、勝手口から家に入ったという。

しかし、K巡查部長が玄関の方に途中まで向かって戻ったという行動は、不審者がいないかの確認をするのであれば、玄関入り口までさえ行かず、その手前までで折り返して来る（K巡查部長調書添付図面）のは全く無意味であり、懐中電灯を照らして家の反対側の方まで回らなければ意味がない。

しかも、現場に立ち入る場合には複数で一緒に行動しなければ危険であり、単独で入ることはできるだけ避けなければならない（甲178）。したがって、臨場したのが2人だけであれば、予めどのように動くかのS警部

補からの指示や行動すべきことの共有がされていて初めて行われるべきものである。ところが、S警部補からの指示が何もなく、そのまま家に入ろうとしていたというのであるから、部下であるK巡查部長としては、S警部補に続いて一緒に建物内に入らなければならなかったのである。

(9) S 巡查の説明

S 巡查は、S 警部補が、無線指令を傍受して、緊急事案と直ちに判断し現場に急行したと説明している（陳述書、乙A5）。

しかし、S 警部補からどのような具体的な指示があったかは一切記載していない。緊急事案だと判断していたのであれば、2人ではなく3人で行動すべきだったのであり、S 巡查に対しても具体的な指示をしてしかるべきであるところ、なかった。S 巡查に指示を出したのは、K 巡查部長が現着報告をするように指示しただけであった。S 巡查は機動捜査隊には体験入隊であるとはいえ、すでに警察官としての職務を実際に行っていたのであり、しかも、若くして機動捜査隊に配属されるというように、将来有望な者として期待されていたものである。S 警部補が緊急事案と考えていたのであれば、S 巡查も戦力に加えて役割を与え、行動させていたはずである。しかし、実際には何ら指示を与えていなかったというのであるから、S 警部補が緊急事案と判断していなかったことを示すものというべきである。

(10) 小括

S 警部補、K 巡查部長、S 巡查は、通信指令室からの無線指令を傍受した際、「喧嘩口論」という通報ではあったものの、通報（発生）時刻や弁護士妻が、夫が殺されそうになっていると訴えている内容などからして、緊急事態か緊急事態に発展するおそれがある事案だと判断して行動すべきであった。しかし、S 警部補、K 巡查部長、S 巡查は、訪ねてきた者と津谷弁護士の喧嘩口論で、警察官に求められているのはその仲裁であり、犯

罪者の検挙ではないと即断した。機動捜査隊の仕事ではない判断したS警部補は、体験入隊で助手席に座っていたS巡査に対してそのまま通信指令室とのやりとりをさせ、K巡査部長は機捜6の車両が事件現場付近にいたにもかかわらずゆっくりと現着し、S警部補は、最悪の事態を想定しないまま準備を怠り、緊急事案に即した具体的検討も指示もないまま、漫然と建物の中に入っていった、ということである。

S警部補は、11月4日付捜査報告書を作成しているが、その内容はK巡査部長による現行犯人逮捕手続書の丸写しであり、傍受場所の変遷の理由についても何も説明がないこと、班長でありながら無線傍受後後部座席から移動せずなんら具体的な指示をした形跡がないことから、体験入隊中のS巡査に助手席に座らせ、運転はK巡査部長にやらせ、自分は後部座席で寝ていたか少なくとも何もせず、110番指令もろくに聞いておらず、どこを走っていたかも把握していなかった可能性すらある。

第3章 津谷弁護士の死亡という結果に関する被告らの責任

第1 被告Sの津谷弁護士に対する不法行為

被告Sは、S警部補及びK巡査部長が津谷弁護士の両腕を掴んで身動きできないようにしている状態を利用して、応接室前廊下で殺意を持って本件凶器で津谷弁護士を突き刺し（1回目の刺突）、左腕を掴んでいたS警部補が手を離しK巡査部長が右腕を掴んだままの状態でも津谷弁護士が崩れ落ち膝をついた状態になったところをさらに突き刺し（2回目の刺突）、その結果、津谷弁護士を心臓損傷に基づく左胸腔内出血により死亡させて殺害した。

被告Sは津谷弁護士を故意に殺害したものであり、津谷弁護士に対する不法行為が成立する。

第2 事件現場でのS警部補らの対応に係る被告側の責任

1 事件現場における警察官の義務

(1) 警察官の義務の法的根拠

ア 警察法

警察法2条1項は、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕等に当たる責務」を負うと規定する。

これを具体化すべく、警察官職務執行法では、1条1項で「この法律は、警察官が警察法に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。」と規定した上で、警察官の権限について以下のように具体的条文をおいている。

以下の条文は、文言（「できる」）上は権限を付与する規定であるが、警察官の職務内容（警察法2条1項）からして、当該条文で規定している状況下（一般市民の生命や身体に対する危険が切迫していることが明らかな場合等）においては、当該条文で規定している権限を行使すべき義務を負っていると解すべきである。

イ 警職法4条1項

4条1項は、避難等の措置として、「警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼ……す虞のある……危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。」としている。

この規定により、110番通報した者やその家族が生命の危険に曝されているような場合には、警察官は、その場の危害を避けさせるためにその場から犯人がいない方向に逃げさせ、被害者が犯人と接することにならないようにすべき義務が導かれるものというべきである。

ウ 警職法5条, 6条1項

5条は、犯罪の予防及び制止として、「警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及(ぶ)……虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。」としている。生命若しくは身体に危険が及ぶ恐れがある現場では、警察官は、関係者に警告を発し、具体的に指示を行い、犯罪行為を制止すべきことが求められているのである。

6条1項は、「警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる」としている。緊急事態に居住者の同意を得るようなことをしていたのでは、警察官としての的確な対応ができなくなるので、職務上合理的に必要と判断される限度での立ち入りを認めているのである。生命、身体に対する危害が切迫しているような場合には、立ち入りすべきことが義務となる。

エ 警職法6条4項

6条4項は、「警察官は、第一項又は第二項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない」とされている。110番通報で駆けつけた警察官は、通常は駆けつけた理由

を告げる必要はないが、機動捜査隊の警察官は私服で行動しているため、外見からは警察官であることがわからない。したがって、管理者に要求されるまでもなく、警察官であることを示す証票を示す必要がある（警察手帳規則（甲192）5条）。現場の状況からしてそのような余裕がないときは、警察官であることを告げる義務がある。

オ 警職法7条

7条は、「警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条（正当防衛）若しくは同法第三十七条（緊急避難）に該当する場合（略）を除いては、人に危害を与えてはならない」とされている。殺人目的の侵入者に対峙することは正当防衛であるから武器の使用が許されるのであり、生命、身体に対する危険性が高い場合には、これを有効活用すべきことになる。

（2）現場において行うべき対応・行動の指針について

警察官が行うべき一般的職務（義務）は上記警職法に基づくものであるが、これらの規定だけでは、現場において的確に対応することができない。そこで警察庁・都道府県警察では、具体的な対応・行動が行えるよう、留意事項や心構え、具体的対応方法を記載した指針・内規が定め、実践訓練を行う指導・教育が行われている。これらにより、現場の警察官にとって具体的な個々の現場での的確な義務履行が十分に可能になるのである。

例えば、以下のものがある（これらの内容については後に詳述する）。

- ① 甲192の警察手帳規則は、職務の執行に当たり警察官であることを示す必要がある場合は証票及び記章を呈示しなければならないことや、警察手帳を常時携帯すべきことを規定している。

② 甲 1 9 3 の逮捕術教範は、警察官が職務を執行するに当たり、犯人から攻撃又は抵抗を受けた場合の対応（逮捕術等）に関する指針である。

③ 「受傷事故防止の徹底について（通知）」（甲 9 7）

秋田県警察刑事部長の平成 2 2 年 8 月 3 1 日付通知であり、犯人からの攻撃が通常予想しにくい場合についても、最悪の事態に備える意識の強化や凶器による不意の攻撃をかわして制圧する方法などの訓練を行うべきこと、装備資機材の有効な活用をすべきことなどを定めている。

④ 耐刃防護衣及び防弾衣の着装基準について（例規）（甲 1 0 0）

機動警ら勤務員が警ら、警戒活動に従事するときは、耐刃防護衣を常に着装すべきことなどを定めた例規である。

（3） 1 1 0 番通報により出動する警察官が持つべき認識・予測について

ア 1 1 0 番通報事案の特殊性

1 1 0 番通報事案は、すでに発生した事件について事後的に証拠を収集する通常の犯罪捜査とは異なり、犯罪がまさに起ころうとしているか、犯罪が起こっている最中か、犯罪発生直後か定かでない極めて流動的な事態であり、現場に駆けつける警察官の仕事は一樣ではなく、臨場したときの状況に応じて、犯罪の発生・深刻化を防ぎ、被害者を保護し、証拠を保全し、逃亡犯の緊急手配をすることなどである。つまり、現場に到着してみないと、何をすべきかが定まらないのである。

これが、既に発生した事件について事後的に犯罪の痕跡を現場から採取したり目撃者を探して事情の聴取したりするなど、警察組織が他者の妨害を排除する中で計画的に進めることができる捜査と全く異なる点である。

イ 現場に臨場する警察官が持つべき認識・予測について

（ア） 1 1 0 番通報に基づく指令で現場に赴く警察官は、現場がどのような状況になっていたとしても臨機応変に対応しなければならない。

本件のように110番通報したときに事件（住居侵入，脅迫など）がすでに始まっている事案では，警察官が現場に到着したときには事件が進行中であるかもしれないし，犯行（殺人の実行行為など）はすでに終了し犯人は現場から逃走しているかもしれない。どのような展開になっているかは，現場に到着するまでわからない。

通信指令室が断続的に情報を提供する場合には，その情報から現場の事態の推移は断片的にわかるが，それでも通信指令室の指令者も現場にいるわけではないから，正確かつ十分な情報を提供できるわけではない。

現場に臨場する警察官は，現場に到着するまでの間にできるだけ多くの情報を入手して現場に臨むべきであるが，情報の追加がなければ，ないものとして緊張感をもって現場に臨む必要がある。常に最悪の事態を予測すべきであり，たとえ不十分な内容の通報（情報）でも緊急事案の可能性・最悪の事態を予想して現場に臨むべきである。

(イ) 常に最悪の事態を予測して準備・行動すべきことは，「受傷事故防止の徹底について（通知）」甲97によっても明らかである。すなわち，同通知は「現場臨場した捜査員に対し，犯人からの攻撃が通常予測しにくい局面において，いきなり刃物等で襲撃される事案が散見される。このような現状から，刃物等で不意に攻撃された場合でもこれをおかして制圧するなどの訓練はもとより，職務執行に際しては常に起こりうる最悪の事態に備える意識を強化させるよう教養を徹底すること」，「事案発生に際しては，耐刃手袋・耐刃防護衣等の着装，警棒・警じょう・大盾・刺股等の携行等装備資機材を有効に活用し，（中略），装備機材の有効活用を図ること」とされていた。この通知は，従前から必要とされていた意識・訓練・装備の有効活用を強化・徹底するよう指示する趣旨であることはその文面から明らかである。

この通知のとおり、現場臨場を行う警察官においては、現場の状況が詳しく分からない場合（犯人からの攻撃が通常予想しにくい局面）でも常に最悪の事態を予測すべきであり、刃物等で不意に攻撃される場合も想定した訓練や機材の携帯・装着など、最悪の事態に備える意識を持って準備すべきことが求められていたものであり、その趣旨からすれば、たとえ通信指令室から不十分な内容の情報しか提供されず現場の状況が分からない場合であっても、緊急事案の可能性・最悪の事態を予測して行動すべきであるとされているものというべきである。

（４）本件の義務違反行為について以下に詳述すること

しかるに、S警部補・K巡查部長は、本件事件の緊急性・重大性を認識・予測することなく臨場し、本件のような現場で通常とられるべきであった対応・行動を何ら行わず、かえって被告Sの殺害行為を容易にするような行為・行動をとったものである。以下、詳述する。

2 S警部補、K巡查部長の義務・義務違反について（総論）

（１）現場に臨場する機動捜査隊員の義務

前記のとおり、警察官は、常に最悪の事態を予想して行動すべきである。たとえ不十分な情報しか与えられなかったとしても、最悪の事態を予測して行動すべきであり、また、たとえ緊急性・重大性を認識せず現場に臨んだ場合であっても、指令を受けたときから現場に到着するまでの間に事態が大きく変化することはあり得ると考えるべきであり、素早く現場の状況を把握した上、警察官として通常求められる対応・行動をとるべき義務（状況に適合的な行動をとり、不適切な行動をとらない義務）があるものというべきである。

特に機動的な初動捜査を行うことが任務となっている機動捜査隊員（S警部補及びK巡查部長は、本件当時、機動捜査隊員であった）については、初動対応について十分な教育・指導が行われており、一般の警察官以上に、

110番通報や通信指令の内容にとらわれず、最悪の事態を予測して準備し、現場状況を素早く把握して適切な対応を行うべきことが求められるものというべきである。

(2) S警部補らの義務違反について

ア 前述のとおり、S警部補、K巡查部長は、通信指令室からの指令により、「喧嘩口論」「訪ねてきた者」の110番通報であり、機動捜査隊が当たるべき職務（刑事事件の事案）ではないと判断して、最悪の事態を想定しないまま、本件現場に臨場した。

通信指令室の指令に問題があったことは前記のとおりであるが、そうであったとしても、本件指令を聞いた機動捜査隊員としては、受けた情報（妻から、明け方4時のまだ暗い時間に男が弁護士宅に来て、弁護士を殺すと言っているという通報）だけで、緊急性や重大性（その可能性）を十分認識し得たはずである。

しかるに、S警部補・K巡查部長は、緊急性や重大性（その可能性）を認識することなく現場に臨場し、後記のとおり極めて不適切な対応・行動をとった。

イ また、もしS警部補・K巡查部長が、緊急性や重大性を事前に予測せず現場に臨んだとしても、臨場時に素早く現場の状況を把握するべきであり、それは可能であったにもかかわらず、これを行わないまま後記のとおり極めて不適切な対応・行動をとった。

ウ なお、被告県は、通信指令室から提供された情報は十分であり、「緊急性ある事案」との認識を持って臨場した旨主張している。緊急性のある事案との認識を持っていたのであれば、なおさら（当然）、最悪の事態を予測し、通常求められる対応・行動がとられるべきであったものであり、これを行わなかったことが義務違反であることは、一層明らかというべきである。

エ 以上のとおり，S警部補・K巡查部長は，通信指令室の不十分な指令を漫然と聞くだけで緊急性ある事案との認識さえ持たず臨場し，臨場後も現場の状況把握を十分に行うこともなく，不適切な対応・行動をし，あるいは行うべき対応・行動を行わなかったものである（義務違反）。

以下，項を改めてS警部補らの具体的義務違反行為（現場臨場時にとるべき対応・行動をとっておらず，かえって菅原の殺害行為を容易にしたこと）について詳述する。

3 本件における具体的義務違反行為について

（1）本件のような現場における対応・行動の指針について

警察官が職務を行うに当たっての指針・内規として以下があり，これらは現場において警察官が行うべき対応・行動や義務違反を判断する根拠・基準となる。

ア 受傷事故防止の徹底について（通知）（甲97）

本件のような時間帯の事件について，警察庁では全国の警察に向けて注意を呼びかける通知を発している。

「全国的に，深夜，職質中に刃物で刺され重傷を負うなどの捜査員の受傷事故が発生している。いかなる事件に遭遇しても毅然と立ち向かい犯人を早期に制圧，逮捕する気概は必要であるが，現場に即した装備資機材を有効に利用し臨場するよう捜査員に重ねて浸透させるとともに，危機意識のもと受傷事故防止の万全を図られたい。」とした上で，受傷事故防止に向けた意識の強化，装備資機材の有効活用，指示の徹底について具体的に書いている。

受傷事故防止に向けた意識の強化については，「犯罪を敢行する者は興奮状態にあり，通常では考えられない異常行動をとる場合が多く，現場臨場した捜査員は冷静沈着であることを要求される。しかしながら，過去の例からも現場臨場した捜査員に対し，犯人からの攻撃が通常予想し

にくい局面において、いきなり刃物等で攻撃される事件が散見される。このような現状から、刃物等で不意に攻撃された場合でもこれをかわして制圧するなどの訓練はもとより、職務執行に際しては常に起こりうる最悪の事態に備える意識を強化させるよう教養を徹底すること。」としている。ここでは、「不意に」とあるが、後述する逮捕術教範（甲193）で指示しているように、相手から視線を切ることがなければ、不意にという事態は起こらない。攻撃をかわして制圧するなどの訓練では、言うまでもなく、警察官が自分への攻撃をかわして被害者への攻撃を容易にすることを推奨しているわけではない。そのようなことは逮捕術にはなく、論外である。

装備資機材の有効活用については、「事案発生に際しては、耐刃手袋・耐刃防護衣等の着装、警棒・警じょう・大楯・刺股等の携行等装備資機材を有効に活用し、また、緊迫した現場においてはけん銃を効果的に使用することも念頭においてけん銃を携行させて現場臨場させるなど、装備資機材の有効活用を図ること。」としている。

予想どおりに事態が展開しない事件の現場で、警察官が受傷しないためには、受傷事故防止に向けた意識の強化と装備資機材の有効活用が極めて重要である。これらを徹底のために、「幹部は、捜査員に対して受傷事故防止に関して事例等を挙げた具体的な教養を実施するとともに、犯罪発生時には臨場する捜査員に対して、事案に応じた受傷事故防止のための必要な措置について、具体的に指示をすること」としている。110番通報に基づく指令は、通信指令室が行う。指令者が、幹部として現場に臨場する警察官らに向けて具体的に指示をすることになる。

イ 耐刃防護衣及び防弾衣の着装基準について（例規）（甲100）

同基準2（1）イによれば、機動警ら勤務員が、警ら、警戒活動に従事するときは、耐刃防護衣を常に着装すべきだとされている。これは、

機動警ら勤務員の勤務内容が犯罪者を探し出し逮捕することにあることから、勤務中、いつどこで犯人に遭遇し犯人と対峙するという危険の下にあるためである。

実際には常に警察官が身の危険に晒されているわけではないことから、慢心に陥り易い。そしてそういうときにこそ、受傷しかねない。そこで、通知では、留意事項として、指導の徹底を挙げ、「所属長は、所属職員に対し、防護衣等が自らの身を守るために必要な装備であることを十分理解させ、事案内容、状況等を勘案し、確実に着装させること」としている。110番通報に基づく指令は、通信指令室が行う。指令者が、幹部として現場に臨場する警察官らに向けて具体的に指示をすることになる。

ウ 警察手帳規則（甲192）

同規則は、職務の執行に当たり警察官であることを示す必要がある場合は証票及び記章を呈示しなければならないことや、警察手帳を常時携帯すべきことを規定している。私服で勤務している機動捜査隊員が職務執行に当たる際には、警察手帳を示してその身分を明らかにするべきことは、都道府県警察の警察職員服務規程にも記載されており、警察手帳を示すことができない場合は警察であることを告げるべきことについても教育がなされていたはずであり、警察学校で教育を受けた警察官にとって常識である（甲185. 7頁，9頁）。

エ 逮捕術教範（甲193）

警察官は、刑訴法上、司法警察職員として、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査する地位にある（189条2項）から、職業上、臨場した事件現場で被疑者を逮捕することもある。そのような警察実務のために、逮捕術教範（甲193）がある。具体的内容は以下のとおりである。

(ア) 警察官が事件進行中の現場で被疑者を逮捕するとき、安全かつ効

果的に制圧逮捕する手法が具体的に規定され（1条）、「警察官は、適切に職務を執行することができるようにするため、平素から逮捕術を反復訓練して、その習得に努めなければならない」（2条）とされている。3条では、現場における対応の仕方の基本を具体的に規定している。

本件当時、警察官としての経歴が約25年7ヶ月（1985年4月1日～2010年11月4日）のS警部補、12年7ヶ月（1998年4月～2010年11月4日）のK巡查部長は、この教範に記載された逮捕術や現場で行うべき対応に精通しているはずである。

(イ) 逮捕術規範3条では、逮捕術を用いるときに留意すべき事項として、以下のとおり定めている。

a 密接な連携

警察官が複数の場合は、相互に緊密な連携を保ち、制圧逮捕に当たるようにすること（7号）。110番通報の現場は何が起こっているか、何が起こるか予測が難しく咄嗟の判断が求められる現場であるだけに、相互に緊密な連携を保って対応しないと、警察官自身が却って混乱し、犯行を容易にしたり、犯人の逃亡を可能にしてしまうことになりかねない。犯人の逮捕制圧がありうる現場に複数警察官が臨場する際は、緊密な連携をとるべきことが当然なのである。

b とっさの現場把握

とっさに、相手の人数、態度、凶器の有無等を識別するとともに、地形、地物その他の状況を考え、臨機応変にこれらを自己に有利に役立たせるようにすること（2号）。

「相手」は、1条の規定からすると犯人を指すものと考えられるが、現場に到着したばかりの警察官には、だれが「相手」か幾人「相手」がいるかわからないことがある。しかし、それを現場で「とっ

さに」行う必要があるのである。室内の事件であれば、服装（部屋着、外出着）の違い、履き物（靴を脱いで上る室内に靴を履いている者といない者がいる）の違いで直ちに判別できるであろう。

また、事件現場にいる者全員に向かって「警察だ！」とはっきり言うことで（甲192）、110番通報した被害者は安堵の表情を示し、警察官にその後の対応（被疑者の逮捕）を委ねようとするはずであるのに対して、加害者は安堵の表情を示すことはあり得ず、抵抗を断念しておとなしく逮捕されるか、逮捕を免れるために慌ててその場から逃走しようとするか、逆に、開き直ってさらに犯行を実現すべく攻撃しようとするかなど、被害者とは明らかに異なる行動をとるので警察官にとってだれが犯人かが鮮明にわかる。

警察官が対峙すべき相手がひとりなのか二人なのかそれ以上なのかによって、警察官はその場に臨場している警察官の人数で対応できるかどうかどのような対応ができるかを判断しなければならない。

c 目線を切らないこと

相手が複数の場合は、常に相手を自己の視野に入れるように位置し、おもだつた者から制圧逮捕するようにすること（6号）

ここで重要なことは、常に相手を自己の視野に入れるように位置するという点である。「相手が複数の場合は」としているが、単独の場合であっても同様である。相手が単独の場合、相手から目を離さないのは当然であるから、あえて書いていないだけのことである。加害者から目を離すと、いつどのようなタイミングでどのような攻撃をして来るかわからなくなり、被害者も警察官も加害者の危険な攻撃に曝される危険があるからである。原田証人が「目線を切ってはいけない」と強調するのはそのためである。

d 相手との間合い

常に相手との間合いに注意し、不用意に相手に接近することのないようにすること（3号）。

常に相手との間合いに注意する必要があるのは、不用意に相手に接近すると相手の攻撃に曝される危険があるからである。常に相手との間合いに注意できるようにするには、相手がどこにいて何をしようとしているかがわからなければできない。そのために、常に相手を自己の視野に入れるように位置しなければならない。「視線を切ってはいけない」のである。

e 常に相手の先を占めること

常に相手の先を占め、ちゅうちょ、しゅん巡して制圧逮捕の機会を逸することのないようにすること（4号）。常に相手の先を占めるには、相手がどこにいて何をしようとしているかがわからなければできない。そのために、常に相手を自己の視野に入れるように位置しなければならない。「視線を切ってはいけない」のである。

f 凶器を打ち落とすこと

凶器を所持していると認められる相手に対しては、いたずらに組みつくことを避け、凶器を手に行っている相手に対しては、まず凶器を打ち落とすようにすること（5号）。安易に組みつくとは、警察官が凶器で受傷する危険があるからである。組みつくのではなく、まず凶器を打ち落とせとしている。そうすることで受傷の危険を少なくすることができるからである。

g 打撃技（攻撃技）

逮捕術教範の別表には、打撃技（攻撃技）として、当て身（前突き、前けり、手刀、横けり、ひじ当て、ひざ当て、踏み付け）、警棒打ち・突き（中段打ち、下段打ち、両手突き）、警じょう打ち（本手打ち）、投げ（浮腰）を、制圧技として、逆（関節技）（小手返し、

わき固め)、固め技(前固め、後ろ固め)、追い掛けを挙げている。

h 打撃の強さ

相手に与える打撃は、制圧逮捕に必要な最小限度にとどめるようにすること(1号)。体力のある警察官が強い力で逮捕術を行うと、相手が大怪我をすることになりかねないことから、相手に与える打撃の程度について注意している規定である。

(2) S警部補らの現場における対応・行動(事実関係の要約)

事実関係については既に述べたとおりであるが、本件におけるS警部補らの義務違反を判断する上で、特に確認されるべき事実の要点を、以下に述べる。

ア 緊急性・重大な事案との認識・予測をしなかったことについて

S警部補及びK巡查部長は、「喧嘩口論」「訪ねてきた者」の110番と聞いて、軽微な事案であるとの予断を持ち、緊急性がある事案であることや重大な事案に発展するおそれがあるとの認識・予測もなく本件現場に臨場したことについては、前記で詳述したとおりである。

イ 被害者を識別する行為を行っておらず、「警察だ」とも言っていないことについて

(ア) S警部補は、台所に入った時点で2人当事者がいたことを認識しており、どちらかが被害者で、どちらかが犯人であるという認識はあった(S警部補調書49頁)と認めながら、被害者を識別する行為を行っていない。

服装や履物で容易に識別できたであろうという質問に対し、「私が争っている2人を見たのはほんの一瞬であり……服装まで確認するようないとまはありませんでした」(S警部補調書8頁)と述べている。その証言の欺瞞性については、前述のとおりであり、けん銃を所持していた津谷弁護士を最初に犯人(侵入者)だと即断してしまったことか

ら、本来すべき確認行為を怠る結果になってしまったとみるのが合理的である。少なくとも、S警部補が、それが可能であったのに服装や履物を確認するという行為自体を全く行っていなかったことは明らかである。

(イ) S警部補, K巡查部長とも、「警察だ」と言っていないこと、「津谷さん」と名前を呼ぶなどもしていないこと、「動くな」、「けん銃を渡せ」とも言っていないこと、原告Aに誰が被害者かを確認もしていないことは、争いが無い。

S警部補は、「津谷弁護士ですか」等と声を掛けなかったこと、その理由について、「2人を分けるのに精いっぱい、声を掛けるような余裕はありませんでした。」(S警部補調書49～50頁)と述べ、「警察だ」と言わなかった理由についても、以下のように述べている(S警部補調書45～46頁)。

普通、名のるんでしょう。

ただ、この際は、警察官と名のるよりも、まずは犯罪を制止すると、もみ合っている状況を制止することが先決と思ひまして、すぐに割って入りました。

警察官だと名のる余裕がなかったということですか。

それよりも、割って入る制止行為が優先と考えました。

制止行為が優先だと考えても、警察だと名のる余裕はあったんじゃないですか。

そうかもしれませんが、制止行為の方を優先しました。

K巡查部長は、

私が入ったときは、名のるような状況ではなく、すぐに対応する必要がありました。

それは、警察だと言う必要はなかったという判断だったのね。

そのようないとまはなく、すぐに手を上方に上げております。

と述べている（K 巡査部長調書 4 2 頁）。

S 警部補らは、「声をかける余裕がなかった」「警察だと名のるより制圧行為を優先した」、「警察だと名のるいとまがなかった」と述べるが、両者とも、体を動かすことと警察だと言うことは、同時並行でできるであろうと追及されると、それが可能であることを認めている（S 警部補調書 4 6 頁，K 巡査部長調書 4 3 頁）。

要するに、S 警部補，K 巡査部長とも、「津谷さんですか」と声を掛けたり、「警察だ」と言うことは可能（容易）だったのに、これを行っていないことは明らかなのである。

ウ けん銃を見て津谷弁護士を犯人と誤認したことについて

(ア) S 警部補は、津谷弁護士を犯人と誤認したことを否定している。

しかし、S 警部補が、津谷弁護士が手にしていたけん銃に目を奪われ、津谷弁護士を侵入者と思い込んで（誤認）して、その手首を掴んだものであると考えるのが合理的であること、前述のおりである。

もし「犯人（侵入者）と誤認した」とまでは言えないとしても、どちらが犯人（侵入者）かを確認しないまま、津谷弁護士のみを押さえたことは動かし難い事実である。

(イ) K 巡査部長も、津谷弁護士を犯人と誤認したことを認めていない。

K 巡査部長は、S 警部補が津谷弁護士を押さえているのを見て犯人と思ったのではないかとの質問に対し、以下のように「犯人かどうかは分からなかった」との証言を繰り返している（K 巡査部長調書 4 5 頁，4 7～4 8 頁）。すなわち、

分からなければ、普通は、前に警察官が行って、拳銃を奪い取ろうとしているんだから、その拳銃を持っている人が犯人だと

思うんじゃない。

いや、私はわかりませんでした。なので、2人で加勢しました。

そうすると、あなた、分からないと言うのであれば、ほかに加害者がいると思ったんですか。そういうことですね。

状況がわからなかったです。

普通、状況がわからないのであれば、拳銃を持っている人が犯人じゃないの。

それもわかりませんでした。

何が分からないんですか。

拳銃を持っている人を、危険防止のため押さえております。

じゃ、あなたの感覚では、110番通報されて、駆け付けて、その現場で拳銃を持っていて、S警部補が、その手を、拳銃を奪い取ろうとしているにもかかわらず、その人が犯人だと思わなかったんですか。

それはわかりませんでした。

思わなかったのかと聞いているんだ。

犯人かどうかはわかりませんでした。

犯人だとは思わなかったんですか

わかりませんでした。

と証言している（K巡查部長調書47～48頁より）。

以上の尋問において、K巡查部長が質問に対し正面から答えることを避けていることは明らかである。K巡查部長も、S警部補の行為を見て津谷弁護士を犯人（侵入者）だと思ってS警部補の行動に追隨した（犯人と誤認した）と考えるのが自然である。また、百歩譲って犯

人と誤認（判断）したのではないとしても、K 巡査部長も、被害者、加害者を識別することなく津谷弁護士を押しやる行動をとったことは明らかである。

エ S 警部補の指示, K 巡査部長との連携の欠如について

(ア) S 警部補は、K 巡査部長が入ってきたときに何の指示もしていない（S 警部補調書 5 7 頁）し、両者の間ので必要な連携がとられていないこと、以下のとおりである。

S 警部補は、「けん銃を奪い取ることに専念しておりましたので、もう一方の男の行動については確認できませんでした」（S 警部補証言 5 4 頁）と述べており、津谷弁護士を押しやる一方で、被告 S について目線を切ってしまう、被告 S の動静を見失っていることを認めている。それにもかかわらず、S 警部補は K 巡査部長に対し、姿を消した被告 S を追いかけて捕まえるよう指示していないだけでなく、何らの指示もしていないのである（K 巡査部長調書 4 3 頁）。S 警部補と K 巡査部長の間で、双方の行動について何らの発言、会話もしていない（K 巡査部長調書 4 9～5 1 頁）。

(イ) S 警部補は、「あっち、あっち」等と言われて手を離れたというが、このときも無言で、その後も、S 警部補から K 巡査部長に対し、何らの指示もしていない（「津谷弁護士の手を離せ」という指示もないこと、K 巡査部長調書 5 8 頁）。

オ 津谷弁護士の拘束場所, 拘束態様について

原告 A が目撃したとおり、応接室前廊下で、津谷弁護士が身体の両脇から 2 人の警察官に挟まれて両腕をそれぞれの警察官に両手で掴まれ、持ち上げられてつり上げられているような格好で取り押さえられていたことは、前述のとおりである。

カ 津谷弁護士が刺突されたときの状況

津谷弁護士は、応接室前の廊下でS警部補及びK巡查部長に両側から掴まられている状態のときに、被告Sに左下胸部を正面から1度刺され、S警部補が津谷弁護士の左手を離し、K巡查部長が津谷弁護士の右手を掴んだままの状態、津谷弁護士が跪くように崩れ落ちたところを、左上胸部を上やや前方向から下やや後ろ方向に刺されたことは、前述のとおりである。

キ 津谷弁護士を逃がすための行為を何ら行っていないことについて

(ア) 津谷弁護士が被害者だと分かったと言いつつ、その後も、被害者を安全なところに逃がすための行動（台所の方に逃げて下さい、そっちに言っていないさい等と声をかけるとか、台所の方に導くとか）を何らとっていない（S警部補調書61頁、K巡查部長調書59～60頁）。

そのような行動をとらなかった理由について、K巡查部長は「そのようないとまはありませんでした」と述べているが、逃がすための行動をとらなかったのは、「おれは被害者だ。あっちだ」、「あっち、あっち」と言われても、自分たちが押さえている男が被害者であることを直ちに確信できなかったことの現れというべきである（ゆえに、S警部補もK巡查部長も手を離していたという警察のストーリーは、前述のとおり虚偽である）。

「あっち、あっち」等と言われた後にS警部補及びK巡查部長が、被害者か否か確認する行動もとっていないこと、（もし県警が主張するように被害者だと確認していたなら直ちに行うべき）被害者の安全を確保するための行動も何らとっていないことも明らかである。

(イ) 被告Sが突進してきたときにも、S警部補は、避けただけで、凶器を叩き落とす等の行為は何ら行っていないことも争いが無い。

(3) 本件のような現場で通常とられるべき対応・行動について

ア あらゆる事情を踏まえ最悪の事態を予測すべきこと

(ア) 本件のような時間帯の事件について「受傷事故防止の徹底について（通知）」（甲 9 7）が発せられ、受傷事故防止、最悪の事態に備える意識の強化が求められていたものであり、特に機動捜査隊員については、その職務の性質上、一般の警察官以上に、110番通報や通信指令の内容にとらわれず、あらゆる事情（午前4時という時間帯等）を踏まえ、常に最悪の事態を予測して行動すべきであることは明らかである。

(イ) また、機動捜査隊員としては、通信指令室の指令において侵入者の人数や凶器の有無などの詳細は不明だったのであれば、通信指令室に対し、追加情報がないのか、通報者から追加情報を得てもらえないか等を聞き返すべきである。

イ 自らの判断で警棒、耐刃防護衣等を装備すべきであること

前記のとおり、「受傷事故防止の徹底について（通知）」（甲 9 7）において最悪の事態に備える意識を持ち装備資機材を有用活用すべきことが求められており、「耐刃防護衣及び防弾衣の着装基準について（例規）」（甲 1 0 0）でも、耐刃防護衣を着装すべきことを定めている。

本件では侵入者の人数や凶器の有無が不明だったのであるから、むしろ警棒、耐刃防護衣等を装備すべきであったことは明らかである。殊に、警察官の中でも現場での犯人逮捕を任務とする機動捜査隊は、通信指令室からの装備について具体的な指示がなくても、自らの判断によってこれら装備の必要性を判断できるのであり、自らの判断によって装備すべきだったのである。

ウ 複数で行動し、現場での役割分担・連携をすべきこと

(ア) 「昇試重点項目講座 総務・刑事・組織犯罪対策」（甲 1 7 8）は、警察官の昇任試験対策の書籍であるが、重要事件現場での初動措置として、「(2) 犯人の制圧・逮捕 単独での禁止・・・先着したときは、

現に犯人によって殺傷が行われているなど、急を要する場合以外は、単独で飛び込まない」ことが留意事項となっている。

現場の状況が分からない場合などは相手が複数の可能性もあり、一人で飛び込むことが危険であることは明らかである。

現場に臨場する警察官は、安全確保のため、単独行動をせず、二人一組で行動することが大原則とされていることは、前述のとおりである。

また、逮捕術教範（甲193）では、警察官が複数の場合は、相互に緊密な連携を保ち、制圧逮捕に当たるようにすること（7号）とされている。複数の警察官がいても、連携も指示もなくバラバラの行動をとっては意味がないことも明らかである。

- (イ) 通信指令室の指令において侵入者の人数や凶器の有無が不明だったのであれば、複数人いる場合もありうることを想定し、最低限、単独で立ち入ることはせず、複数で臨場することとし、本件のように3人の警察官がいる場合には、責任者が現場での役割分担を指示して、3人を二手に分けて、S警部補とS巡査が明かりの点いている勝手口から、K巡査部長が明かりの点いてない玄関口の方を回って侵入者の侵入の痕跡を確認してから玄関側から建物内に立ち入るなどの、具体的な手順について指示して、連携した対応を行えるよう準備すべきである（原田調書15～19頁参照）。S巡査は交番勤務であるから、単独で対応させることはできないが、S警部補につき従って、S警部補の指示を受けながら行動することは可能であったであろうし、複数の警察官が立ち入ることで、建物内にいる者たちに対して存在感を強め、S警部補の指示に従わせやすい状態が作れる。ベテランのK巡査部長は、単独での行動は可能であるし、二手に分かれることによって、侵入者が建物内に止まっていれば、挟み撃ちにして逮捕できる可能性

が高まる。勝手口から3人が一緒に入ってしまうと、侵入者に玄関側（応接室の割れたガラス戸側）から逃げられてしまう可能性がある。本件の場合、一旦、応接室に逃げ込んだ被告Sがそのまま割れたガラス戸から逃げ出さず、津谷弁護士を刺突するために警察官がいる方へ戻って来たため逮捕できたのであり、被告Sの動き方如何では同人に逃走されてしまった可能性もある。

エ 家に入った後の初期対応（「警察だ」と告げる、通報者に聞く等）

（ア） 現場臨場時、私服の機動捜査隊員としては、「警察だ」と大声で言うなどして、警察官であることを当事者に分からせる必要がある。

警察だと告げた場合、被害者は安堵の表情を示すであろうし、加害者はその逆であろうから、被害者の識別にもつながる。

（イ） 家に入った際、通報者がいないか意識的に探し、事情を聞くこともとるべき対応である。S警部補もK巡查部長も、家人がいたら、争っている2人を指さして「どっちですか」（S警部補調書7頁）、「犯人はどこですか」（K巡查部長調書5頁）等ときいたであろうことを認めている。S警部補らは通報者が女性であることを知っていたのであり、勝手口から入る際、意識的に通報者を探し、そこにいた原告Aに事情を聞くべきであった。

オ 臨場時速やかに誰が被害者か・侵入者かを識別すること

（ア） 警察官は、自身の身の安全を確保しながら、被害者を救護しなければならないが、そのためには、被害者が誰なのか、どこにいるかを確認する必要がある。現場に複数の当事者がいる場合には、誰が被害者なのか識別のための行動をとるべきことは論をまたないであろう。

本件のように季節は冬に近い11月4日の午前4時頃という時間帯であれば、服装の違い（この時間帯、家人は普通就寝中なのでパジャマや部屋着であり、外出着の侵入者との違いは歴然である）や履き物

の有無を一瞥すれば簡単に確認できたはずである。

また、「津谷さん」と一言名前を呼べば（あるいは「警察だ」と言うだけでも）反応で被害者が分かるであろう。いずれも、一瞬で確認できるはずである。確認する「いとまがなかった」というS警部補らの説明に合理性がないことは前述のとおりである。

- (イ) S警部補は、台所に入った時点で、津谷弁護士と原告A、被告Sの3人が台所でもみ合っていたのを見たのであるから、誰が被害者なのかを識別するための対応・行為（服装の違いや靴を履いているかを見る、「津谷さん」と名前を呼ぶなど）をとるべきであり、それは容易にできた。

台所で3人がもみ合っているところは見えておらず、台所前の廊下で2人の男が組み合っていたのを見たという被告側の主張を前提としても、複数の当事者がいることを確認しているのであるから、どちらが被害者か侵入者かを識別するための行為を行うべきことは同じである。

カ 靴を履いたまま上がるべきであったこと

S警部補及びK巡查部長は靴を脱いで台所に上がった。S警部補の説明によれば、かつて靴のまま上って抗議されたことがあったからだとのことであるが、これは理由にならない。本件は緊急事案であり、侵入者（被告S）に夫（津谷弁護士）が殺されるか藻しれないという事案であるから、侵入者は警察官の姿を見た途端、逃走する可能性が高い（本件では、被告Sが何としてもこの機会に津谷弁護士を殺害したいと決心していたことから逃走しなかつただけである。）。靴を履いたままの被告Sは応接室から侵入口であるガラス戸を通して建物外に逃げ出すことができた。そのとき、S警部補及びK巡查部長は靴を履かないまま被告Sを追いかけるつもりだったのだろうか。そのような展開を全く予想しないで、靴を脱いだとしか考えられない。的確な状況判断をしていないと言

わざるを得ない。

キ 廊下に出た際にも状況確認して被害者を識別すべきであること

S 警部補は、台所に入った時点で2人当事者がいたことを認識したのであるから、廊下に出た後も2人の動静・状況を注視確認し、そこでも服装や履き物などを一瞥してどちらが被害者か侵入者かを識別して次の行動の移るべきであった。どちらが加害者か識別していれば加害者の方を押さえることにより加害者の加害行為から被害（津谷弁護士）者が逃げられる状況にすることができる。

ク 被害者を識別しないまま割ってはいるべきではないこと

現場の状況を把握し、加害者の人数や被害者と加害者を識別しないまま、割って入ったり組み付いたりするべきでないこと、以下のとおりである。

逮捕術教範（甲193）では、とっさに相手の人数、態度、凶器の有無等を識別するとともに……（2号）、相手が複数の場合は、常に相手を自己の視野に入れるように位置し……（6号）、常に相手との間合いに注意し、不用意に相手に接近することのないようにすること（3号）、とされている。

相手（犯人）の人数、態度、凶器の有無等を識別すべしということには、対峙すべき相手が一人なのか二人なのかそれ以上なのかの識別、複数当事者がいた場合、犯人なのか被害者なのかの識別も含まれる。

重要なことは、常に相手を自己の視野に入れるように位置するという点である。複数当事者がおり加害者か被害者かわからない場合には、両方から目を離さないようにするか、追跡できるように注意を配るべきである。

ケ 加害者を識別できないのであれば両方を制圧すべきであること

S 警部補らは、津谷弁護士を犯人とは誤信していない、どちらが被害

者でどちらが犯人かわからなかったと述べているが、仮にそうだと
しても、2人当事者がいて、どちらが加害者・被害者かわからない状況
であれば、両方を制圧するように動くべきである。

S警部補が加害者・被害者を識別できないまま一方当事者を押さえた
というのであれば、S警部補は、後ろに続くK巡查部長にもう一方を追
尾・制圧するよう指示するなどして、両方を確保制止できるよう動くべ
きであり、状況が十分把握できないまま、一方当事者のみを押さえるべ
きでなかったことは明らかである。

コ けん銃を取り上げるためなら逮捕術を用いればよかったこと

逮捕術教範（甲193）の3条5号によれば、凶器を所持していると
認められる相手に対しては、「いたずらに組み付くことを避け、凶器を手
にしている相手に対しては、まず凶器を打ち落とすようにすること」と
されている。

犯人逮捕を任務とする機動捜査隊員は、逮捕術教範の逮捕術の訓練を
受け、これに熟達していたはずである。

けん銃を所持する相手方に対する対応としては、いたずらに組み付く
ことを避け、S警部補が1人で逮捕術（小手返し等）等により制圧すれ
ばよく、警察官らと津谷弁護士・被告Sとの体格・力の差はからしても、
容易にそれができたはずである（これは、被告県が主張するように暴発
を防いだりけん銃を取り上げるためであっても同様である）。

サ K巡查部長も識別行為をすべきであり、識別できないなら両方を押さ えるべきであったこと

(ア) K巡查部長も、現場に2人の当事者がいたのを見ていたのであるか
ら（K巡查部長がS警部補と同時に入ったというべきこと、前述のと
おり）、S警部補と同様、被害者を識別するための行動をとるべきであ
った。

(イ) もしどちらが被害者か加害者か識別できない状況でS警部補が一方当事者を押さえていて他方当事者が玄関方面に移動したというのであれば、K巡查部長は、他方当事者（被告S）を確認・確保する行動をとるべきであった。

しかるに、K巡查部長は、S警部補が津谷弁護士の手を持ち上げているのを見て津谷弁護士を侵入者と誤信し、あるいはどちらが侵入者なのか分からないままS警部補に倣って津谷弁護士のみに取り付いたこと、後述のとおりである。

シ 「おれは被害者だ。あっちだ」等と言われた際に被害者を確認する行動をとり、津谷弁護士の手を離すべきであったこと

現場の警察官は、警察官以外の者から何か（自分は被害者だ等）を言われても即座にそれに従うべきではない（原田調書26～27頁）。犯人が嘘をいう可能性もあるからである。

しかし、俺は被害者だと言われたからには、それを確認する行動をとった上、被害者の拘束を解くべきである。例えば、「あっち、あっち」と言った女性に、「この人は津谷さんですか」と聞いて確認することもできるし、そのようにすべきであった。そうすれば、津谷弁護士本人か原告Aが「そうです」と答えることで、S警部補及びK巡查部長は、津谷弁護士がけん銃を撃つはずがないと即断でき、けん銃の提供を直ちに求めるか、けん銃を持たせたまま津谷弁護士の手を離すこともできた。

しかるに、S警部補とK巡查部長は、津谷弁護士から大声で「おれは被害者だ。あっちだ」、原告Aから「あっち、あっち」と言われても、被害者であることを確認する行動も何らとらず、津谷弁護士の手を押さえ続けたのである。

ス S警部補はK巡查部長に手を離すよう指示すべきこと

S警部補が「あっち、あっち」と言われても津谷弁護士が被害者だと

確信できず手を離さなかったことは前述のとおりであるが、仮にS警部補が手を離したというのであれば、K巡查部長に「手を離せ」という指示を行うべきであった。K巡查部長は、S警部補から明確な指示がなかったため、津谷弁護士が最初の刺突を受けるまで津谷弁護士の右腕を掴み続けたのである。

セ 被告Sの突進を防御すべきこと、それは可能であったこと

逮捕術教範（甲193）には、凶器を持った犯人に対し、凶器を叩き落とす等の攻撃技も記載されている。被告Sが応接室から凶器を持って出てきた際、S警部補において、被告Sに対し警告を発し、凶器を叩き落とすなどして突進を止める行為がとられるべきであった。

S警部補らは、それは困難だったと証言しているが、警棒の携帯、耐刃防護衣の装着があれば可能であったし、装備がなくとも、現場にある物品を投げつけるなどして被告Sの行動を抑止することが可能であった。

K巡查部長においても、被告Sが突進して来た際、津谷弁護士の腕を引いたり押しのける、あるいは引き倒すなどなどして被告Sの突進経路からずらすなどにより被告Sの突進・刺突を防御することは可能であった。

ソ 本件ではセオリーどおりの対応で容易に逮捕できたこと

(ア) 本件当時、機捜6には、3人の警察官が乗っていた。原田宏二証人によれば、常識的な対応として、S警部補は、耐刃防護衣を着装し、けん銃、警棒、無線機、懐中電灯を持ち、他の2人にも同様のことをさせる。S警部補は、現場の指揮官として、3人を2人と1人に分け、S警部補がS巡查を連れて、勝手口に回り、K巡查部長には玄関口側に回らせる。玄関口を回ったK巡查部長は、懐中電灯を照らして玄関周辺を見てまわり、玄関が開いていないこと、応接間のガラス戸が割られていることを確認する。K巡查部長は侵入者の侵入口を発見し、

異常な、極めて危険な事態が家の中で起こっている可能性に気づく。そこで、K 巡査部長は無線で自分が観ている状況を S 警部補に知らせ、その後の行動について指示を受ける。あるいは、無線連絡をすることなく、懐中電灯を照らしながら、割られたガラス戸から室内に立ち入り、応接間内の様子を見る。そこで、K 巡査部長は、侵入者が持ち込んだ凶器の数々を目にする。K 巡査部長は、侵入者が殺人目的で津谷弁護士宅に侵入したことを確信する。K 巡査部長は、侵入者が持ち込んだ凶器を使えないようにする必要があることを直ちに判断し、侵入者が応接間に入って来ないように、自らが応接間のドアから廊下に出る。そうすると、勝手口から室内に入った S 警部補及び S 巡査を見た侵入者が、けん銃から手を離して応接室に戻って来ようとしたところへ、K 巡査部長は遭遇することになる。警察官 3 人に挟まれ、武器を何も持っていない侵入者は簡単にその場で逮捕された。だれも怪我をすることなく、侵入者は逮捕された。

(イ) S 警部補及び K 巡査部長の行った行動

しかし、実際には、S 警部補は、3 人を二手に分けることをしていない。それどころか、3 人がばらばらの動きになっている。津谷弁護士宅に向かっている途中でも、津谷弁護士宅前に到着したときも、耐刃防護衣を着装せず、津谷弁護士宅内では殺人事件に発展するかもしれない危険があるにもかかわらず、警棒も持たず、事件対応中に連絡を取り合うための無線機も持たず、他の 2 人の警察官に具体的な指示を出さずに津谷弁護士宅の勝手口に向かった。K 巡査部長も、S 警部補と同じように特段の装備をすることなく、S 警部補のすぐ後について行った。S 巡査は、K 巡査部長の指示で、通信指令室に現場到着の連絡を入れた。

K 巡査部長の証言によれば、同人は、機捜 6 を降りた後、道路を少

し玄関方向に少し歩き、Uターンして勝手口に向かったとのことである。これでは塀が邪魔をして津谷弁護士宅の敷地内は全く見えない。本当にこのような行動をとったとすれば、全く無駄、無意味であるだけでなく、侵入者の人数も凶器の有無種類もわからない状態でS警部補がひとりで事件が進行中の室内に入るという極めて危険なことが行われていたことになる。S警部補は何秒後に来るようにという指示もしていない。どれほどの時間、ひとりで侵入者（ら）と対峙しなければならぬか不明だったことになる。このような危険なことをベテランの警察官がするとは到底考えられない。

この点に関して、原告Aは、勝手口が開いたとき2人の警察官の姿を同時に見ているという。1人の警察官が台所内に立ち入っており、もう1人は台所に立ち入った警察官のすぐ後ろに立っていて顔が見えていたという。危険な事件現場に来ているのであれば、警察官自身の安全のために複数で現場に立ち入るのが大原則であり、一人ひとりがばらばらに立ち入ることなどあり得ない。

S警部補は、S巡査を戦力として全く位置づけていない。警察官になって数年の巡査は、ベテランの警察官にとってはまだ若輩者かもしれないが、一般市民からみれば一人前の警察官であり、しかも外観からはわからない。S警部補がひとりで立ち入ると、S巡査を連れて立ち入るのでは、侵入者に対する圧力は全く違うことは明らかである。

（４）本件における具体的義務違反行為

本件においてS警部補らがとった対応・行動（上記（２））は、本件のような現場で通常とられるべき対応・行動（上記（３））に照らして、明らかな義務違反行為であること、以下のとおりである。

ア 100番通報傍受～家に入る前の対応について

（ア） 通信指令室の指令内容（妻から、明け方4時のまだ暗い時間に弁護

士宅に男が来て、弁護士を殺すと言っているという通報)だけで、緊急性や重大性(その可能性)を十分認識・予測し得たにもかかわらず、認識・予測をしていない。

(イ) 通信指令室の指令において侵入者の人数や凶器の有無などの詳細は不明だったのであれば、S警部補らは、通信指令室に対し、追加情報がないのか、通報者から追加情報を得てもらえないか等を聞き返すこともできたのに、何らの確認行為も行っていない。

(ウ) 侵入者の人数や凶器の有無が不明だったのであれば、むしろ、最悪の事態を予想し、上司であるS警部補が指示するなどして警棒、対刃防護衣等を装備すべきであり、車両の後ろのトランクに積み込んでいたというのであるから、短時間で容易に装備ができたにもかかわらず(車両を停車して住所を確認している間に分担して行うことも可能であった)、何らの準備も行っていない。

(エ) 侵入者の人数が不明(複数人いる場合もありうる)な上に、侵入者が建物内にまだ止まっているのか、逃走しようとしているのか、逃走してしまったのかもわからない状況だったことからすれば、S警部補が、3人を二手にわけて役割分担を指示し、現場の状況に応じて連携した対応を行うべきであるのに、何らの指示・準備をしていない。

イ 家に入った後の初期対応

(ア) 現場臨場時、私服の機動捜査隊員としては、「警察だ」と大声で言うなどして、警察官であることを当事者に分からせ、その後の対応をし易くするための行動をとるべきであったのに、S警部補及びK巡査部長とも、これを行っていない。

(イ) S警部補らが勝手口から台所に入った時点で、津谷弁護士と原告Aと被告Sが台所でもみ合っていたのであるから、「警察だ」と大声で告げた上で、3人に「動くな」と命令するなどして3人を制止させ

るべきであるのに、これも行ってない。3人を制止させていけば、「けん銃を渡せ」と言ってけん銃を取り上げたり、津谷弁護士を被告Sから引き離して遠ざけて避難させ、菅原を制圧逮捕することができたのに、それも行ってない。

(ウ) S警部補は、台所に入った時点で、複数の当事者がいたことを認識したのであるから（原告の主張は津谷弁護士と原告A、被告Sの3人が台所でもみ合っていたというものであるが、被告の主張でも、廊下で2人の男が組み合っていたのを見ている）、誰が被害者なのかを識別するための対応・行為（服装の違いや靴を履いているかを見る、「津谷さん」と名前を呼ぶなど）をとるべきであり、容易にそれができたのに、何らの対応も行ってない。

(エ) S警部補及びK巡查部長は、事件が進行中の場面に立ち入ったのであるから、侵入者（被告S）がすぐに逃走することを念頭において、靴を履いたまま上に上がるべきであった。しかるに、S警部補もK巡查部長も靴を脱いで台所に上がった。これで侵入者（被告S）が逃亡すれば追いかけることができない状況を自ら作ったとしか言いようがない。

ウ 廊下に出た際のS警部補の対応

(ア) S警部補は、台所に入った時点で2人当事者がいたことを認識したのであるから、廊下に出た後も2人の動静・状況を注視確認し、加害者を識別して加害者を制圧する（被害者が逃げられる状況にする）か、どちらが加害者・被害者かわからない状況であれば両方を確保制止できるよう動くべき（後から来るK巡查部長と2人でそれぞれを制圧するなど）であったのに、喧嘩口論・軽微な事案という認識の下で、被害者を識別するための行動を何ら行わないまま、単に2人の男に「割って入る」という対応をした。

- (イ) S警部補は、どちらが被害者なのかなどの状況を把握しないまま2人の間に割って入り、けん銃を見るやけん銃を持っていた津谷弁護士を侵入者と誤認して（あるいはどちらが侵入者かを確認しないまま）津谷弁護士のみを押さえ、もう一方の被告Sを取り押さえることができないまま見失った（目線を切った）。
- (ウ) S警部補は、もう一方の当事者（被告S）が玄関方向に行ったことを見ていながら、続いて入ってきたK巡查部長に対し、被告Sの確認・確保について何らの指示も行わず（現場でとられるべき連絡連携の欠如）、被告Sがそのまま自由に行動できるような状態を作った。
- (エ) 被告県が主張するようにけん銃の暴発を防いだりけん銃を取り上げるためであれば、S警部補が1人で逮捕術（小手返し等）等により制圧すればよく、容易にそれができたのに（警察官らと津谷弁護士・被告Sとの体格・力の差は明らか）、S警部補は、逮捕術等による制圧などを行わず、津谷弁護士の腕を上を持ち上げるといふ、意味不明の行動をとった。

エ 廊下に出た際のK巡查部長の対応

- (ア) K巡查部長も、現場に2人の当事者がいたのを見ているのに（K巡查部長がS警部補と同時に入ったので被告Sの姿を見ているはずである）、被害者を識別するための行動をとっていない。
- (イ) 2人の当事者がおり、どちらが被害者か加害者かわからない状況でS警部補が一方当事者を押さえ、他方当事者が玄関方面に移動したというのであれば、K巡查部長は、他方当事者（被告S）を確認・確保する行動をとるべきであった。

しかるに、K巡查部長は、S警部補が津谷弁護士の腕を持ち上げているのを見て津谷弁護士を侵入者と誤信し、あるいはどちらが侵入者なのか分からないままS警部補に倣って津谷弁護士のみに取り付き、

同人の腕を掴んで持ち上げる一方、被告Sを自由に行動できる状態のままにした。

- (ウ) なお、県警は「暴発を防ぐため」とか「けん銃を取り上げるために」2人で津谷弁護士の手を押さえたことと主張するが、この説明は不合理であることは前記のとおりであり（体格差・力の差から考えてもS警部補1人で押さえるか逮捕術を用いれば十分であり、屈強な警察官が2人がかりで右手だけを押さえるという逮捕術もなければ、必要性もなかった）。

もし仮に2人で津谷弁護士の手を押さえたのだとしても、K巡查部長が、合理的理由なく津谷弁護士のみに取り付いて押さえたものであること、現場に2人の当事者がいるのに、一方当事者のみを抑え、他方の動静を確認したり追ったりせず、被告Sを自由に行動できるようにしたという点で変わりはなく、現場に臨場した機動警察隊員が通常行うべき行動に照らし著しい義務違反であることは明らかである。

オ 津谷弁護士を取り押さえた行為の後の行動

- (ア) S警部補・K巡查部長は、逮捕術などの有効な手段を用いれば簡単にけん銃を取り上げることができたのに、これを行うことなく、原告Aが目撃したとおり、応接室前の廊下で、S警部補が津谷弁護士の左手を、K巡查部長が同人の右手を持ち上げて、両側から津谷弁護士が身動きできない状態にし続けた。

- (イ) S警部補とK巡查部長は、津谷弁護士から大声で「おれは被害者だ。あっちだ」、原告Aから「あっちだ」と言われても、津谷弁護士を拘束した自分達の判断が誤りだと結論づけて直ちに従うことはできなかった。警察官が現場にいる人たちの声にいちいち従っていたら、却って現場は混乱することになる。

S警部補及びK巡查部長の行為としては、「津谷弁護士ですか」と掴

まえている男性に問い、「そうです」と言われたときに、自分たちの責任判断として津谷弁護士の手を離すことになるのである（原田調書26～27頁参照）。津谷弁護士にも女性（原告A）にもその事実確認をしないS警部補らは直ちに津谷弁護士の手を離さず、安全なところに避難させるなどの行動もとらず、津谷弁護士を、両腕を掴まれて身動きできないようにし続けた（これによって被告Sによる1回目の刺突が容易に実行された）。

(ウ) 1回目の刺突時に、S警部補は津谷弁護士の左手を離したが、K巡查部長は、S警部補から「手を離せ」という明確な指示がなかったため、津谷弁護士の右腕を掴み続け、津谷弁護士は、K巡查部長に右腕を上向きに掴まれたまま崩れ落ち膝を付いた状態となった（この状態で被告Sによる2回目の刺突が実行された）。

(エ) 被告Sが応接室から凶器を持って出てきた際にも、S警部補において、被告Sに対し警告を発し、凶器を叩き落とすなどして突進を止めたり（警棒の携帯、耐刃防護衣の装着があれば可能であったし、装備がなくとも、現場にある物品を投げつけるなどして被告Sの行動を抑止することが可能であった）、K巡查部長において津谷弁護士の腕を引いたり押しのける、などして津谷弁護士を現場から避難させることが可能であったのに、S警部補・K巡查部長とも、津谷弁護士を守るため何らの行動もとっていない（S警部補及びK巡查部長は、ひたすら、ひたすら自らが被告Sから逃げるための行動しかとっていない）。

4 結果と因果関係ある義務違反行為とそれに至る一連の過失行為

(1) 殺害という結果と直接の因果関係のある行為

S警部補及びK巡查部長において、2人の当事者のうち津谷弁護士のみを応接室の前の廊下で身体拘束する一方、被告Sを自由にした不適切な対

応・行動，及び被告Sの突進に対し被害者を守るための対応を何ら行わなかった不作為が，殺害と直接的な因果関係がある義務違反行為である。すなわち，

S警部補とK巡查部長は，どちらが被害者かの確認を行わないまま津谷弁護士を侵入者と誤認して（あるいはどちらが侵入者かわからないまま）2人とも津谷弁護士のみを掴みかかり，被告Sを自由に行動できるようにする一方で，津谷弁護士については応接間の前の廊下という位置で，2人がかりで身体を自由を奪った。

その際に被告Sは応接室で新たな凶器（本件凶器）を手にして廊下に突進することができた。応接室の前の廊下という至近距離で身体を拘束されていた津谷弁護士は，被告Sの刺突を回避することは不可能であった。

S警部補とK巡查部長は，津谷弁護士から大声で「おれは被害者だ。あっちだ」等と言われても津谷弁護士の手を離さず，これによって被告Sの1回目の刺突が容易に実行された。1回目の刺突時にS警部補が津谷弁護士の左手を離したが，K巡查部長が右腕を掴みつづけたため，2回目の刺突が容易に実行された。

S警部補とK巡查部長は，被告Sが応接室から本件凶器を持って出てきた際も，警告を発し，本件凶器を叩き落とすなどして被告Sを制圧したり（警棒の携帯や耐刃防護衣の装着があればそれは十分可能であった），津谷弁護士の腕を引いたり押しのけるなどして津谷弁護士を現場から避難させることができたのに，何らの行為を行っていない。

（2）S警部補・K巡查部長の一連の過失行為

死亡の結果を招いた直接の義務違反行為は上記（1）のとおりであるが，それは，以下のようなS警部補・K巡查部長の過失行為（前記4（2）に詳述）の積み重ねの結果であり，以下に記載した一連の行為全体が同人ら過失行為と評価されるべきである。

- ア** 通信指令室の指令内容（妻から、明け方4時のまだ暗い時間に弁護士宅に男が来て、弁護士を殺すと言っているという通報）だけで、緊急性や重大性（その可能性）を十分認識・予測し得たにもかかわらず、漫然「喧嘩口論」事案との予断を抱き、緊急性ある、生命身体に危険のある事案であるとの認識・予測を持たず、装備等の準備も心構えもないまま現場臨場したこと
- イ** 現場において、服装等を一瞥したり被害者の名前を呼ぶ等により、あるいは「警察だ」と言えばその場にいた者の反応の違いによって、被害者と加害者を識別することは容易だったにもかかわらず、現場で被害者と加害者を識別するための行為を何ら行わなかったこと
- ウ** S警部補は、現場2人の当事者がいたのにその服装や動静を確認することもなく、けん銃をみて津谷弁護士を侵入者と誤信して（あるいはどちらが侵入者か確認しないまま）津谷弁護士のみを身体拘束し、玄関方面に逃走した被告Sを自由に行動できるままにしたこと
- エ** S警部補が、K巡查部長にもう一方の当事者を追うように指示を出さずともなく無言で津谷弁護士を押さえていたため、K巡查部長も津谷弁護士を侵入者と誤信し（あるいはどちらが侵入者かわからないままS警部補に習って）、同人のみに取り付いて身体拘束したこと
- オ** S警部補とK巡查部長は、津谷弁護士から自分が被害者だと告げられ、原告Aから「あっち、あっち」と言われても、直ちに津谷弁護士を被害者だと判断して行動できず、津谷弁護士を逃がすための行為も行わず、応接室の前の廊下で同人の両手を掴み続けたこと

第3 県警の権限不行使による被告県の責任

1 警察官の権限不行使が違法となる要件について

警察法2条1項は「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯

罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもつてその責務とする。」と規定しており、また、警職法1条1項は「警察官が、警察法に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。」と規定し、同法2条以下においてその行使し得る手段を規定している。

そうすると、警察官は、特定の個人が犯罪等の危険にさらされている場合において、その危険を除去するために、法律上許容される範囲内で警察法2条1項所定の職務に関して必要かつ相当な措置を執る一般的な権限を有していることは明らかであり、警察官によるこのような規制権限の行使は、警察官に与えられた公益上の義務であるとともに、特定個人に対する法的義務としての権限の行使にもなると解される。

特に、人の生命、身体、財産に対する差し迫った危険がある場合に、その危害を防止ないし排除して人を救助することは、現場に居合わせた警察官に課せられた重大な責務である。

そうだとすると、①危険が現に切迫し又はその蓋然性があり、②警察官がこれを予見でき、③危険除去のための権限を容易に行使することができ、④権限を行使すれば結果を回避できた、にもかかわらずこれをしなかった場合には、職務上の義務に違背したものとして、国家賠償法上、違法となると解すべきである。

2 ①津谷弁護士生命・身体に対する具体的危険の切迫性

被告Sは、11月4日午前4時頃という深夜早朝時間帯に、けん銃、剪定ばさみ（本件凶器）等多数の凶器を持って、津谷弁護士を殺害し、可能ならその前に拉致して殺害する目的で、津谷弁護士宅の応接室のガラスを割って不法に侵入し、寝室にいた津谷弁護士に対し、「殺す」などと怒鳴って、実包の装てんされたけん銃を突きつけて引き金を2回引いており（甲10）、原告

Aがその声を聞いて本件110番通報をした。このように、原告Aの通報時点で、既に津谷弁護士对身体に対する加害行為が開始され、同人の生命及び身体に対する具体的危険が切迫していた。

原告Aが110番通報した後、被告Sは原告Aにけん銃を向け、応接室に引き込もうとしたり、勝手口まで追いかけて腰にけん銃を突きつけたりするなどの行為に及んでおり、S警部補らが津谷弁護士宅に入った時点では、津谷弁護士及び原告Aがけん銃を持った被告Sの右手を押さえて必死に抵抗していた状況にあった。被告Sによる津谷弁護士の生命及び身体に対する加害行為が継続していたのみならず、原告Aの生命及び身体に対する加害行為も行われていた。

3 ②危険の切迫に対する警察官らの認識及び認識可能性について

(1) 原告Aによる110番通報に対するT巡査部長の認識

原告Aからの通報内容は、侵入者が津谷弁護士に対して殺すと言っており、早く来てくださいという切迫したものであった。午前4時の突然の住宅への不法侵入と「殺す」と言って脅しているという切迫した通報は、殺人事件に発展するおそれのある、緊急かつ重大な通報である。

通信指令室で指令者として本件の対応にあたったT巡査部長も、「午前4時の通報で、犯人が、殺すという文言があるということで、緊急事案に発展する可能性があると思って」と述べ(T巡査部長調書5頁)、さらに、「重大な事案に発展すると思って」おり(10頁)、その中には殺人も含まれると述べている(同頁)。

この供述からすれば、T巡査部長は、津谷弁護士の生命及び身体に対する具体的危険があることを認識していたということである。

(2) 現場臨場したS警部補の認識

津谷弁護士宅に臨場したS警部補は、T巡査部長の無線指令を聞いて、「午前4時という時間、また、弁護士を殺すなどといった通報内容、それ

から、さらに、110番指令の際、指令室の方から喚起音が2回鳴ったこと」から、詳細な内容はわからなかったものの、緊急性のある事案と判断したという（S警部補調書2頁）。

このS警部補の供述からしても、現場臨場したS警部補は、T巡查部長の指令を聞いたときから、少なくとも津谷弁護士对身体に対する加害行為がなされる具体的な危険があることを認識していたと言える。

加えて、S警部補及びK巡查部長は、津谷弁護士宅の勝手口ドアを開けて中を見た際に、被告S、津谷弁護士、原告Aがもみ合っており、さらに中に入って原告Aが手を離れた後は、被告Sと津谷弁護士とがけん銃を持ってもみ合う様子を見ていることからして、津谷弁護士及び原告Aの生命及び身体に対する加害行為がなされる具体的な危険があることを十分認識できた。

4 ③権限行使の容易性

(1) 警察官が行うべき職務行為

本件で、通信指令室及び現場臨場した警察官がそれぞれ行うべきであった職務行為については、前述のとおりである。

ここでは、これらの職務行為を踏まえて、被告Sが津谷弁護士宅に侵入した後、警察官らにおいて、津谷弁護士の生命及び身体に対する加害行為を防止することが容易であったことについて、容易に採り得た具体的な権限行使を挙げて説明する。

(2) 住居侵入の現行犯人として逮捕することは容易であった

ア 住居への不法侵入の通報であることは明らか

原告Aの通報を受理したI警部補は、原告Aの「誰か来てます 侵入者が」「殺すとか言ってます主人に 弁護士なんですけど」「家の中にいます」という説明から、津谷弁護士の生命及び身体に対する加害目的で不法に住宅に侵入した者がいることを十分認識できた。

I 警部補は、住居侵入罪（刑法130条前段）の現行犯人であることを確認しようと思えば、「侵入者」という原告Aの説明に対して、「あなた方ご家族に何の断りもなく外から突然入ってきたのですか」などと尋ねて、原告Aら家族が、住居への立ち入りを承諾していないことを明確にすることもできたが、これすら怠っている。原告Aは「侵入者が」と明確に伝えているのだから、これを聞いてすぐ住居への不法侵入事案であると把握するか、あえて確認のために、原告Aが「侵入者」と言う根拠を、受理者において適切な質問を発するなどすればよかったのである。

通報者が「わかりません 何となっているのか」と言ったからといって、通報者から話を引き出すことが役目（原田調書4頁）の通信指令室の警察官がそれ以上質問することをやめることが正当化されることはない。質問を変えて尋ねることは容易であり、通報者が答えられるかどうかを別として、受理者は質問をしなければならない（原田調書4～5頁）。

イ 不正確な指令

以上のように、原告Aの通報内容からすれば、侵入者には少なくとも住居侵入罪が成立しており、警察庁の110番通報の内容区分（甲188）によっても「喧嘩口論」にならないにもかかわらず、指令者であるT巡査部長は、指令の冒頭で「喧嘩口論の110番通報です」と述べたうえで、「津谷弁護士 この者を訪ねてきた者が「弁護士を殺す」などと話しているという通報です」と説明した。この指令は、住居への不法侵入者による事案であることが抜け落ちているばかりか、「訪ねてきた者」と述べることで、むしろ逆に、指令を聞いた者が不法侵入事案と考えない危険すらある。

また、受理者であるI警部補は、原告Aから、侵入者が家の中にいるかことを聴き取っているにもかかわらず、T巡査部長は、侵入者が家の中にいることを説明していない。

これでは、指令を聞いた警察官は、津谷弁護士の自宅を平穩に訪ねてきた者が、何かをきっかけに津谷弁護士と口論になって、「殺す」と言うなどの喧嘩になっているものとしか受け取らず、緊急性のある重大事案に発展するおそれのある通報であると考えず、緊張感をもって現場臨場しない可能性が高い。

特に、警察官が事案の重大性を判断するに際して、加害者の侵入態様は重要である。例えば、窃盗事案でも、住居侵入窃盗のほうが、住居侵入を伴わない万引きや置き引きよりも犯情が重いと考えられており、さらに、住居侵入窃盗の中でも、家人が不在であることを前提に侵入した事案と、家人がいても構わない「居空き」とでは危険度が全く違う。後者は家人の生命及び身体に対する加害行為を伴う強盗や強盗殺人になりかねない、非常に危険な犯罪である（原田調書18頁）。

そうであるだけに、受理者が、深夜早朝時間帯の家人がいる住居への侵入という通報から、重大犯罪に発展しかねない事案と判断して必要な聞き取りを行わず、かつ、指令の際に「訪れた」という平穩な態様に言い換えた杜撰な職務遂行は、著しい職務怠慢というべきである。

ウ 住居侵入の現行犯逮捕は容易だった

T 巡査部長が、住居侵入の現行犯事案であって、「殺す」と家人に申し向け、殺人に発展するおそれもあることを述べて指令していれば、S 警部補ら機捜6の警察官らは、機動捜査隊員として速やかに津谷弁護士宅に急行し、現場臨場後は警察であることを告げ、当事者の服装等から速やかに見分けるか、あるいは通報者に確認するなどして侵入者を被告Sと特定して現行犯逮捕し、所轄警察署（本件では秋田中央署）に事件と被告Sの身柄を引き継ぐことができた。

なお、警察であると告げることはもちろんのこと、服装等から速やかに侵入者を見分けることも容易であった。事件当時、津谷弁護士と原告

Aはいずれも上下ジャージ姿で靴を履いておらず、侵入者である被告Sは紺色ジャンパーを着用し、足元はスニーカーを履いていた（甲111）のであるから、外見上、家人と侵入者の区別が容易であるだけでなく、通報者である「当事者の妻」すなわち原告Aに対して「侵入者ほどの人か指差してください」などと告げて確認することでもよく、警察官として特殊な技能や訓練ないし資格を要する行為は何もなかった。

S警部補らの津谷弁護士宅の臨場は決して早くなかったが、そうであっても、S警部補らが臨場した際は被告Sの腕を津谷弁護士と原告Aが掴んでいて、被告Sが本件凶器を応接室に取りに行く前であったから、S警部補らが臨場後に速やかに侵入者を特定して現行犯逮捕すれば、津谷弁護士が本件凶器で刺されることはなく、死亡することもなかったことは明らかである。

（3）不十分な指令でも臨場時の権限行使により容易に死亡結果を回避できた

ア 指令を聞いた警察官らの対応

上記（2）イの杜撰な指令内容から、この指令を聞いて津谷弁護士宅に向かったS警部補らは、事案の緊急性・重大性を十分認識できなかった可能性が高い。実際に、S警部補は、「緊急性のある事案と思われた」と言いつつも（S警部補調書3頁）、「凶器に関する情報がなかったことから、装備の着用を省略」したといい（同頁）、「事案の詳細が不明」（4頁）であるとして、細かい指示もしなかった。さらに、指令を聞いた後も、S警部補は後部座席にいたまま、助手席のS巡查と交代することもなく、通信指令室に事案の詳細等を自ら尋ねることもしなかった。

S警部補は、原田意見書（甲107）20頁で示したような「弁護士宅から殺人に発展する恐れのあるトラブルの通報」「現時点で、人数、凶器等不明につき、臨場に当たっては受傷事故に十分注意されたい」という指令であっても「判断は同じ」だった（S警部補調書、5頁）という

が、殺人に発展するトラブルであり、凶器の有無は不明で、受傷事故の注意を促す指令があれば、耐刃防護衣を着用して警棒を持つことが通常であることからすれば、同じ判断になるとはとても考えられない。

このように、通信指令室からの指令のみでは事案の重大性を十分認識できなかったとしても、現場臨場後、S警部補は「家の中で家人と侵入者が争っている」と判断し（S警部補調書4頁）、侵入者が家の中にいることを認識し、かつ、津谷弁護士宅の中に入った後ですぐに原告A、津谷弁護士、被告Sの3人がもみ合う様子を見て、拳銃の存在にも気付いたのであるから、殺人に発展する具体的危険があるトラブルであることを十分認識できた。

イ 津谷弁護士宅臨場後の警察官らの杜撰な職務遂行

津谷弁護士宅臨場後にS警部補らが警察官として行うことができた権限行使は、前述のとおりである。

特に、津谷弁護士宅に入った後に「警察だ」と告げることや、複数の当事者から加害者と被害者を見分けることは重要かつ容易であるのに、S警部補らはこれすら行っていない。S警部補は、指令内容から、「どちらか被害者で、どちらか犯人であるという認識」があった（S警部補調書49頁）にもかかわらず、である。

もともと、S警部補らが勝手口から津谷弁護士宅に入る前から、津谷弁護士と原告Aとで被告Sの腕を掴んで同人の動きを押さえていたのであるから、S警部補らは、誰が侵入者かを見分けた後は、原告Aが手を離したところをそのまま引き継ぎ、被告Sの腕を掴んで押さえるなどして、制圧すれば済むことであった。

S警部補らは警察官として行うべき初歩的なことを怠ったばかりか、誤って被害者である津谷弁護士の両腕を掴んで同人の動きを制圧し、他方で被告Sを自由にしてその動きから目を離してしまった。この点につ

いて、S警部補は、津谷弁護士を侵入者と誤認したからでなく、危険防止のため、けん銃の暴発を防ぐために津谷弁護士の右腕を押さえたと説明しているが、それが信用できないことは前述のとおりである。

ウ 臨機応変に対応できるはずの機動捜査隊員

S警部補らは機動捜査隊員であり、殺人等の重要事件、急訴事件を認知した場合に速やかに現場に急行して初動捜査を行い、犯人を検挙する任務を負う者である。通報等で得られた情報から、常に起こり得る最悪の事態を想定し、慎重かつ的確に判断すべきこと、漫然と、事態を矮小化した予測をすべきでないこと等は、前述のとおりである。

とすれば、T巡查部長の杜撰な指令があったとしても、S警部補らは、凶器があるかもしれないことを考えて耐刃防護衣を着用し、警棒を持って津谷弁護士宅に臨場すべきであるし、指令時に聞いた内容で事態を小さく見積もるのではなく、S警部補がK巡查部長やS巡查にその都度指示して、津谷弁護士及び被告Sの双方から目を離さず、被害者である津谷弁護士及び原告Aを避難させ、被告Sによる加害行為を制止すべきであった。

エ 著しい権限不行使

S警部補らが機動隊の警察官として行うべき権限行使を行わず、逆に、津谷弁護士を侵入者と誤認してその両腕を上挙げて津谷弁護士の動きを制圧し、他方で被告Sを制圧しないばかりか自由に動くことができる状態にしてその動きから目を離したことによって、被告Sが応接室に本件凶器を取りに行くことができ、逃げることができなくなった津谷弁護士を本件凶器で二度も刺突して、2度目の心臓付近への刺突を致命傷として津谷弁護士が死亡したことは、前述のように、S警部補らの業務上の過失行為と評価すべきであり、不法行為を構成する。

仮に、S警部補らの行為について不法行為が成立しないとしても、通

信指令室における I 警部補の通報受理時の杜撰な態様に始まり、指令者の T 巡査部長が事案を矮小化して指令を行い、これにより喧嘩の仲裁かと軽く考えて緊張感もないまま漫然と津谷弁護士宅に臨場して、臨場後も警察官として初歩的な職務行為を怠り、その結果、津谷弁護士を拘束して被告 S を自由にし、津谷弁護士が逃げることもできずに被告 S に 2 度も刺突されて死亡するに至ったことについて、秋田県警の警察官らに、容易にできる権限行為をいずれも怠った、著しい権限不行使があることは明らかである。

5 ④結果回避可能性

このように、通信指令室の警察官が適切に原告 A から聴き取りを行い、事案の緊急性・重大性を把握して、これを現場臨場する警察官らに伝えて必要な指示をするなどしていれば、現場臨場する警察官らも緊張感を持ち、必要な装備も持参して迅速に津谷弁護士宅に臨場して、速やかに被告 S を侵入者と認めて制止し、被告 S が津谷弁護士を刺突する事態が生じなかったことは明らかであり、結果回避可能性の要件も充たす。

このような秋田県警の警察官らの権限不行使は著しく不合理であり、国家賠償法 1 条 1 項上違法である。

6 因果関係があることについて

被告県は、S 警部補及び K 巡査部長が津谷弁護士宅に臨場（現着が午前 4 時 11 分 24 秒）したときから被告 S が津谷弁護士を刺突するまで（午前 4 時 12 分 57 秒）が約 2 分弱の出来事であり、短時間で起こった事件であり対応が難しかった、と説明する。

しかし、本件は、警察官らが来るまで津谷弁護士と原告 A とで被告 S の両腕を掴んでいたのを、S 警部補と K 巡査部長が津谷弁護士の両腕を押さえ、一方で被告 S を自由にしてしまったために、被告 S が多数持ち込んだ別の凶器を取りに行き、津谷弁護士を刺突できた事案である。つまり、警察官らが

臨場してから約2分弱で被告Sが津谷弁護士を刺突できたのは、警察官らが被告Sの動きを止められなかったからではなく、警察官らが津谷弁護士だけを押さえて被告Sを自由にしたためである。その意味で、むしろ、S警部補とK巡査部長の誤った対応が、短時間での被告Sの刺突行為を可能にしたのである。

逆に、上記で述べたように、警察官らが、臨場してすぐ、原告Aと津谷弁護士が掴んでいる被告Sの腕をそのまま引き継いで掴むか、あるいはどちらが津谷弁護士であるかを見分けて被告Sに凶器を取りに行く隙を与えずに被告Sを制止したり、津谷弁護士及び原告Aを避難させることで、数分かからずに被告Sが犯罪行為に出られないよう止めることができた。

このように、津谷弁護士宅に臨場したS警部補らが、警察官として初歩的なことを行わず、誤って津谷弁護士の両腕を押さえて、被告Sを自由にしたために、警察官が臨場してからわずかな時間で津谷弁護士が刺突される結果となったものであり、警察官らの過失行為ないし権限不行使と、津谷弁護士の死亡結果との間に因果関係があることも明らかである。

第4章 県警の虚偽説明及び県警の捜査に係る被告県の責任

第1 県警の捜査にかかる被告県の責任

1 はじめに

津谷弁護士は、早朝、自宅において刺殺された。津谷弁護士は、動かない状態の身体の前胸部を2回、正面方向から刺されたものである。

津谷弁護士はなぜ身体をかわすことなく2度も正面から刺されたのか、共犯者ないし被告Sの行為を容易にした者がいたのかを含め、津谷弁護士が刺殺された状況の詳細を解明することが、捜査の主眼となるべきであった。

この点、津谷弁護士が刺された場面を原告Aが目撃していないことには争いが無い。一方で当該現場には、通報を受けて臨場したS警部補及びK巡査

部長がおり、被告Sの犯行を容易にした者として考えられるのは、この2人の警察官のみである。被告Sの靴底跡や津谷弁護士の血液の滴下箇所などの現場保存を徹底した上で、原告Aが目撃した範囲での供述を正確に記録し、S警部補及びK巡査部長の供述とも細かくつき合わせ、津谷弁護士がどこで刺突されたのかを明らかにすることにより、津谷弁護士が正面から2度も刺突された真相を解明しなければならなかった。

2 真相隠しを意図した捜査の実態

ところが、県警が実際に行った捜査は、被告Sの殺人の被疑事実を立証するために必要な最低限度のことを行っているだけで、それも意図的に真相(津谷弁護士が2度、刺突されたときの状況)が出ないように曖昧にしたり虚偽を織り交ぜたりしたもので、およそ本来のまともな捜査からほど遠いものであった。津谷弁護士は2人の警察官がその場にいながら、なぜ2度も刺突されなければならなかったのかという、だれもが疑問に思う、最も重要な真相については、これを隠ぺいする「捜査」の名に値しない逸脱行為を組織的に行っていたのである。

(1) 真相隠しとも言うべき非常識極まりない現場保存

事件の現場には、様々な客観的な証拠が存在しているから、記憶に頼る供述証拠と異なり、それ自体が極めて重要な証拠である。したがって、事件直後の現場保存は、捜査の客観性を高めるために必要不可欠な決定的に重要な捜査である(甲176～178)。

前記のとおり、現場は事件発生時のままに保存するというのが鉄則であり(原田調書31頁)、その場にある物を移動してほかの場所に置いたり、客観的な証拠が判別できなくなるようなことは絶対に行ってはならない。凶器などを勝手に動かしてはならない。警察の実況見分調書のとおりであれば、S警部補が津谷寝室内で本件凶器を後方に放っているのであるから、本件凶器は本来、津谷弁護士の部屋の前になければならない。

ところが、本件では、現場に臨場した警察官らは、被告Sから本件凶器を取り上げた場所に置いたままにするでもなく、直ちに押収手続を開始するでもなく、けん銃と並べて、廊下中央部まで移動して置き、さらにこれを被告Sに示していた（甲30の写真34）。けん銃にも本件凶器にも津谷弁護士血痕が付着していた。このような証拠物を事件の現場であちこちに移動すると、事件の過程で付着した血痕なのか、事件後証拠物を移動したときに付着した血痕なのかわからなくなる。これは、犯行（刺突）場所の特定を妨げる証拠隠滅行為である。

しかも、逮捕された後の被告Sは、侵入時に履いていた靴のままで津谷弁護士宅内を歩いていた。これでは、被告Sが事件の過程で動いたときに出来た靴跡なのか、事件後に警察官等に連れられて動いたときにできた靴跡なのか区別がつかなくなり、被告Sの靴跡によって事件当時の被告Sの動きを裏付けることができない。原田証人はこれを「現場を壊していると同じ」と指摘している（原田調書32頁）。

また、本件現場にはブルーシートが敷かれたが、現場が屋内であり規制線も張られている本件では、現場保存のためにブルーシートを敷く必要はそもそもない（33頁）。一方で、血痕については通常は、「採取して、検証なり実況見分なりやれば、それを明らかにしないとイケない」（34頁）ものであるのに、本件ではこうしたことはされていない。真相解明のためには不要、あるいは有害ですらある、非常識極まりない異常な現場破壊行為というほかない。

（2）原告Aに無断で警察官面前調書を一部差し替えた

H 巡査部長は、加藤捜査一課長ら上司の指示により、原告Aに無断で、同人の警察官面前調書の一部を差し替えた。

原告ら準備書面11で述べたとおり、原告Aの警察官面前調書（甲149）の6項は、原告Aには供述ができるはずのない、原告Aが目撃してい

ない内容が記載されている。原告Aも本人尋問において、この警察官面前調書に記載のある事柄について、「入って来た警察官は最初、ピストルを奪っていた夫を押さえたのです」という場面を目撃してはいなかったと述べ、そのような場面の説明を警察官にした覚えもないと述べた（原告A調書21頁）。同様に、「夫が違う犯人はこっちだというようなことを言ったのを聞いています。」とある点についても、原告Aはそのようには聞いていないし、そのようなことを津谷弁護士が言ったと警察官に説明してもいない（同頁）。さらに、「その被告Sは、警察官が夫の方に行っている間に応接室の方に行き、刃物を持って廊下に出てきたのです。」と原告Aが供述した点についても、原告Aは実際にそうした現場を見たものでもなく、警察官にそのような説明もしていない（24頁）。甲149号証の警察官面前調書の6項は、原告Aが体験していない、原告Aでは供述が不可能な内容が記載されていることは明らかである。

同項は、作成者であるH巡查部長が、後日、県警の言い分と辻褄があうように原告Aの供述の一部を創作し差し替えたものである。この調書の全体が作成されたのは平成22年11月4日、すなわち事件当日である。事件発生から間もないこの時点で、一人の巡查部長の判断で、供述者が実際には全く述べていない内容の供述調書を作成することなど考えられないし、H巡查部長が原告Aから話を聞いて供述調書を作成するよりも前に、S警部補及びK巡查部長の言い分を聞き取っている時間的余裕があるはずもない。何より、H巡查部長の独断でこのようなことがなされようとしたならば、上司が内容を確認した際に、原告Aが実際に目撃できたことではないことが書かれていることはすぐに気づかれ、原告Aの供述調書の取り直しが必要になってしまう。本件でこうした事態に陥っていないのは、原告Aの供述調書の書き替え・差し替えが、県警本部の判断によって組織的・意図的に行われたものだからである。

(3) 原告Aの供述を捜査の基礎としなかった

県警は、原告Aの体験や目撃状況について、事件当日に一度だけ警察官面前調書を作成したが、原告Aの供述と被告Sとの供述、あるいはS警部補・K巡查部長との供述との突き合わせを行わなかった。S警部補及びK巡查部長の各実況見分では原告Aの立会を求めず、その結果、原告Aの目撃状況とは明らかに異なる虚偽の実況見分調書や虚偽の供述調書が作成されることとなった。

これに対して、原告Aの実況見分調書は、その作成を意図的に遅らせた。H巡查部長が原告Aの実況見分を行ったのは、現場保存が解除され、事件から実に半月後の平成22年11月19日であり、原告Aが自宅に住むことができるようになった同月14日からも5日もあとのことであった。これでは原告Aは、事件現場に残された客観的な証拠（血痕や靴跡など）に基づく説明ができない。さらに、この実況見分調書（甲82）の完成は同月26日、すなわち起訴日の翌日であった。当然、検察庁は原告Aの実況見分調書は起訴の判断材料として使うことはできなかった。

このように、県警は原告Aの供述を意図的に捜査の基礎から除き、また、検察庁の起訴の判断材料として用いられないように仕組んだのである。

(4) S警部補らの行動について、公判廷で虚偽の事実を述べた

県警は、S警部補らが当時現場でとった行動について、公判廷で以下のように虚偽の事実を述べた。

- ① K巡查部長はS警部補に10数秒遅れて勝手口から台所に上がり込んだ。
- ② 被告Sと津谷弁護士がもみ合っており、現場に原告Aはいなかった。
- ③ 応接間の暗闇から被告Sが、突然、本件凶器の刃先を前にして飛びだしてきた。
- ④ 被告SがS警部補に向かって本件凶器の刃先を向けてきたので、S

警部補は「体裁き」をした。

- ⑤ 被告Sと津谷弁護士と一緒に寝室になだれ込み、津谷弁護士が被告Sに覆い被さるように倒れ込み、この過程で津谷弁護士は刺された。

警察官が自分が警察官として関わった警察活動について証言することについて、国賠法1条の「公権力の行使」に当たらないとする裁判例（東京地裁平成6年2月23日判決）があるが、これは誤りである。警察官の捜査活動は、証拠を収集して検察官に提供し、検察官の起訴判断、起訴後の立証活動に資するものであり、起訴後に法廷で警察官が当該捜査活動の経過について証言することにより証拠収集手続の適法性や証拠内容の信用性を立証する場合があることを常に想定してなされているものである。そうであればこそ、個々の警察官の捜査活動は日々、組織内で報告することになっており、不当違法な活動がなされないよう内部チェックがなされる仕組みになっている。これは、事件をたまたま目撃した一般人が証言するのは刑事裁判における位置づけは全く異なる。警察官にとって法廷で証言することは、いわば自己の警察活動（の適法性）を説明する場であり、まさに職務の主要な一内容ということが出来る。当該事件捜査に関わった警察官が当該事件捜査について証言することは、まさに国賠法1条の「公権力の行使」である。

3 小括

以上のように、県警は、被告Sを被疑者、津谷弁護士を被害者とする殺人被疑事件の捜査過程で、S警部補らが見たことや行動したことを隠蔽し、原告Aの目撃内容についてはあえて無視して捜査の基礎とせず、さらにはS警部補らに偽証を指示するなどして、S警部補らが津谷弁護士宅に臨場したあとの職務遂行がわかる捜査記録について、S警部補らの過失が導かれうる事実を意図的に改変した。

これらは、原告らがS警部補らの過失行為について秋田県（実質的には秋

田県警)の責任を追及できないようにすることを意図してなされたものである。原告らは、被害者である津谷弁護士の妻として、あるいは子、親として、津谷弁護士の死亡に至る詳細かつ正確な事実経過を知ることではじめて、損害賠償請求すべき者及びその関与形態を特定し、同人の逸失利益や固有の慰謝料について損害賠償請求することができるのであるが、県警が自らの組織防衛のために、S警部補らの過失行為を隠蔽する捜査記録を作成したことは、原告らが必要な情報を得て損害賠償請求を行うことを困難ならしめる証拠隠滅行為であり、原告らの権利利益を侵害する不法行為が成立する。

第2 県警の虚偽説明に係る被告県の責任

1 はじめに

犯罪現場に居合わせた犯罪被害者は、自分が体験した犯罪の恐怖と戦い、悔しさを胸に抱きながら、生涯を生きて行かなければならない。現場に居合わせなかった被害者遺族にしても、殺害された家族の無念を思い、自分がその場において被害者を助けることができなかったことを悔やみ、生涯を生きて行かなければならない。この恐怖や苦悩は誰にも消すことができない。

犯罪被害者保護法が成立するまでは、犯罪被害者のこのような心情は法的に全く顧みられることがなかった。犯罪被害者保護法はこの点を十分に理解したからこそ、立法目的において、犯罪被害者の受けた身体的、財産的被害その他の被害の回復には困難を伴う場合があることにかんがみ、「被害者及びその遺族の心情を尊重し」と明記し、「その権利利益の保護を図ることを目的とする。」(1条)と規定しているのである。

どのような犯罪においても、被害者遺族が何よりも強く求めているのは事件の真相を明らかにすることである。

他人の刑事事件はいくら衝撃的に報道されてもすぐに忘れてしまう他人事でしかないが、被害者遺族にとっては生涯忘れることのできない、風化する

ことなく、鮮明に記憶し続ける生涯の大事件なのである。1条が、「(被害者)の遺族がその被害に係る刑事事件の審理の状況及び内容について深い関心を有する」と規定しているのは、このような実情を背景としている。

刑事事件の審理は、犯罪捜査の末に、検察官が起訴した後に捜査証拠に依拠して行われることであるから、犯罪捜査過程における真相究明こそが被害者遺族にとって最も重要な利害関心事である。

そうであればこそ、犯罪被害者にとって、県警の捜査によって究明された真相を知ることは、自分たちの命に匹敵するほど重要なことであり、犯罪被害者は事件の真相を知る権利を有し、これは法的保護に値する利益である。

他方、警察は、強制捜査権限を持って事件の真相を解明することを独占的に業務とする国家組織であって、その捜査を妨げることは証拠隠滅罪などとして処罰対象になるほどに、その捜査権限は強いものとして制度化されている。これは、警察に犯罪捜査を独占させることによって、証拠の破壊、滅失などを防ぎ公正な立場での捜査が可能となり、犯罪事実を組織的効率的に明らかにすることができることを期待しているのである。

そのような警察との関係で、犯罪被害者は証拠を提供する捜査協力者の地位にとどまるものであって、捜査方針を決めたり、捜査に直接関わって証拠収集をしたり、証拠の取捨選択がなされる捜査会議に参加したり、どのような事実について送検するかを決定したりすることなどはできない。このことは、事件を直接目撃した被害者遺族であっても同様である。目撃事実と警察が認定しようとする事実が異なっていたとしても、被害者遺族は警察が認定しようとする事実が誤りであるとして訂正することができない。警察の公正な捜査によって明らかになった真相を知らされることによってのみ、被害者遺族の精神的苦痛は軽減される可能性があるのもであって、それなしには精神的苦痛の軽減はあり得ず、真相隠しは被害者遺族の精神的苦痛を更に強めるのである。

警察の捜査権限と、警察と被害者遺族の上記関係性からすると、警察は、被害者遺族との関係では、捜査で明らかになった事実、特に被害者遺族が知らない事実を被害者遺族に報告説明する義務があるというべきである。

このようにみると、捜査において事件に関する重要な事実を隠ぺいし証拠化しないことは、捜査の公正を害するという公共的利益を害するだけでなく、被害者遺族との関係では、被害者遺族のために真相を明らかにし被害者遺族に報告説明する義務を怠り、犯罪被害者の知る権利をも害するものである。

また、被害者遺族が真相究明のために、自らの知りうる限りの事実を述べ、捜査機関の捜査に協力しているにもかかわらず、これを無視し、犯罪被害者の述べる事実とは両立しない、虚偽の事実を公表することは、被害者遺族の訴えを公的な立場から虚偽と決め付けるものであり、被害者遺族の社会的名誉を著しく毀損することになる。

2 本件の場合

原告Aの目撃体験事実は、前記で繰り返し述べたとおりである。原告Aは津谷弁護士が刺突された瞬間だけを見ていない。原告Aからすれば、警察官が来るまでは、夫婦で取り押さえることができていた被告Sに、警察官が2人も来ているところで、津谷弁護士が逃げることもなく正面から2度も刺されるというのは、到底、理解できない展開である。

どのような状況で津谷弁護士は刺突されたのか、その時、2人の警察官はどこで何をしていたのか、なぜ津谷弁護士を助けることが全くできなかったのかという事実は、原告Aがどうしても知りたい唯一の真相である。

2人の警察官には、職務上、県警に報告する義務があるのであり、県警には、原告Aに対して真相を説明すべき義務があるというべきである。

また、県警は議会に対して真実を報告する義務がある。議会という公の場で、県警幹部が説明する内容は、これが真実であると県民から受け取られるのが当然である。

ところが、本件で県警が実際に行ったことは、以下のとおり、真相の説明ではなく、これとは全く逆の真相(警察官らが犯行に加担してしまった事実)の隠ぺいだったのである。被害者保護の精神を踏みにじる重大な加害行為である。

(1) 原告らに対する虚偽の説明

県警は、平成22年11月11日には秋田県JAビル内にある津谷弁護士事務所、また同月25日には原告ら宅で、原告らに対して本件刺殺事件の時の状況を説明した。

しかし、その内容は、当時、S警部補及びK巡查部長の認識としては現場に原告Aがいた認識がなかったなどという全くの虚偽であった(甲172)。原告Aの目撃した事実をごまかそうとすることだけでも問題であるが、原告Aはそもそも存在していなかったというのはあまりにも荒唐無稽の虚偽である。

(2) 県議会教育公安委員会における虚偽の説明

同年11月10日(甲12)、同年12月9日(甲14)、同月27日(甲16)、秋田県議会教育公安委員会に西川県警本部長をはじめとする県警本部関係者らが出席して、本件現場に臨場した際から津谷弁護士が刺殺されるまでの経緯について説明したが、これらも、以下のとおり、真相を隠ぺいするためになされた虚偽の説明であった。

ア 11月10日(甲12)

西川本部長は、被告Sが「真っ暗な中から突然出てきました」(10/23頁)と説明したが、実際には、廊下から差し込む灯りで応接室ドアを開けた部分は明るくなっていて、被告Sが応接室内から廊下にいる津谷弁護士の方向に本件凶器を向けて構えている姿は、応接室前廊下に立っている津谷弁護士、S警部補及びK巡查部長には見えていた。S警部補もK巡查部長も夜間に実況見分を行っているから、このことを改めて

確認したはずである。台所から廊下に出た原告Aにさえ、応接室から突き出している本件凶器の刃先が見えたのであるから、応接室前廊下から応接室の方を向いて立っていたS警部補及びK巡查部長に被告Sの姿が見えなかったはずがないのである。

佐藤刑事部長は、S警部補及びK巡查部長が立ち入ったときの状況について、「勝手口から入っていきましたところ、もみ合っている状況がありました。男性2人がもみ合っている状況がありまして、やはり通報どおりこういう事案があるということを認知しまして、まず2人を分けようと、こういう行動をしたわけです」(7/23頁)と説明したが、原告Aが津谷弁護士と2人で被告Sが拳銃を撃てないように掴まえていた事実を隠ぺいし「2人がもみ合っている」と虚偽の説明を行った。

佐藤刑事部長は、津谷弁護士が2人の警察官に腕を掴まれ続けた姿勢のまま「俺は被害者だ。あっちだ」と言い、原告Aも大声で「あっちだ」と訴えたのにS警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の腕を離さなかったことが事実であるにも関わらず、「警察官はすぐ手を離しております」(18/23頁)と、虚偽の説明を行った。

西川本部長は、この年の8月31日には秋田県警刑事部長名で「受傷事故防止の徹底について」(甲97)という通知が出ていたにも関わらず、耐刃防護衣を着装させることについて、「現場に負担をかけておる」「現場の判断に任されております」(13/23頁)などと述べ、耐刃防護衣を着装しないことで「身軽であることが一つ利点である」(9/23頁)とも述べ、上記通知をまったく無視していた対応が取られていることを正当化するなど、県警の落ち度を否定するための弁解に終始した。

佐藤刑事部長もまた、「どういう状況であったのかきちっと確認する、そういうことに今全力を尽くしている」(11/23頁)などと述べたが、実際には、事件現場にいた原告Aから詳しく事情を聞いてこれをS警部

補及びK巡查部長の報告と突き合わせ、食い違う点があればさらに双方に確認する、といった捜査を意図的に回避していたものであって、これらもまた事実とは異なる、責任を回避するための説明であった。

イ 12月9日（甲14）

この日の教育公安委員会において、佐藤刑事部長は当時の状況について、「警察官2名が現場の家屋に順次入ったところ、2人の男性が廊下付近でもみ合っていたため、2人を引き離そうと間に入った際、うち1人がけん銃を手にしていて、それで暴発等による危険の防止のためにけん銃を取り押さえようと手をつかみ挙げたと。その際、もう一人の男は応接室方向に逃走し、被害者と奥様から「おれじゃない、あっちだ」というふうに言われまして、けん銃を持った男性が被害者、それで逃走した男が被疑者であるということが、警察官において分かりました。それで、警察官は被害者の方から手を離して、即座に1名の警察官が応接室方向に逃げ込んだ被疑者を逮捕すべく向かったという状況です」（18／30頁）と説明した。

しかし、S警部補が勝手口に立ち入ったとき、そのすぐ後ろにはK巡查部長がいて家の中を見ており、2人とも、原告Aと津谷弁護士が台所内で被告Sを掴まえているところを目撃しているのであり、「2人の男性が」「廊下付近で」もみ合っていたというのはいずれも虚偽説明である。

また、佐藤刑事部長はこの日も、「（1人の警察官が）逮捕すべく応接室の方に向かったわけです。そこで、被疑者が突然、暗い応接室から刃物に向けて飛びだしてきた」（18／30頁）と説明した。しかし、廊下にいた3人（津谷弁護士、S警部補及びK巡查部長）は応接室ドアの方を向いて応接室前廊下に立っていたのであって、1人の警察官のみが被告Sを逮捕すべく応接室の方に向かう、という状況は存在しなかった。また、上記アで述べたとおり、廊下から差し込む灯りで応接室ドアを開

けた部分は明るくなっている、被告Sが本件凶器を構えている姿は、応接室前廊下に立っている津谷弁護士、S警部補及びK巡查部長には見えていたのである。

さらに、この日の説明では、県警幹部の説明が二転三転している。

佐藤刑事部長は当初は、「警察官2名が現場の家屋に順次入った」（18／30頁）と説明していた。だがその後、西川本部長がK巡查部長について「この警察官は、後から来ましたので犯人が逃げた方向も見ておりません。ですから、とっさに何も対応はできておりません」（同頁）と説明すると、佐藤刑事部長はこれに合わせるように「車が着いて、すぐ1人の警察官がお宅の方に向かいました。それから、10秒から12秒くらいだと思うのですが、遅れまして2人目が臨場いたしました」（21／30頁）との説明になり、「2人目の警察官が10秒ないし12秒ほど遅れて勝手口から入りましたら、既に廊下では勝手口からは見えない状況だったそうです」（同頁）と、説明を変えたのであった。

ところが、さらにその後、山本豊主席参事官（兼）刑事企画課長は「警察官2名が現場の家屋に順次入っていったと。そしたら2人の男性が廊下でもみ合っていたと」（27／30頁）と説明した。これは佐藤刑事部長の最初の説明と同じであり、2人の警察官は同じ状況を見ていたことになる。このように県警の説明は一貫性を欠くものであった。

ウ 12月27日（甲16）

佐藤刑事部長は、「A警部補及びB巡查部長が（被害者及び被疑者の）後を追って寝室に入り、被害者の下になっていた被疑者を制圧した」という検証結果の記載について述べた。この説明だと、警察官が津谷弁護士の寝室に入ったのは津谷弁護士よりも後になる。

原告Aは、4人がなだれ込んだ直後に津谷寝室の様子を見に行っており、そのとき、被告S、2人の警察官が折り重なっており、津谷弁護士

はその上側の警察官の背中に手を掛けていたところを見ている。この位置関係からして、津谷弁護士が寝室に入ったのは4人のうちの最後である。佐藤刑事部長の説明は事実と異なる。

また、佐藤刑事部長は、「初めて被害者の方が「刺された」と寝室で言いました。そこでB巡查部長が「離れて」と叫んで離脱させようとしたところ、被害者の方は自分で立ち上がって」(16/24頁)と説明している。

この説明のとおりなら、S警部補及びK巡查部長は、被告Sと津谷弁護士が倒れ込んでいるところを見て声をかけ、そして津谷弁護士が自ら立ち上がったということになる。原告Aは4人が津谷寝室になだれ込んだ直後に寝室の様子を見に行っているが、佐藤刑事部長の説明のとおりであれば、原告Aの目の前には、警察官2人が立ちはだかっていたはずで、寝室の中は見えていないはずである。

また、倒れているのが津谷弁護士と被告Sだけであれば、誰が刺されたのかを問う必要は全くない。やはり、佐藤刑事部長の説明は事実と異なる。

なお、11月7日から8日にかけて敷いたビニールシートの下に血痕はあったのか、という質問に対して、佐藤刑事部長は「廊下にはたくさん血痕がございましたが、どこにあったかについては、ここではお話できません」(15/24頁)と答え、西川本部長は「Cの部分については血痕が全くないということはないですけれども、先ほど申し上げましたように、いろいろな諸活動でついたものもございますので、大量の血痕が付くということはなかなか考えられませんが、どういう性質の血痕かというのは、なかなか直ちには申し上げにくいところであります」(同頁)と答えている。津谷弁護士がどこで刺されたかがわからないということであれば、事件現場に残っている血痕は、被告Sの靴跡と共に、犯

行（刺突）場所を特定する上で極めて重要な証拠になるものであり、本件では漏れなく採取してその特徴等をきちんと記録にとどめておかなければならない。本件ではそうした措置は取られておらず、現場保存はまるで客観証拠の意図的な破壊が行なわれたような極めて杜撰なものだったというほかないが、上記答弁ではこれを特段の問題ととらえていない。

（３）虚偽事実を記載した検証結果の公表

平成２２年１２月２７日、県警は「秋田市泉北地内における男性弁護士被害持凶器殺人事件に対する秋田県警察の対応に関する検証結果」（甲１７）を公表したが、ここでも以下の虚偽事実が記載されている。すなわち、

- ① Ｓ警部補及びＫ巡查部長は相次いで津谷弁護士宅の勝手口から入って来たにもかかわらず、検証結果では、Ｋ巡查部長はＳ警部補に遅れて勝手口から台所に上がり込んだとされ、
- ② Ｓ警部補らが勝手口を開けたとき、台所のスピーカー付近で津谷弁護士と原告Ａが侵入者（被告Ｓ）を取り押さえており、その様子を十分視認できる状況だったのに、検証結果では、原告Ａがその場におらず、津谷弁護士と侵入者（被告Ｓ）の２人で揉み合っていたとされ、
- ③ 侵入者（被告Ｓ）は、応接室ドア付近から応接室前の廊下に立っている津谷弁護士の方に本件凶器の刃先を突き出して刺そうとして対峙している状況があり、その場面をみた津谷弁護士が「おれは被害者だ、あっちだ」と叫び、原告Ａも津谷弁護士の様子や刃先を見て「あっちだ」と２人の警察官に応接室の侵入者（被告Ｓ）の方を指差し、また、応接室ドアが開いていることで、廊下の明かりによって応接室の中の侵入者（被告Ｓ）の様子は見えていたにもかかわらず、検証結果では、応接室の暗闇から侵入者（被告Ｓ）が突然本件凶器の刃先を前にして飛び出してきたとされ、
- ④ 侵入者（被告Ｓ）が本件凶器を突き出した先は、Ｓ警部補とＫ巡查

部長が両腕を掴みあげた状態にいる，最初から命を狙っていた津谷弁護士腹部であったにもかかわらず，検証結果では，侵入者（被告S）がS警部補に向かって本件凶器の刃先を向けてきたので，同人が咄嗟に体さばきをしたとされ，

- ⑤ 侵入者（被告S）は，S警部補とK巡查部長に両側を挟まれた状態のままの津谷弁護士を2度刺し，直後に，寝室に走り込んだにもかかわらず，検証結果では，S警部補に身体をかわされた被告Sが津谷弁護士の方向に向かって突進し，被告Sと津谷弁護士と一緒に寝室になだれ込み，津谷弁護士が被告Sに覆い被さるように倒れ込んだ，この過程で津谷弁護士は刺されたとされる，

などの虚偽事実を記載し，公表したものである。

3 まとめ

以上のとおり県警は，遺族に対する直接の説明においても，また県議会教育公安委員会での答弁や検証結果の公表により県民に広く説明する際にも，事件の真相ではない，虚偽の事実の説明に終始した。このような説明は，真相隠しを目論む捜査を前提に行われたものであり，被害者遺族に対する情報提供義務違反を構成するものである。

また，県警が県議会や検証結果でも虚偽の事実を公表したことによって，これと異なる内容の原告Aの供述は真実ではないと公的に表明したことになり，原告Aは嘘つきであるという烙印を押し，同人の社会的名誉を著しく毀損したものであって，不法行為が成立する。

原告B，原告C，原告Dにとって，津谷弁護士は父親であり，原告Aは母親である。突然の凶行により父親を失うとともに，事件の現場に居合わせた母親が警察によって嘘つきの烙印を押されることは重大な精神的苦痛であり，やはり，不法行為を構成する。

第5章 被告Sの原告Aに対する不法行為

被告Sは原告Aに対し、「だんなとあんたを殺しに来た」と告げ、実弾の入ったけん銃を突きつけている。

この行為は、殺害の実行の着手であり、故意による殺人未遂が成立する。

仮にこれが殺害の実行の着手とまでは評価できないとしても、少なくとも、原告Aの身体に危害を加える旨を告知した脅迫の実行行為に該当することは明らかであり、被告Sには、原告Aに対する不法行為が成立する。

第6章 損害額の算定について

(略)

以上